

欧州連合(EU)、欧州評議会(CoE)及びイギリスにおける
青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査

報告書

令和5年3月

内閣府政策統括官（政策調整担当）

目次

第1部 調査の概要	1
1. 件名	1
2. 調査の目的	1
3. 調査実施期間	1
4. 調査実施機関	1
5. 調査の概要	1
6. 調査方法	2
第2部	3
第1章 EU	3
1. EU における青少年のインターネット利用環境に関する実態	3
(1) 青少年が利用するインターネット接続機器、利用率、利用内容、利用時間等の 基礎データ	3
(2) 青少年インターネット利用に関する調査研究の収集。調査対象範囲、調査方法、 分析方法の整理	9
2. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題	10
(1) ネットいじめ	10
(2) SNS に起因する事犯	14
(3) 違法有害情報の閲覧・拡散	14
(4) ネット依存、オンラインゲーム依存	15
(5) 個人情報やデータの流出・拡散	19
(6) 性的搾取	21
(7) Web サイトに起因する事件	25
3. 青少年のインターネット利用環境整備に関する EU が定める法制度・政策	28
(1) 青少年育成施策、情報通信施策及び通信産業施策を所管する委員会、会議、機 関、省庁等	28
(2) 青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を推進する実施部門の役 割、権限及びその根拠等	32
(3) 各課題について、調査時における青少年のインターネット利用環境に関する法 制度や政策等（立法過程や検討過程にあるものも含む）の内容、その背景や運用 状況等の整理	35
(4) 法規制に対する世論の動向（意識調査の結果等）	44
4. 利用環境整備に関する事業者、民間団体、家庭の取組を整理	46
(1) 調査時における青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者、 関連団体及び保護者等の教育・啓発活動の取組内容並びに教育・啓発の評価指標	

や啓発事業における効果の測定方法等	46
(2) 保護者や家庭での取組について、既存の意識調査の結果等。特に保護者が青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切管理すること（ペアレンタルコントロール）による対応	61
5. その他	66
(1) 青少年のインターネット環境整備に係る最新の動向	66
(2) 取組事例等	67
(3) その他	67
第2章 CoE（欧州評議会）	68
1. CoEにおける青少年のインターネット利用環境に関する実態	68
(1) 青少年が利用するインターネット接続機器、利用率、利用内容、利用時間等の基礎データ	68
(2) 青少年インターネット利用に関する調査研究の収集。調査対象範囲、調査方法、分析方法の整理	68
2. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題	68
3. 青少年のインターネット利用環境整備に関する CoE が定める法制度・政策	69
(1) 青少年育成施策、情報通信施策及び通信産業施策を所管する委員会、会議、機関、省庁等	69
(2) 青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を推進する実施部門の役割、権限及びその根拠等	70
(3) 青少年のインターネット利用環境に関する法制度や政策等の内容、その背景や運用状況等	71
(4) 法規制に対する世論の動向（意識調査の結果等）	87
4. 利用環境整備に関する事業者、民間団体、家庭の取組を整理	88
(1) 調査時における青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者、関連団体及び保護者等の教育・啓発活動の取組内容及び教育・啓発の評価指標や啓発事業における効果の測定方法等	88
5. その他	89
(1) 青少年のインターネット環境整備に係る最新の動向	89
(2) 取組事例等	90
第3章 イギリス	93
1. イギリスにおける青少年のインターネット利用環境に関する実態	93
(1) 青少年が利用するインターネット接続機器、利用率、利用内容、利用時間等の基礎データ	93
(2) 青少年インターネット利用に関する調査研究の収集。調査対象範囲、調査方法、分析方法の整理	97

2. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題	104
(1) ネットいじめ.....	104
(2) SNS に起因する事犯.....	105
(3) 違法有害情報の閲覧・拡散.....	106
(4) ネット依存、オンラインゲーム依存	106
(5) 個人情報やデータの流出・拡散	107
(6) 性的搾取.....	108
(7) Web サイトに起因する事件.....	108
3. 青少年のインターネット利用環境整備に関するイギリス政府が定める法制度・政策	109
(1) 青少年育成施策、情報通信施策及び通信産業施策を所管する委員会、会議、機 関、省庁等	109
(2) 青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を推進する実施部門の役 割、権限及びその根拠等	109
(3) 各課題について、調査時における青少年のインターネット利用環境に関する法 制度や政策等（立法過程や検討過程にあるものも含む）の内容、その背景や運用 状況等の整理	112
(4) 法規制に対する世論の動向（意識調査の結果等）	115
4. 利用環境整備に関する事業者、民間団体、家庭の取組を整理	116
(1) 調査時における青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者、 関連団体及び保護者等の教育 啓発活動の取組内容並びに教育・啓発の評価指標 や啓発事業における効果の測定方法等	116
(2) 保護者や家庭での取組について、既存の意識調査の結果等。特に保護者が青少 年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタル コントロール）による対応	118
5. その他	119
(1) 青少年のインターネット環境整備に係る最新の動向.....	119
第3部 資料（現地有識者への聞き取り調査）	120

第1部 調査の概要

1. 件名

欧州連合（以下 EU とする）、欧州評議会（以下 CoE とする）及びイギリスにおける青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査

2. 調査の目的

本調査は、スマートフォンや多様なインターネット接続機器の登場により、青少年のインターネット利用環境が急速に変化している状況に鑑み、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定)において、諸外国の現状や取組等について調査研究を実施することとされていることから、EU、CoE 及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組や課題、当該課題に対する法制度や政策、民間事業者や保護者等による取組等についての情報を収集、整理するものである。

3. 調査実施期間

令和4年7月～令和5年3月

4. 調査実施機関

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)

5. 調査の概要

(1) 調査対象国

EU、CoE 及びイギリス

(2) 調査項目

次の内容について調査を行った。

ア 青少年のインターネット利用環境に関する実態

イ 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題

ウ 青少年のインターネット利用環境の整備に関する国際機関または政府が定め

- る 法制度や政策
- エ 青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者、関連団体、保護者等による取組
- オ その他の最新の動向等

6. 調査方法

(1) 文献等調査

EU、CoE 及びイギリスについて有識者指導のもと調査を行った。

(2) 有識者意見聴取

本調査内容に精通した日本国内の有識者に対して意見聴取を行い、調査対象の選定や調査内容に関する助言・指導を得た。また、現地有識者ヒアリングの候補先の選定、打診等を協力いただきロンドン・スクール・オブ・エコノミクス&ポリティカル・サイエンス メディア・コミュニケーション学科 社会心理学教授ソニア・リビングストン氏を紹介いただいた。第6回意見聴取及びリビングストン教授への意見聴取はメールにより行った。有識者と、その日程は以下のとおりである。

氏名	所属・職位	意見聴取実施日程
齋藤 長行	東京国際工科専門職大学 教授	令和4年8月19日、11月2日、12月13日 令和5年1月17日、3月10日、3月24日

注：敬称略、所属及び職位は意見聴取当時のもの

第2部

第1章 EU

1. EUにおける青少年のインターネット利用環境に関する実態

(1) 青少年が利用するインターネット接続機器、利用率、利用内容、利用時間等の基礎データ

ア. 出典となる基礎データ資料

2021年、全人口の80%に対し、EUの青少年の95%が毎日インターネットを利用すると回答している¹。

欧州委員会 (European Commission) のウェブサイトによれば、「児童の権利に関する条約 (国連子どもの権利条約)」に基づき、18歳未満は「子供」と定義されているが²、他のEU文書やレポートでは「0歳から14歳が子供、15歳から29歳が青少年」と分けて調査をしているものもある³。本報告書内で参考にした調査もそれぞれ年齢対象が異なるため、都度調査対象年齢を記載することとする。

本項1では、EUが公式に発表している資料がなかったため、研究者による調査研究プロジェクトであるEU Kids Online⁴のデータを用いた。当プロジェクトを主導し、イギリスや欧州で数々の政府・民間研究プロジェクトに参画されているリビングストーン教授⁵に対しては、EU Kids Online 並びに昨今の欧州地域における状況についてヒアリング調査を行っており、その内容は別章にて報告する。

以下、本稿ではEUの公式調査のほか、以下のLSE 並びに Statista 等外部機関の調査結果も用いて報告する。

イ. インターネット接続機器

9歳から16歳を対象としてロンドン・スクールオブエコノミクス (LSE) の研究チームが行った調査 (EU Kids Online 2020、対象範囲、方法等詳細は次項(2)で後述。)によると、インターネット接続機器はスマートフォン又は携帯電話、コンピ

¹

https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Being_young_in_Europe_today_-_digital_world#:~:text=In%202021%2C%2095%20of%20young,80%20%25%20for%20the%20whole%20population.&text=In%202021%2C%2071%25%20of%20young,at%20least%20basic%20digital%20skills.

² Rights of the Child – EU and international frameworks

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A52021DC0142_

参考：国連子どもの権利条約 <https://www.unicef.org/child-rights-convention/convention-text>

³ This is one of a set of statistical articles that forms Eurostat's flagship publication Being young in Europe today. It presents a range of demographic statistics for children (defined here as those aged 0-14 years) and young people (defined here as those aged 15-29 years) across the European Union (EU).

⁴ About the Project ページでは、リビングストーン教授による動画による説明もある。

<https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/about>

⁵ <https://www.lse.ac.uk/business/consulting/experts/sonia-livingstone>

ューター（デスクトップ又はノートパソコン）、タブレット、ゲーム機、テレビ、インターネット接続型玩具（スマートトイ）、ウェアラブル端末が挙げられている⁶。

特にスマートフォンは「いつでも、どこでも」手軽にインターネット接続が可能のため、接続機器として全体の約 80%の青少年がスマートフォンからの接続と答えており、圧倒的に多い割合で利用されていることが分かる。また、スマートフォン利用の青少年のほとんどが少なくとも「毎日」ほぼ常にインターネットに接続した状態だと答えている。19カ国中 11カ国（クロアチア、チェコ、ドイツ、エストニア、イタリア、リトアニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア）においては、80%以上の青少年がスマートフォンを使って最低一日一度はインターネットにアクセスすると答えている。

研究チームによれば、スマートフォン利用によるインターネット接続に関しては、2010年に行われた調査に比べノルウェーでは 31%から 86%、ルーマニアにおいては 2%から 86%に増えており、過去 10年間での飛躍的な利用増加がうかがえる。

ウ. 利用率

調査対象国 19カ国の平均として、スマートフォンの利用が 80%、次に利用率の多いテレビとコンピューター（デスクトップ又はノートパソコン）はスマートフォンの約半分のそれぞれ 44%、43%、続いてタブレットが 22%、ゲーム機が 19%などとなっている。

レポート内の表を下記に抜粋する。平均値は一番下の Ave (Average) を参照されたい。

【図表 1】国別インターネット接続利用機器（調査対象年齢 9 歳から 16 歳）

⁶ LSE

<https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/eu-kids-online-2020>

	Smartphone or mobile phone	Desktop computer, laptop or notebook	Tablet	Games console	TV	Toy connected to the internet	Wearable device	Other
CH	70	26	20	21	n.a.	n.a.	n.a.	17
CZ	82	43	18	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	20
DE	85	46	16	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	8
EE	87	41	16	13	50	9	8	9
ES	76	29	28	30	75	6	15	15
*FI	-	-	-	-	-	-	-	-
FR	65	41	31	26	47	18	13	6
HR	82	52	17	10	20	4	3	4
IT	80	39	20	14	17		3	2
LT	89	66	20	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	26
MT	77	58	43	34	48	11	14	15
NO	86	44	33	26	46	2	10	9
PL	83	40	14	14	59	2	8	8
PT	84	37	27	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	28
RO	86	41	19	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
RS	86	40	15	11	61	0	8	13
*RU	-	-	-	-	-	-	-	-
SK	70	43	24	5	21	1	6	n.a.
*VL	-	-	-	-	-	-	-	-
Ave	80	43	22	19	44	6	9	13

(出典：EU Kids Online 2020 より抜粋⁷⁾)

※CH：スイス、CZ：チェコ、DE：ドイツ、EE：エストニア、ES：スペイン、FI：フィンランド、FR：フランス、HR：クロアチア、IT：イタリア、LT：リトアニア、MT：マルタ、NO：ノルウェー、PL：ポーランド、PT：ポルトガル、RO：ルーマニア、RS：セルビア、RU：ロシア、SK：スロバキア、VL：フランダース地方（ベルギー北部）

エ. 利用内容

統計、消費者動向データを専門とする独 Statista の 2022 年 8 月の統計によれば、欧州全体におけるデジタルビデオにかかる費用は 180 億ユーロとなっている。このうち利用内容として最も多いものは見逃し配信視聴で、西ヨーロッパの平均アクセスが 65.9%となっている⁸。EU を離脱したものの、地理的な意味では、欧州において見逃し配信視聴の最多は英国となっている。

9 歳から 16 歳の子供たちを対象とした統計では、動画と音楽視聴が最も多く、平均で 65%となっている。次いで家族や友人とのやり取り、ソーシャルネットワーキング利用、オンラインゲーム、学校関連の勉強や宿題、買物関連、ニュース閲覧となっている。

⁷ <https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/eu-kids-online-2020>

⁸ https://www.statista.com/topics/8351/video-on-demand-in-europe/#dossierContents__outerWrapper

男女差は非常に少ないが、動画視聴においては男子の方がやや多い結果である。

【図表 2】 利用内容（調査対象年齢 9 歳から 16 歳）

	Watched video clips	Listened to music online	Communicated with family or friends	Visited a social networking site	Played online games	Used the internet for schoolwork	Browsed for things to buy or to see what things cost	Looked for news online
CH	58	63	47	54	36	21	17	20
CZ	73	68	70	66	44	20	27	19
DE	49	45	14	42	34	20	8	9
EE	79	66	71	56	43	28	13	22
ES	58	64	70	38	48	44	23	19
*FI	–	–	–	–	–	–	–	–
FR	46	57	48	41	42	29	13	18
HR	52	64	60	58	40	34	20	18
IT	55	47	74	54	28	35	16	14
LT	82	72	63	61	71	46	16	39
MT	79	72	68	46	54	35	31	17
NO	71	68	65	56	43	41	15	19
PL	70	65	63	48	36	16	24	15
PT	75	76	72	67	47	25	18	25
RO	77	76	77	49	60	37	41	21
RS	80	81	68	73	55	18	23	12
*RU	–	–	–	–	–	–	–	–
SK	43	55	46	62	27	42	17	19
*VL	–	–	–	–	–	–	–	–
Ave	65	65	61	54	44	31	20	19

(出典：EU Kids Online 2020 より抜粋⁹)

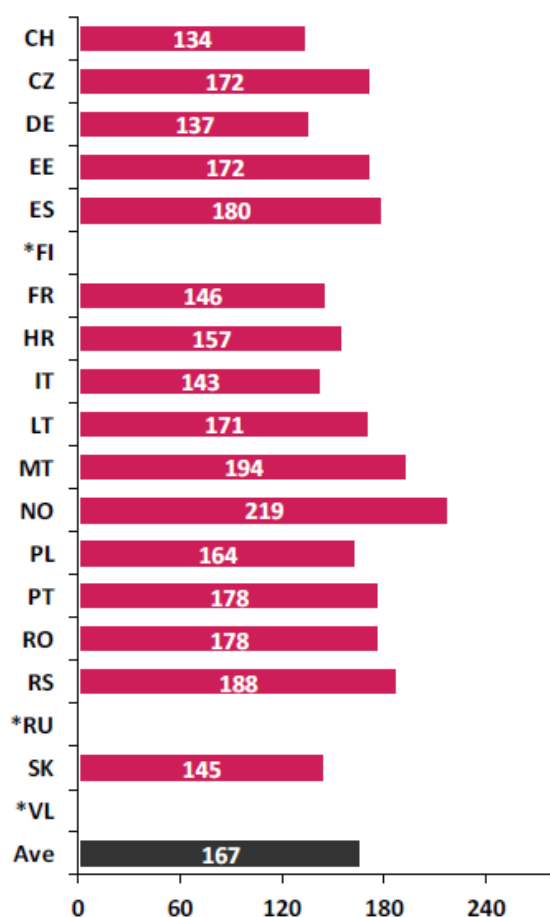
⁹ <https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/eu-kids-online-2020>

オ. 利用時間等

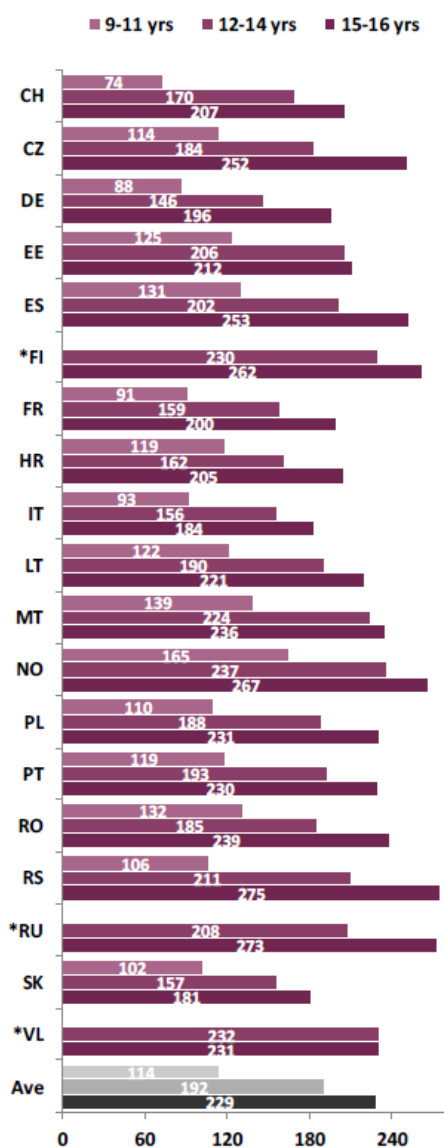
多くの調査対象国において、2010年の調査時と比べ、オンラインに費やす時間が2倍に増えた。さらに15歳から16歳は9歳から10歳の子供たちの2倍オンラインに時間を費やしている結果となっている。ただし、「オンライン」「オフライン」の区別を明確に分けることが難しい場合もある。子供たちの日常ではオンラインで作業することがほぼ当たり前になっているため、少しスマートフォンを見る、ゲームをする、インターネットを使って音楽を聴くことも「オンライン」と位置付けられているか（子供たちがオンラインであることを認識しているか）、次回の調査で留意すべきことされている。

詳細は下記の表をそれぞれ参照されたい。

【図表3】 オンラインに費やす平均時間（単位：分）
（調査対象年齢9歳から16歳）



【図表4】 オンラインに費やす時間（年齢別）



(出典：EU Kids Online 2020 より抜粋¹⁰)

¹⁰ <https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/eu-kids-online-2020>

(2) 青少年インターネット利用に関する調査研究の収集。調査対象範囲、調査方法、分析方法の整理

ア. 先行調査研究

LSE の研究チームによる調査研究 (EU Kids Online)。欧州の青少年のオンラインでの機会、リスクと安全のために複数の調査ネットワークを用いて行われている¹¹。

イ. 調査対象範囲

欧州 19 カ国 (スイス、チェコ、ドイツ、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、クロアチア、イタリア、リトアニア、マルタ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、ロシア、スロバキア、ベルギー) 居住の 9 歳から 16 歳の青少年 25,101 人が対象¹²。

【図表 5】 (調査対象国と調査を行った各国の機関)

Country	Place of interview	Fieldwork	Method of interview	Survey carried out by	In 2010 survey	
CH	Switzerland	School	10/2018 to 01/2019	PAPI	GFS Zürich agency	No
CZ	Czech Republic	School	10/2017 to 02/2018	CASI/CAWI	CZ EU Kids Online team	Yes
DE	Germany	Household	06/2019 to 07/2019	CASI/CAWI	Ipsos agency	Yes
EE	Estonia	Household	05/2018 to 07/2018	CASI/CAWI	Turu-uuringute AS agency	Yes
ES	Spain	School	10/2018 to 12/2018	PAPI	CPS Estudios de Mercado and Opinión agency	Yes
FI	Finland	School	01/2019 to 04/2019	CASI/CAWI	FI EU Kids Online team	Yes
FR	France	Online survey	05/2018 to 06/2018	CASI/CAWI	OpinionWay agency	Yes
HR	Croatia	Household	09/2017 to 10/2017	CAPI	Ipsos Puls agency	No
IT	Italy	Household	11/2017 to 12/2017	CAPI	Ipsos agency	Yes
LT	Lithuania	Household	01/2018 to 05/2018	CAPI	Spinter research agency	Yes
MT	Malta	School	03/2018 to 05/2018	PAPI	MT EU Kids Online team and Personal, Social and Career Development (PSCD) educators	No
NO	Norway	Household	06/2018 to 10/2018	CASI/CAWI	Ipsos agency	Yes
PL	Poland	School	05/2018 to 06/2018	CASI/CAWI	Edbad agency	Yes
PT	Portugal	School	03/2018 to 07/2018	CASI/CAWI	Intercampus SA agency	Yes
RO	Romania	School	04/2018 to 04/2019	CASI/CAWI	The Romanian Institute for Evaluation and Strategy (IRES)	Yes
RS	Serbia	School	11/2018 to 01/2019	PAPI	RS EU Kids Online team	No
RU	Russia	Household	09/2018 to 10/2018	CAPI	RU EU Kids Online team	No
SK	Slovakia	Household	04/2018 to 06/2018	CAPI	Kantar Slovakia agency	No
VL	Flanders	School	03/2018 to 11/2018	CASI/CAWI	The Institute for Media Studies at KU Leuven	*Yes

* All regions in Belgium were included in the EU Kids Online 2010 survey.

¹¹ About the Project ページにて、リビングストーン教授が動画の説明もされている。

<https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/about>

¹² <https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/eu-kids-online-2020>

ウ. 調査方法¹³

アンケート方式とフィールドワーク。

データは3つの基本的方法で収集された。

①タブレット／ノート PC／コンピューターを使い質問フォームを記入

(前項イの図表内「Method of Interview」欄の CASI/CAWI:Computer-Assisted Self-Interviewing/Computer-Assisted Web Interviewing)

専門インタビュアーの指導を受けながら、自分で判断して質問票を記入する。

ただし、フランスは例外として家庭用コンピューターに子供たちのみが入力。

②コンピューター利用の個人面接 (CAPI:Computer-Assisted Personal Interviewing)

インタビュアーが子供たちに質問し、その回答を電子ツールで記録。

③用紙を使った個人面接 (PAPI:Paper-Assisted Personal Interviewing)

子どもたちに質問用紙を配布し記入してもらう。この方式は、指導者の立ち合いのもと学校で行われた。

エ. 分析方法¹⁴

各国のデータは性別、年齢、地域 (又はその両方) の基準を用いて作成された。

また、調査参加国の推定値の精度を高めるために統計学的な補正技法が使われた。

(分析に使用したデータは、フランダース地方 (ベルギー北部)、フィンランド、ロシアのデータを除く。)

本レポートの結果は、「不明」「未回答」などの無効データは除外されたため、有効なデータのみから分析されている。その割合は国及び質問によって異なる。

すべての種類の欠損データは分析から除外した。さらに、国によって年少者の定義が異なる場合がある。

2. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題

(1) ネットいじめ

ネットいじめの定義は「故意に、継続的に相手を傷つける行為、言葉、表現を“ネット上で”行うこと。」とされている¹⁵。

Statista の調査によると、全世界のネットいじめに対する認知度の平均は 75%であるが、このうちイタリアとスウェーデンは 91%、ポーランドとスペインは 84%、ハン

¹³ Methodology, EU Kids Online2020 (p.14-15)

<https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/eu-kids-online-2020>

¹⁴ Data analysis, EU Kids Online2020 (p.15)

<https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/eu-kids-online-2020>

¹⁵ <https://rm.coe.int/consolidated-ppt-webinar-cyberbullying-09-03/1680a1b6de>

ガリーは 81%と欧州では認知度が高いと思われる¹⁶。

新型コロナウイルス下の生活が3年目に入り、青少年の生活や教育方法のオンライン化が加速する中、ネットいじめが増えていると言われ、ネット関連による青少年の自殺も報道される中、この EU の調査によれば、コロナ渦のロックダウンが必ずしもネットいじめを加速させたとはいえないようである。ロックダウンで一步も外に出ることが出来なかった時期は、学校の授業、遊び、宿題など子供たちの活動のほとんどがオンラインに頼っていたため、利用時間は確実に増えたものの、安全なネット利用の意識も同時に高まったのではないかと議論されている¹⁷。

ユネスコ加盟国は、ネットいじめに対する対処として 11 月第一木曜日を「ネットいじめを含む、学校での暴力といじめに反対する国際デー」と制定し、対面ではいけないことはオンライン上でもしてはいけないと子供たちに教育するよう、学校に呼び掛けている¹⁸。

ア. 調査研究や事例

- ・ネットいじめの被害

欧州委員会主導で行われたジョイントリサーチセンター (JRC) 調査¹⁹で、子供たちに以下の 4 項目に関しアンケートを取った。4 項目とは、

- ・人を傷つける内容のメッセージが送られてきた。
- ・受け取った個人に対する嫌な内容、その人を傷つける内容のメッセージが送られてきた。またそれが他の人が見ることができる場所に投稿された。
- ・仲間外れにされた。
- ・ネット上で脅迫された。

である。

調査対象中 50%の子供たちが、4 項目上の少なくとも 1 項目については自分に当てはまると回答した。イタリアとアイルランドでは、少なくとも 1 項目、又はそれ以上が自分に当てはまると回答した子供が半数以上の 59%であった。前述のイタリアのネットいじめへの認知度が高い (91%) ことと関係しているのか、興味深い内容である。

¹⁶ <https://www.statista.com/statistics/293192/cyber-bullying-awareness-in-select-countries-worldwide/>

¹⁷

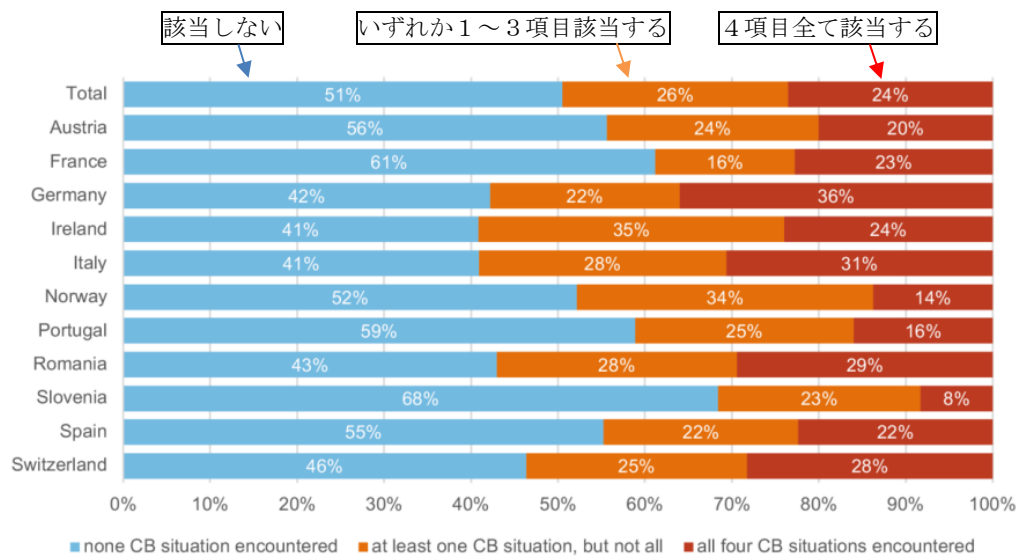
<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/340e012e-6b54-11eb-aeb5-01aa75ed71a1/language-en/format-PDF/source-250807243>

¹⁸

<https://www.unesco-school.mext.go.jp/international-day/international-day-against-bullying-and-bullying-in-schools-including-cyberbullying-the-first-thursday-of-november/>

¹⁹ <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/340e012e-6b54-11eb-aeb5-01aa75ed71a1/language-en>

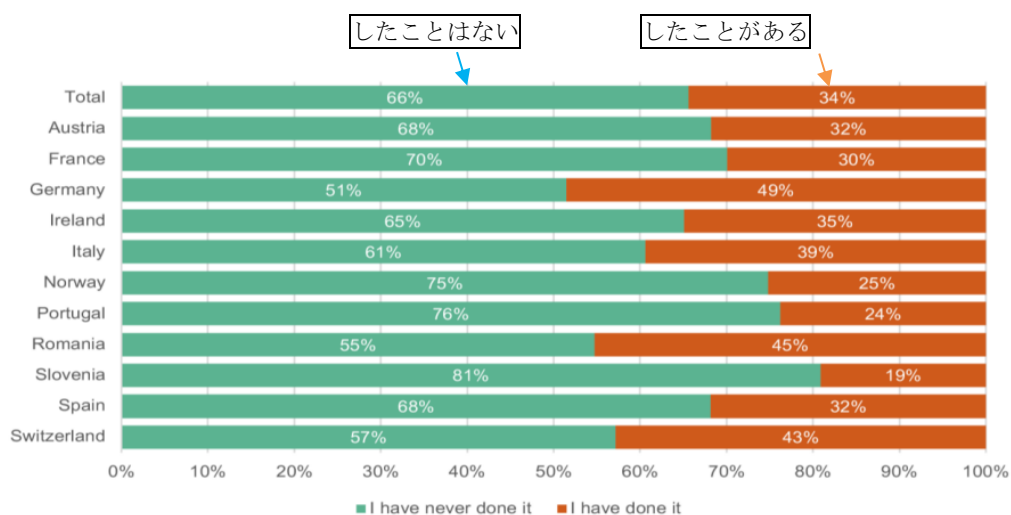
【図表 6】 ネットいじめの被害経験



出典：JRC Technical Reports より抜粋²⁰

なお、自分自身がネットいじめをしたことがあるかという質問に対し、全体では34%がネットいじめをしたことがあると回答している。このうちドイツの子供が49%、ルーマニアの子供が45%、スイスの子供が43%と比較的高い割合となっている。

【図表 7】 ネットいじめをした経験について



出典：JRC Technical Reports より抜粋²¹

²⁰

<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/340e012e-6b54-11eb-aeb5-01aa75ed71a1/language-en/format-PDF/source-250807243>

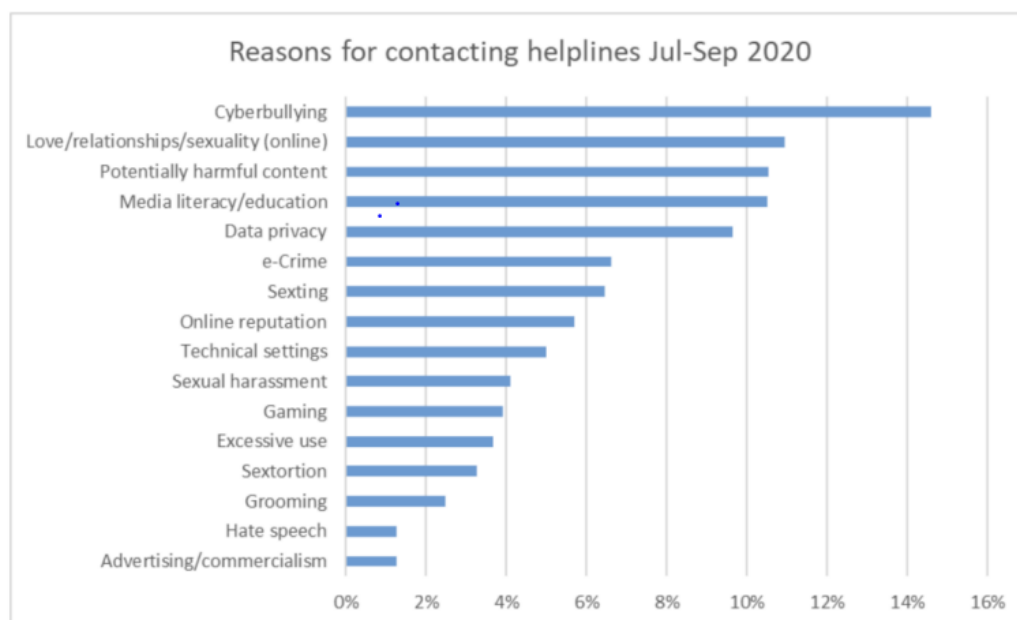
²¹

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

欧州委員会管轄のジョイントリサーチセンター（JRC）が、「ロックダウン中の子供たちのデジタル生活」プロジェクトと題し、ユニセフの協力のもと 2020 年に 10～18 歳の 6,195 人、及びその保護者を対象として調査を行った。調査対象国は、オーストリア、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スイスの 11 カ国、使用されたデータは 2020 年 6 月から 8 月に収集されたものである。対象者へのアンケートは、デジタルテクノロジー利用に関する習慣、学校関連のデジタルテクノロジー利用、デジタルテクノロジー利用に対する保護者の懸念点、ネットいじめや有害コンテンツなどのオンラインリスクといった否定的なことの他、家族でのデジタルメディア利用におけるデジタルスキル習得といった、デジタルテクノロジーの良い面に関する質問事項も盛り込まれた。アンケートはオンライン上での入力で、子供、保護者にそれぞれ分けた形で行われたが、子供が入力する際の保護者の立ち合いは認めた²²。

オンライン上で不快な経験をした際に連絡できるヘルプラインに連絡した理由として、ネットいじめ（Cyberbullying）がトップに挙がっている。

【図表 8】 ヘルプラインに連絡した理由



出典：ネットいじめに関するウェビナー資料より抜粋²³

<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/340e012e-6b54-11eb-aeb5-01aa75ed71a1/language-en/format-PDF/source-250807243>

²²

<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/340e012e-6b54-11eb-aeb5-01aa75ed71a1/language-en/format-PDF/source-250807243>

²³ <https://www.betterinternetforkids.eu/teacher-corner/deep-dives/Cyberbullying>

(2) SNS に起因する事犯

英国で報道されたニュースであるが、前児童委員によると、麻薬売買に巻き込まれている子供の年齢が低下しており、9歳から売買に手を染めることもある。家計を助ける目的という子供もいるとのこと。手段にはSNSが活用されているという²⁴。

(3) 違法有害情報の閲覧・拡散

ア. 調査研究や事例

インターネットにおけるホットラインの国際的な連合組織である Inhope²⁵（詳細は4（1）イで詳述）によれば、違法コンテンツの定義は国によって微妙に異なるものの、主に以下のようなものが挙げられる。

- ・児童性的虐待
- ・ヘイトスピーチ
- ・商業的詐欺
- ・知的財産権の侵害
- ・性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為
- ・ハラスメント又はネットいじめ

オンライン上ではあらゆる場合において違法コンテンツや違法活動に遭遇する可能性がある。ウェブサイトなど一般に公開されているコンテンツや、電子メールなど人と人との間で直接やり取りされるコンテンツや情報もその一つである。オンラインとして主なものは以下である。

- ・ウェブサイト
- ・ソーシャルメディア・プラットフォーム
- ・フォーラムやブログ
- ・ピア・ツー・ピアネットワーク*のようなファイル共有サービス
- ・ダークネット**
- ・電子メール
- ・メッセージング・サービス
- ・ゲーム・プラットフォーム

²⁴ <https://www.independent.co.uk/tv/news/school-children-drugs-gangs-crime-b2217613.html>

*特定のサーバーを持たないコンピューターネットワーク環境。

²⁵ インターネットの発展に伴い、インターネットというメディアが小児性愛者によって児童性的虐待画像の出版・交換に使われるようになったことから、1995年に入ってドイツや英国においてインターネット上の児童性的虐待を防ぐ取組みが始まったことが INHOPE 設立のきっかけとなった。

オンラインで違法なコンテンツを検索すること自体も違法である。たとえ削除することが目的であっても、オンラインで違法なコンテンツを積極的に検索するべきではないとされている²⁶。

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

欧州委員会の支援を受けている Inhope がオランダの ZiuZ Forensic²⁷、インターポールと共同で進めているプラットフォーム「ICCAM (児童虐待マテリアル目撃)」の年間データによる調査²⁸

(4) ネット依存、オンラインゲーム依存

ア. 調査研究や事例

全世界でソーシャルメディアやインターネット依存に苦しむ人の数は 21 億人と言われている。ヨーロッパでは、2019 年までにソーシャルメディア利用が 23% 増えている。子供に限らず、大人も、多い人では一日に 9 時間ほど費やすと言われている。10% の青少年は毎晩 10 分以上スマートフォンを見ているという。一日に 5 時間以上スマートフォンを使う 10 代は、2 倍の確率で鬱の症状をきたすという報告もある。ソーシャルメディアの多くが 13 歳、14 歳以上を利用対象としているが、当分野の専門家によれば、ソーシャルメディアを始める適齢は様々な理由から 16 歳とされている²⁹。

コントロールされた「適切」な利用から、コントロールされていない「不適切」な利用まで、様々な利用方法がある。過度のゲーム、ショッピング、ギャンブル、メールチェック、ソーシャルメディアの使用、ポルノの閲覧など、一部の乱れたオンライン行動は、精神衛生の専門家の助けを求めるほど、個人の日常機能に大きな障害をもたらしている。最新の文献によると、PUI (Problematic Usage of the Internet) は、うつ病、不安症、強迫性障害 (OCD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) などの精神疾患と強い関連があることが示唆されている³⁰。しかし、PUI を「精神疾患」と定義することについては合意が得られておらず、その有病率、臨床パラメー

²⁶ <https://inhope.org/EN/articles/what-is-illegal-content-online>

** どのネットワーク、コンピュータにも割り当てられていない未使用のアドレス群

²⁷ オランダ警察が児童虐待撲滅のために特別に協力依頼を求めている。捜査に対応するべく技術面のサポートを行っている。 <https://www.ziuz.com/about/company-profile/>

²⁸ <https://www.inhope.org/EN/articles/annual-reports>

²⁹

<https://www.searchlogistics.com/grow/statistics/social%20media%20addiction%20statistics/#:~:text=An%20estimate%20of%2010%20million%20people,day%20are%20considered%20%E2%80%9Caddicted%E2%80%9C>

³⁰ 同上、<https://www.sciencedirect.com/topics/neuroscience/internet-addiction>、

<https://sciencemediahub.eu/2019/01/09/the-growing-threat-of-internet-addiction/#:~:text=A%20new%20European%20research%20network%2C%20the%20European%20Network,society%20%E2%80%93%20but%20not%20without%20some%20negative%20consequences>

ター、脳ベースの生物学、社会・健康・経済的影響に関する信頼できる情報は決定的に不足している³¹。LSE の出したレポートでは、青少年に関して保護者や教師が懸念を抱いた場合は、それがオンラインであれ、オフラインであれ、状況に応じて精神科医やカウンセラーといった専門家に相談するべきとしている³²。

欧州統計局 Eurostat のデータによると、EU 圏内に住む人の 72% が毎日インターネットを利用しているという。欧州の新しい研究ネットワークである EU PUI ネットワークは、40 カ国から専門家を集め、インターネット依存症の問題を調査している。インターネットという新しいテクノロジーは、私たちの社会を急速に変化させているが、悪影響がないわけではない。最大の懸念点は、人々が依存症になりつつあるということである。インターネット利用者の増加に伴って見られる問題行動の範囲は近年非常に複雑になっており、科学者たちはこの現象を「インターネットの問題行動 (PIU)」と呼ぶようになった。これらの不適応行動は、中毒性のあるゲーム、ギャンブル、買い物、ポルノ閲覧、ソーシャルネットワーキングからネットいじめ、サイバーコンドリア³³ (サイバー心気症) まで多岐にわたり、一般に中毒に似た症状や臨床的特徴が見られるという³⁴。

【図表 9】 過度なインターネット利用 (調査対象 12 歳から 16 歳) (5 つの基準から)

³¹ <https://nhahealth.com/screen-dependency-disorder-the-effects-of-screen-time-addiction/>

³² <https://eprints.lse.ac.uk/47344/1/Excessive%20internet%20use.pdf>

³³ 過度なネット検索が不安をまねき、心身の健康を害すること。

³⁴

<https://sciencemediahub.eu/2019/01/09/the-growing-threat-of-internet-addiction/#:~:text=A%20new%20European%20research%20network%2C%20the%20European%20Network,society%20%E2%80%93%20but%20not%20without%20some%20negative%20consequences.>

	インターネットの利用のために食事、睡眠をとらなかった	インターネットが利用できないといらした	必要がないのにインターネットを使っていた	インターネットを利用して、家族、友人との又は宿題の時間が減った。	インターネットの利用時間を減らそうとしたができなかった
CH	4	13	14	17	14
CZ	4	8	14	9	13
DE	1	10	8	7	7
EE	4	5	15	11	14
ES	2	9	11	13	10
*FI	4	6	11	15	10
FR	5	16	8	19	7
HR	5	19	15	17	13
IT	0	5	5	9	5
LT	2	3	5	7	4
MT	6	12	13	19	20
NO	4	8	12	16	9
PL	6	17	16	12	10
PT	3	11	15	10	8
RO	11	13	11	14	15
RS	4	10	11	18	12
*RU	1	6	12	6	9
SK	1	3	5	4	5
*VL	5	11	15	21	18
Ave	4	10	11	13	10

(出典：EU Kids Online2020 より抜粋)

上の図表9の結果から分かることは、ほとんどの参加国において、子どもたちの大半は、過度なインターネット利用の基準のいずれにも当てはまらないということである。64%～92%の子どもたちが、少なくとも週1回以上の頻度で少なくとも毎週、あるいはそれ以上の頻度でインターネットを利用している。5つの基準をすべて満たす子どもは少数という結果になっている。イタリアとスロバキアでは該当者なし、クロアチアとマルタでは最大でも2.1%であった。さらに、インターネットを使いすぎていると回答した子どもの数は2010年の調査から変化していない。ただし、この結果は、保護者、保育者、教師の意見とは対照的である可能性がある。彼らはこの報告書で示された割合は低すぎであり、もっと多くの子どもたちがインターネットを「使いすぎている」と感じている。しかしどのくらいが「やりすぎ」でどのくらいが「やりすぎ」でないかといった認識は、家庭によって異なり、どの程度が「やりすぎ」なのか、明確な答えはないとされている。LSEのレポートでは、インターネット利用が子どもの生活に与える影響に焦点を当てていることが強調されている³⁵。

35

<https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/assets/documents/research/eu-kids-online/reports/EU-Kids-Online-2020-March2020.pdf>

<ギャンブル>

European Gaming and Betting Association (EGBA) は、ブリュッセルを拠点とする業界団体で、EU 圏内で設立、認可、規制されている主要なオンラインゲーム及び賭博事業者を代表している。EGBA は、EU 各国及び EU の規制当局やその他の利害関係者とともに、高いレベルの消費者保護を提供し、インターネットの現実とオンライン消費者の需要を考慮した、規制と流通が整備されたオンラインギャンブル市場の実現に向けて取り組んでいる³⁶。

すべての EU 加盟国において、オンラインギャンブルとアルコール、タバコなどの制限付き商品のオンライン販売に関する年齢制限が決められている³⁷。これは、思春期には性ホルモンの合成が急増することにより脳の発達が活発化するためである。少なくとも 25 歳までは脳が構造的・機能的に活発に発達する成熟段階であることを示す証拠となる研究の種類として、神経形態学的、神経化学的、神経生理学的、神経行動学的、神経薬理学的研究、脳画像研究が挙げられている³⁸。

(77～81 ページ)

³⁶ <https://www.egba.eu/>

³⁷

<https://euconsent.eu/age-restrictions-for-online-gambling-and-online-sale-of-age-restricted-goods-alcohol-and-tobacco/#:~:text=Online%20betting%20is%20prohibited%20to%20individuals%20below%20the,0.5%25%20alcohol%20content%20to%20individuals%20younger%20than%2016.>

³⁸ <https://www.gamblingharm.com/post/gambling-in-children-and-young-people>

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

12～16歳を対象として、以下の5つの質問をもとにしたアンケート形式。この質問事項はグリフィスの基準³⁹に基づいており、インターネット利用者は、5つのすべての基準を満たす場合にのみ、過度な利用とみなされる⁴⁰。

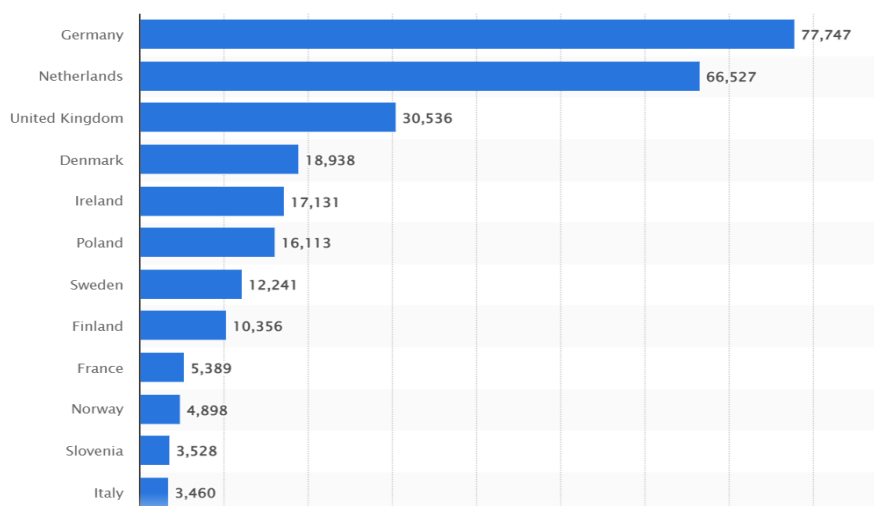
- ・インターネットの利用のために食事、睡眠をとらなかった
- ・インターネットが利用できないといらいらした
- ・必要がないのにインターネットを使っていた
- ・インターネット利用のために、家族や友人と過ごす時間が短くなったり、宿題をする時間が減ったりした
- ・インターネットを利用する時間を減らそうとしたができなかった

(5) 個人情報やデータの流出・拡散

ア. 調査研究や事例

一般的な例だが、図表 10 のとおり、国により差はあるものの、個人情報の流出が多発していることが分かる。

【図表 10】 国別個人情報流出件数（2018年5月～2022年1月）



39

https://www.academia.edu/429664/Griffiths_M_D_1999_Internet_addiction_Fact_or_fiction_The_Psychologist_Bulletin_of_the_British_Psychological_Society_12_246_250

⁴⁰ EU Kids Online 2020, P.77 注 51, Griffiths, M. (2000). Does internet and computer 'addiction' exist? Some case study evidence. グリフィスが定義する「インターネットの過度な利用」の基準は、すべて該当した場合のみ「過度な」利用とみなされる。グリフィスの基準を、EU Kids Online では5つの質問にまとめ、子供たちに回答してもらった。これを EU Kids Online 調査では、対象年齢の子供たちの過度なインターネット利用の5つの基準としている。

<https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/assets/documents/research/eu-kids-online/reports/EU-Kids-Online-2020-March2020.pdf>

出典：Statista⁴¹

テックジャイアントの Apple、Meta、Twitter を始め、既に多く報道されているため、事例をいくつか例に挙げる。

- 英国航空、ハッキングにより約 40 万人分の顧客データ流出⁴² (2018 年 9 月)
- 英大手スーパー、Tesco、ハッキングにより約 2 日間サイト利用不可能となる (2021 年 9 月)
- エストニア、個人情報の流出⁴³ (2021 年 9 月)
- アイルランド、TikTok に対し調査開始⁴⁴ (2021 年 9 月)
- アイルランド、WhatsApp に対し罰金を課す⁴⁵ (2021 年 9 月)
- アプリ予約タクシー会社、米 Uber、ハッキング被害⁴⁶ (2022 年 9 月)

【図表 11】一般データ保護規則 (GDPR) に反したとする罰金対象企業とその金額
(単位：百万ユーロ)

⁴¹ <https://www.statista.com/statistics/1203667/total-personal-data-breaches-europe/>

⁴² <https://www.bbc.co.uk/news/technology-54568784>

⁴³

<https://inplp.com/latest-news/article/data-breach-in-the-estonian-information-system-authority-results-in-photos-of-almost-300000-people-stolen/#:~:text=Reports-,Data%20breach%20in%20the%20Estonian%20Information%20System%20Authority%20results,of%20almost%20300%2C000%20people%20stolen&text=A%20hacker%20was%20able%20to,Criminal%20investigations%20are%20ongoing.>

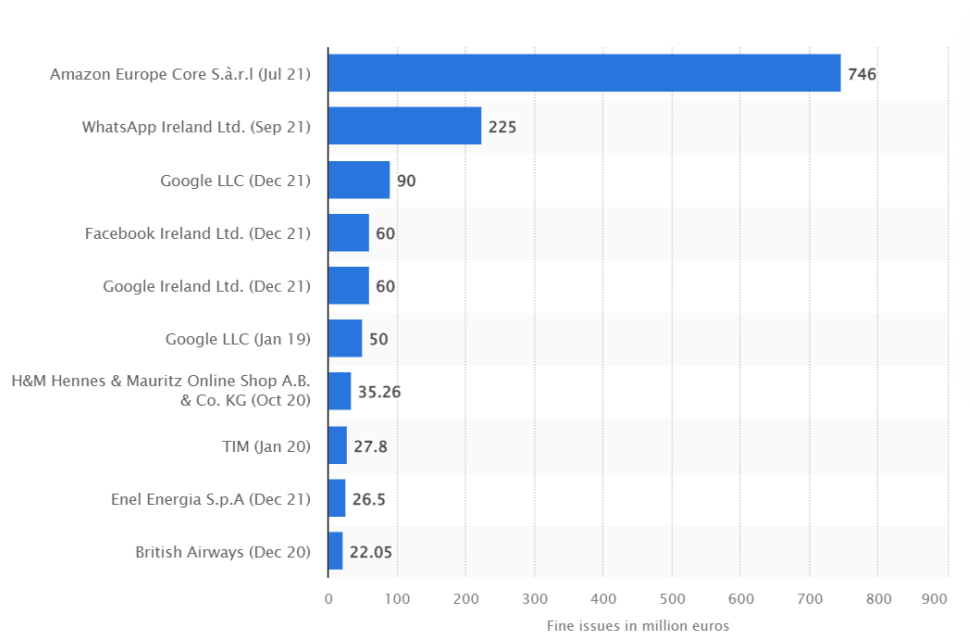
⁴⁴ <https://www.bbc.co.uk/news/technology-58573049>

⁴⁵

<https://www.dataprotection.ie/en/news-media/press-releases/data-protection-commission-announces-decision-whatsapp-inquiry>

⁴⁶

<https://socprime.com/blog/uber-breach-2022-detect-the-destructive-cyber-attack-causing-the-complete-organizations-system-takeover/>



(出典：Statista⁴⁷⁾)

子供、青少年に関するデータ流出は、2022年9月、インスタグラム（Meta社）に課された罰金が記憶に新しい。アイルランドの規制当局は、子供の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を侵害したとして、インスタグラムに4億500万ユーロの罰金を科した⁴⁸。

イ. 調査結果の対象範囲

2018年5月から2022年7月に渡りEUを対象とした調査結果⁴⁹。

(6) 性的搾取

ア. 調査研究や事例

インターネットやSNSの利用が性的搾取及び人身取引に悪用されているケースは増加している。下記図表のとおり、インターネットが普及してから性的搾取の被害者数が増加傾向であることが分かる⁵⁰。

⁴⁷ <https://www.statista.com/statistics/1133337/largest-fines-issued-gdpr/>

⁴⁸ <https://www.bbc.co.uk/news/technology-62800884>

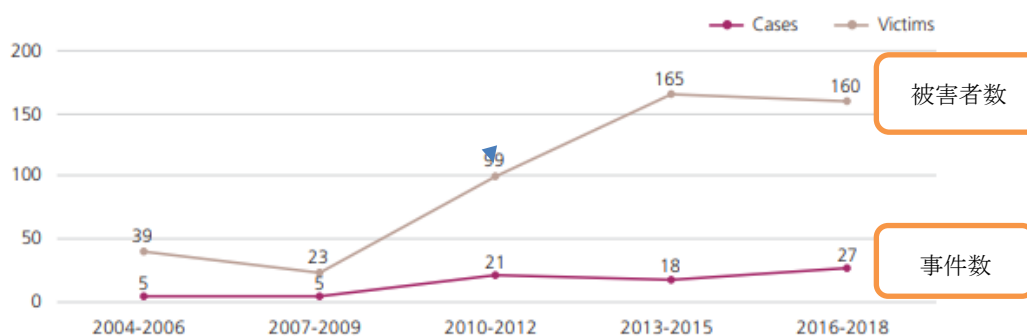
⁴⁹ <https://www.statista.com/statistics/1133337/largest-fines-issued-gdpr/>

⁵⁰ Global Report on

Trafficking in Person, United Nation,

https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/tip/2021/GLOTiP_2020_15jan_web.pdf

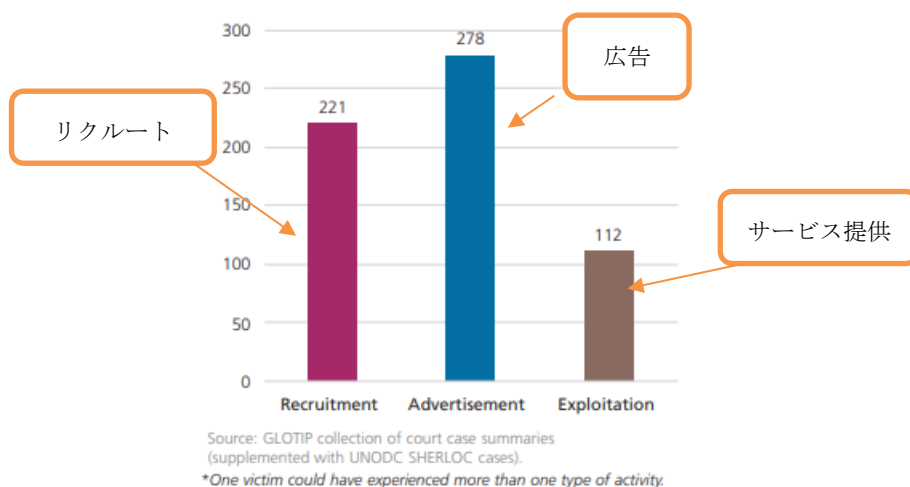
【図表 12】 性的搾取被害者数と事件の数



(出典 : Global Report on Trafficking in Person, United Nation, p120⁵¹)

性的搾取等へのインターネットの利用については、大きく分けて、ソーシャルメディアやウェブページ上での1) リクルート、2) 広告、仕事の依頼、そして3) ビデオ等をオンラインに掲載してサービスを提供するという3つの方法で行われている。

【図表 13】 インターネットを利用して行われた種類別人身取引被害者数



(出典 : Global Report on Trafficking in Person, United Nation, p121)

・利用されるインターネットプラットフォームの進化

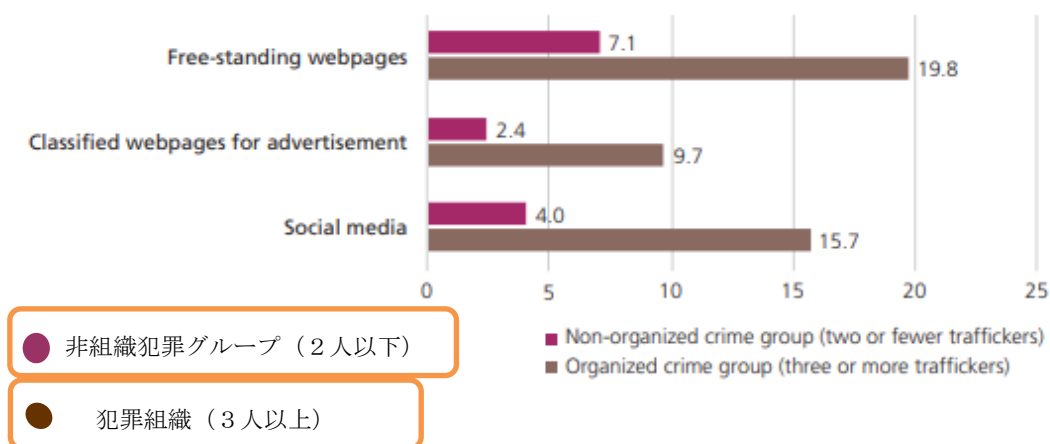
裁判例を分析した結果、インターネットプラットフォームが人身取引業者に利用されていることが示唆されている。代表的なプラットフォームとしては以下の3つが挙げられている。

⁵¹ Global Report on Trafficking in Person, United Nation, https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/tip/2021/GLOTiP_2020_15jan_web.pdf

- 独立型ウェブページ (free-standing webpages、図表 14~16 参照。以下同じ) :
人身取引業者によって作成された特定のウェブサイト)
- 広告用ウェブページ (Classified webpages for advertisement) :
個人広告を投稿したり、品物やサービスを探したりする一般的なウェブサイト)
- ソーシャルメディア (Social Media) :
Facebook、Myspace、Skype、WhatsApp、Vkontakte など)

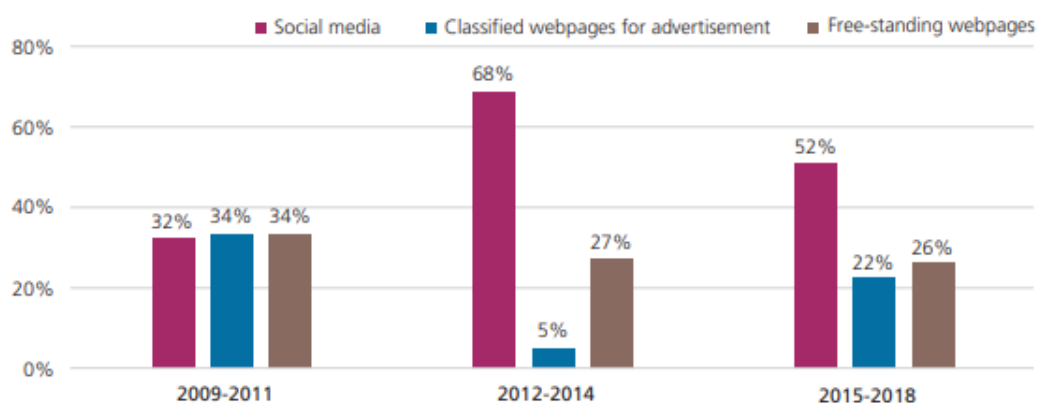
深刻な、また複雑な問題ではあるが、人身取引や性的搾取は裏に大きな犯罪組織が動いているケースが多いとされている。図表 14 を見ても、犯罪組織によるプラットフォーム利用が圧倒的に多い。

【図表 14】 人身取引に利用されたプラットフォームの種類別平均被害者数⁵²



(出典 : Global Report on Trafficking in Person, United Nation, p.123)

【図表 15】 人身取引に利用されたプラットフォーム、割合の変化

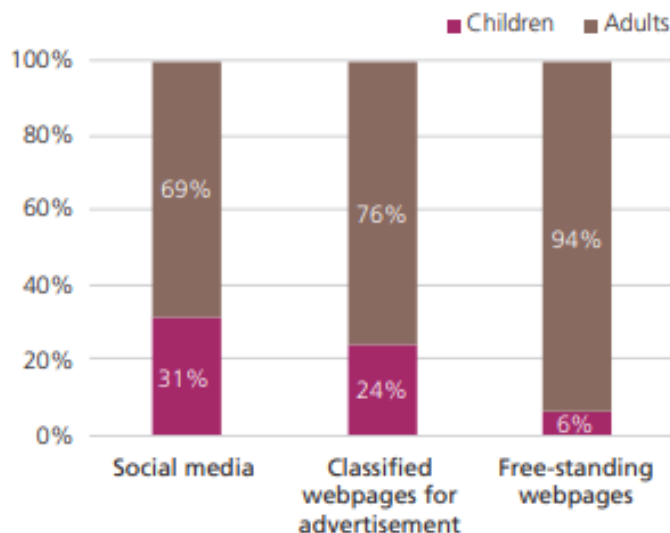


(出典 : Global Report on Trafficking in Person, United Nation, p124⁵³)

⁵² *アンケート対象件数 : 犯行時にインターネットの使用が報告された人身取引事件 79 件のうち、人身取引業者が使用したプラットフォームの種類と関与した人身取引業者の数が報告されたのは 51 件であった。

⁵³ Global Report on Trafficking in Person, United Nation, https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/tip/2021/GLOTiP_2020_15jan_web.pdf

【図表 16】 人身取引に利用されたプラットフォーム、大人と子供の割合



(出典：Global Report on Trafficking in Person, United Nation, p124)

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

長期的なデータの傾向を見極めるため、2016年以前のデータも掲載されている。加盟国から報告された公式統計に基づいて、地域レベルにおける年間パターン、世界レベルでの年間パターンを導き出している。基準年として2018年（又は直近）を使用することによって導き出された。2018年のデータが得られなかった国については対象期間の直近のデータ（2019年、2017年、2016年）を使用している⁵⁴。

(7) Web サイトに起因する事件

ア. 調査研究や事例

ここではまず、一般的なWebサイトに起因する事件の発生状況を記述する。

欧州サイバーセキュリティ機構（以下ENISA⁵⁵）がCNNに語った内容によれば、2020年に重大で悪質な攻撃が304件あり、前年の146件の2倍以上であったとされる⁵⁶。ENISAは欧州全域で高レベルのサイバーセキュリティを実現することを目的としたEUの機関である。2004年に設立されEUサイバーセキュリティ法によって強化されたENISAは、EUのサイバー政策に貢献し、ICT製品、サービス、プロセスの信頼性を高め、サイバーセキュリティ認証制度により信頼性を高め、加盟国及びEUの諸機関と協力し、EUのサイバー政策推進を支援している。知識の共有、能

⁵⁴ https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/tip/2021/GLOTiP_2020_15jan_web.pdf

⁵⁵ <https://www.enisa.europa.eu/>

⁵⁶ <https://edition.cnn.com/2021/06/10/tech/europe-cyberattacks-ransomware-cmd-intl/index.html>

力開発、意識向上を通じて、同庁は主要な利害関係者とともに、コネクテッド・エコノミーへの信頼を強化し、EU のインフラの回復力を高め、最終的には、EU がサイバー犯罪に対処できるよう支援し、欧州の社会と市民をデジタルで安全に保つことができるよう努めている。

欧州検察機構の調査によれば、2021 年に登録された新規案件の主な犯罪は、詐欺・不正行為、マネーロンダリング、麻薬取引、移動組織犯罪集団（MOCGs）を標的とした捜査、サイバー犯罪の 5 種類であった。下の図を見ると、サイバー犯罪の新規案件は 188 件、対応中が 210 件となっており、今後も増えると予測されている。

【図表 17】 種類別犯罪件数⁵⁷（2021 年）

Crime type	New	Ongoing ¹	Total	Projection ²
SWINDLING AND FRAUD	1453	1680	3133	▲
MONEY LAUNDERING	648	1020	1668	▲
DRUG TRAFFICKING	869	733	1602	▲
MOBILE ORGANISE CRIME GROUPS (MOCG) ³	390	410	800	▲
CYBERCRIME	188	210	398	▲
TRAFFICKING IN HUMAN BEINGS	140	212	352	▶
CORRUPTION	112	214	326	▲
MIGRANT SMUGGLING	170	122	392	▶
PIF CRIMES ⁴	124	128	252	▲
TERRORISM	80	141	221	▼
ENVIRONMENTAL CRIME	21	41	62	▶
INTELLECTUAL PROPERTY CRIME	14	17	31	▶
CORE INTERNATIONAL CRIMES	7	9	16	▲

▲ Upward trend ▶ No major shift expected ▼ Downward trend

（出典：欧州検察機関のウェブサイトより抜粋）

その他

<一般の事例>

○自殺を生中継⁵⁸（2016 年 5 月、フランス）

○Blue Whale Challenge⁵⁹（インターネット上のゲーム。最後のチャレンジは利用

⁵⁷ <https://www.eurojust.europa.eu/annual-report-2021/data-annex>

⁵⁸ <https://www.theguardian.com/news/2017/aug/29/the-first-social-media-suicide>

⁵⁹ <https://cyberbullying.org/blue-whale-challenge>

者を自殺に追い込むように設定されているとされている。)

<子供・青少年の事例>

- 5人の子どもに対する性的搾取で子どもの母親を逮捕⁶⁰ (2020年、スウェーデン→スペイン)
- TikTokのチャレンジで少女死亡⁶¹ (2021年1月、イタリア)
「失神チャレンジ」として、息を長く止めるチャレンジに参加した10歳の少女が死亡。これを受けて、イタリアでは13歳未満のTikTok利用が禁止となり、アカウント開設も厳しくチェックされることとなった。

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

欧州検察機構⁶² (European Union Agency for Criminal Justice Cooperation) が加盟国を対象として調査を行う。データは、2022年1月に欧州検察機構のケースマネジメントシステムから抽出されたものである。継続的な事件に関しては将来的に統計が更新される可能性がある。調査方法は明らかにされていない。

⁶⁰ https://www.eurojust.europa.eu/sites/default/files/assets/case_illustration_ar2019_47239.pdf

⁶¹

https://www.ilmessaggero.it/italia/antonella_sicomoro_bambina_morta_tiktok_palermo_funerali_oggi_26_gennaio_2021-5725788.html

⁶² <https://www.eurojust.europa.eu/crime-types-and-cases/crime-types/crimes-against-children>

3. 青少年のインターネット利用環境整備に関する EU が定める法制度・政策

(1) 青少年育成施策、情報通信施策及び通信産業施策を所管する委員会、会議、機関、省庁等

ア. 欧州委員会（政策実施機関）

(ア) 通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局

欧州委員会の部局のひとつである通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局（Communications Networks, Content and Technology（通称 CONNECT））は、デジタル経済・社会、研究・技術革新に関連する欧州委員会の政策を立案、実施している。ここでは、2012 に発足し、2020 年に欧州委員会に採用された「子供のためのよりよいインターネット（Better Internet for Kids（以下 BIK））」の活動を以下に記載する。

インターネットを誰にとっても安全な場所にするために、EU が果たしている役割は幅広い。オンラインで未成年者の保護を規定する重要な法令として、①電子商取引指令⁶³（eCommerce Directive）、②一般データ保護規則⁶⁴（GDPR）、③性的虐待、児童の性的搾取、児童ポルノの撲滅に関する指令⁶⁵（the Directive on combating sexual abuse, sexual exploitation of children and child pornography）、④視聴覚メディアサービス指令⁶⁶（AVMSD）などがあり、BIK 戦略は、ネットの安全性に関する一連のアクションを実際に定めている⁶⁷。

現行の BIK について具体的な施策（法令、推奨等）や取組の実施主体等詳細は（3）にて詳述する。

オンラインで未成年者を保護するためには、継続的かつアカデミックレベルで国境を越えた取り組みが必要である。CONNECT は、「Better Internet for Kids Strategy」の内容を見直し、以下の活動を継続する。

セーフターインターネットセンターの汎欧州ネットワークを支援し、その主な任

⁶³ Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000（Directive on electronic commerce）、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32000L0031>

⁶⁴ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016（General Data Protection Regulation）、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2016.119.01.0001.01.ENG&toc=OJ:L:2016:119:FULL#d1e1384-1-1

⁶⁵ Directive 2011/93/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32011L0093>

⁶⁶ Directive 2010/13/EU of the European Parliament and of the Council of 10 March 2010、（the Audiovisual Media Services Directive）、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32010L0013>

⁶⁷ How the EU protects your children online

・ What is the EU's role in making the internet a safer place for everyone?

<https://europeancommission.medium.com/how-the-eu-protects-your-children-online-b3f3c3a939fb>

務は以下のとおりです。未成年者、親、教師の意識を高め、デジタルリテラシーを育成し、未成年者のためのヘルプライン（Inspline）カウンセリング（Insafe）、児童性的虐待資料の拡散防止（INHOPE）を主な任務としている。

CONNECT は、未成年者をより良く保護するための同盟（Alliance to Better Minors Online）を引き続き推進する。これは、子供や若者のオンライン環境を改善することを目的とした自主規制の取り組みで、主要な ICT 企業が参加している。

イ. 会議・イニシアチブ

(ア) フォーラム・ヨーロッパ⁶⁸

政策関連のイベントを年間 30 以上実施している。欧州の関連機関からトップが多く集まるフォーラム。2022 年 6 月にはドゥブラブカ・スイカ副委員長がフォーラムにおいて子供たちの安全なインターネット利用を呼びかけるスピーチを行った⁶⁹。ビジネス、政策、非営利団体、報道機関など、信頼性のあるネットワークを活用し、あらゆる考え方や立場をまとめて、中立的な議論の場を形成する会議プログラムを構築している。

(イ) 欧州スクールネット（European Schoolnet⁷⁰）

BIK や欧州全域の Safer Internet Centre と緊密に連携しているハンス・マルテンス氏が主導している。

1997 年に設立され、ブリュッセルに本部を置く。欧州の教育をデジタル化社会に適応させる使命を担っている欧州各国の 34 教育省の組織（非営利国際機関）である。

スクールネットの活動は、次の 3 つの戦略的分野に分けられる。

- ①教育改革のため、政策提言の根拠となる具体的な証拠とデータを提供する。
- ②学校と教師の教育実践の支援
- ③革新的な教育・学習方法を実践する学校のネットワークの構築と維持

活動の主な目的は次のとおりである。

- ・ 欧州の学校間の連携と協力を支援する。
- ・ 教師及び校長の専門的な能力開発をサポートする。
- ・ 欧州ならではの付加価値を持つ教育的・情報サービスを提供する。
- ・ グッドプラクティスを普及させ、学校教育や学習の新しいモデルを調査する。

⁶⁸ <https://forum-europe.com/>

⁶⁹

https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2019-2024/suica/announcements/vice-president-suica-delivers-speech-forum-europes-european-child-safety-online-conference_en

⁷⁰ <http://www.eun.org/about>

- ・学校におけるテクノロジー強化型学習の発展に寄与する。
- ・ICT を活用したサービス、コンテンツ及びツールを会員及びパートナーネットワークに提供する。

欧州スクールネット (European Schoolnet、後述) では、欧州委員会に代わり、INSAFE と INHOPE のネットワーク、Better Internet for Kids Platform、安全なインターネットの日キャンペーン (Safer Internet Day Campaign)、インターネット安全フォーラム (Safer Internet Forum) を毎年開催している⁷¹。

ウ. その他の機関

(ア) EU Observatory on the Online Platform Economy⁷²

オンラインプラットフォーム経済を監視・分析し、欧州委員会の政策立案を支援する専門家の集まりである。欧州委員会の職員に加え、独立した著名な専門家からなる専門家グループによって構成されている。また、その作業の指針となる支援調査も行っている。欧州委員会にとって最適な分析を提供できるよう、互いに補完し合っている。

エ. 法執行機関

(ア) ユーロポール (Europol、欧州刑事警察機構)

オランダのハーグに本部を置くユーロポールは、あらゆる形態の深刻な国際犯罪や組織犯罪、サイバー犯罪、テロリズムの防止と対策において加盟国を支援している。また、欧州連合以外の多くのパートナー国、法執行機関や国際組織とも連携し優れた協力体制を築いている⁷³。

主要な情報ハブとして機能し、機動的な運用サポートを提供し、パートナー⁷⁴のネットワークと連携して欧州の警察ソリューションを提供することにより、EU における深刻な国際・組織犯罪、サイバー犯罪、テロの脅威に対して、EU が効果的に対応することを確実にすることをビジョンに掲げている。

ユーロポールは現在、ユーロポール規則に基づいて運営されている。この規則は 2016 年 5 月 11 日に採択され、欧州議会は、ユーロポールがテロリズム、サイバー犯罪、その他の重大かつ組織的な犯罪への対策を強化できるよう、権限の更新を議決した。この規則は、EU の法執行当局間の協力を支援するユーロポールの

⁷¹ <https://europeancommission.medium.com/how-the-eu-protects-your-children-online-b3f3c3a939fb>

⁷² <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/eu-observatory-online-platform-economy>

⁷³ <https://www.europol.europa.eu/about-europol>

⁷⁴ <https://www.europol.europa.eu/partners-collaboration>

役割を一層強化するものである⁷⁵。

- ・ユーロポール (Europol) の権限⁷⁶

ユーロポールは行政権を持たず、容疑者を逮捕したり、加盟国の管轄当局の事前承認なしに行動したりする権限は与えられていない。ただし、ユーロポールは、加盟国の管轄当局が執行する措置を支援することで貢献できる。

- ・欧州サイバー犯罪センター⁷⁷ (European Cybercrime Centre, EC3)

サイバー犯罪に対処するためにユーロポールによって設立された。オンラインでの詐欺など莫大な損失を招く組織犯罪の捜査を支援し、域内の市民や企業のインフラを脅かす犯罪や、被害者に深刻な被害を与えるネット上での児童の性的搾取などに対処する。調査、情報収集・提供により EU 諸国がオンライン犯罪を捜査し、犯罪ネットワークを解体するのを支援する。

- ・EU サイバー犯罪タスクフォース (EUCTF)

情報通信技術の悪用とサイバー犯罪に対処するため、調和のとれたアプローチを開発かつ促進することを目指し、ユーロポールが欧州委員会及び加盟国とともに2010年に設立した。加盟国のサイバー犯罪対策部門の責任者と、ユーロポール、欧州委員会、欧州検察機構並びに CEPOL (法執行官向けのトレーニングの開発、実施、および調整を専門とする欧州連合の機関) の代表者で構成されている。EMPACT⁷⁸ (犯罪の脅威に対する欧州の学際的プラットフォーム) とも連携し、年2回討議、サイバー犯罪対処のための主要な課題と行動を特定しユーロポールと加盟国を支援する。情報セキュリティ業界とも協力してサイバー犯罪の防止と検出を図り、EU 機関に助言し、政策に関与している。

(イ) 欧州検察機構⁷⁹

欧州検察機関 (ユーロジャスト) は、各国当局と協力して、2カ国以上が関与する深刻かつ複雑な国境を越えた犯罪に幅広く対処している。欧州で拡大する脅威への司法的対応を主導し、加盟国間での容疑者引渡しや証拠収集など、当局が迅速に容疑者の訴追を行うことを可能にする。主に組織的犯罪集団に焦点を合わ

⁷⁵

<https://www.europol.europa.eu/about-europol#:~:text=Europol%20currently%20operates%20under%20the,and%20organised%20forms%20of%20crime.>

⁷⁶

<https://www.europol.europa.eu/faq#:~:text=Europol%20has%20no%20executive%20powers,the%20approval%20of%20national%20authorities.>

⁷⁷ <https://www.europol.europa.eu/about-europol/european-cybercrime-centre-ec3>

⁷⁸ European multidisciplinary platform against criminal threats (EMPACT)は、加盟国が推進する安全保障上のイニシアチブで、法執行機関、司法、EU 機関、税関及び税務署並びに民間パートナーが参加。組織的で重大な国際犯罪による脅威を特定し、優先順位をつけて対処する。サイバー犯罪、麻薬密売、詐欺、密入国等と並び、児童のオンライン・オフラインの性的搾取が現在の重要課題の一つとされている。

<https://www.eurojust.europa.eu/>

⁷⁹ <https://www.eurojust.europa.eu/>

せており、子供に関わるオンライン上の犯罪も対処する⁸⁰。

(2) 青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を推進する実施部門の役割、権限及びその根拠等

ア. 施策を推進する実施部門

(ア) DG CONNECT

欧州委員会の一部で、デジタル経済・社会、研究・技術革新に関連する欧州委員会の政策を立案、実施する総局。子供をオンラインで保護するため、国境を越えた取り組みが必要であることを踏まえ、継続的に子供や青少年を集め、主要な ICT メディア企業、一般市民、業界団体にアプローチしていくとしている。また、**Better Internet for Kids Strategy** を更新し、安全なインターネット利用のため、欧州におけるネットワークを支援する。さらに、子供、保護者、教師の意識向上とデジタルリテラシーの育成、未成年者及び児童の性的虐待資料拡散対策のための相談窓口の提供といった取組を強化する⁸¹。

イ. 権限

EU の法体系は一次法、二次法、判例の 3 種類から成る。一次法とは、EU の設立条約や改正条約にあたる基本条約を指す。二次法とは、一次法（条約）を根拠に制定され、EU 域内で直接・間接的に企業や個人を規制する法令で、大きく分けて、規則 (Regulation)、指令 (Directive)、決定 (Decision)、勧告 (Recommendation)、意見 (Opinion) の 5 種類があるが、このうち本レポートに該当するものは以下の 3 つである⁸²。

①規則 (Regulations)

加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。そのため、加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。

②指令 (Directives)

加盟国の政府に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。指令には政策目標と実施期限が定められ、指令が採択されると、各加盟国は、期限内に政策目標を達成するために国内立法等の措置を取ることが求められる。

ただし、どのような措置を取るかは各加盟国に委ねられている。なお、企業や個人には直接適用されない。

⁸⁰ 同上 What we do How we do it

⁸¹ https://commission.europa.eu/system/files/2020-10/cnnect_sp_2020_2024_en.pdf (19 ページ)

⁸² https://commission.europa.eu/law/law-making-process/types-eu-law_en

③勧告 (Recommendations)

加盟国の政府や企業、個人などに一定の行為や措置を取ることを期待する旨、欧州委員会が表明するもの。原則として法的拘束力はない。

・デジタルサービス法⁸³ (Digital Services Act) について

欧州議会は、2022年7月5日の本会議においてEUのオンラインプラットフォーム政策の中心となるデジタル市場法案 (Digital Market Act、以下DMA) とデジタルサービス法案 (Digital Service Act、以下DSA) を採択した⁸⁴。オンラインにおける消費者の基本的な権利の保護の向上を目指すDSAと、より公平でオープンなデジタル市場を目指すDMA⁸⁵は、加盟国で直接適用される「規則」の法形式をとっているため、EU域内において統一ルールが適用される⁸⁶。

本稿では、オンライン環境において子供を含むサービスの利用者の基本的権利を保護する目的で2022年11月に成立し、特に未成年者の保護を規定するデジタルサービス法⁸⁷ (DSA) について取り上げる。ここではその背景とEUとしての執行権限に触れるが、内容については次項(3)で述べる。

欧州では、Amazon や Google 、 Meta (旧 Facebook) といった米国大手 IT 企業の支配的な地位が EU の中小企業を圧倒し、競争が阻害されているとして度々問題視されてきた。DMA は、オンライン仲介サービス、検索エンジン、SNS 、動画共有、オペレーティングシステム (OS)、ウェブブラウザ、バーチャルアシスタント、オンライン広告などの中核プラットフォームサービスを EU 域内で提供することができる事業者のうち、特に大規模な事業者として「ゲートキーパー⁸⁸」の指定を受けた事業者を対象とし、ゲートキーパーとしての義務と禁止事項を規定している。欧州委員会は、DMA に定められた規則の唯一の執行者である。

ただし DMA は主に市場においてゲートキーパーが適切な競争を阻害することを規制するものであり、青少年を含む一般ユーザーが受けるサービスについてユーザーの基本的権利を保護する DSA に関しては、各加盟国が自国の仲介サービスに対し

⁸³ Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 (Digital Services Act)、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32022R2065>

⁸³ Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 (Digital Markets Act)

⁸⁴ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/digital-services-act-package>

⁸⁵ Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 (Digital Markets Act)

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?toc=OJ%3AL%3A2022%3A265%3ATOC&uri=uriserv%3AOJ.L_.2022.265.01.0001.01.ENG

⁸⁶ デジタルサービスに関する一連の措置の強化として導入されたデジタルサービス法 (DSA、2022年11月に成立。) とデジタル市場法 (DMA) の2規則を「デジタルサービス法パッケージ (The Digital Services Act package、以下「DSA パッケージ」) という。

⁸⁷

⁸⁸ 中核プラットフォーム (Core Platform) を提供する大規模事業者で、DMA 第3条で指定の条件が規定されている。参考：<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/e49d3e7bdd5d2e88.html>

で執行権限を有する。ただし DSA においても非常に大規模なプラットフォームに関しては欧州委員会が直接、監督、執行者となり、違反が認められる場合はプラットフォームの全世界売上高の 6% を上限とする制裁金が課される。DSA の内容については次項（3）で後述する。

ウ. 根拠法

既述のとおり、これまでオンラインでの子供の保護を規定する主な法令としては、下記の指令及び規則が挙げられている。

- ・電子商取引指令⁸⁹（eCommerce Directive）：
EU 域内電子商取引における消費者の保護等を規定
- ・一般データ保護規則⁹⁰（GDPR）：
個人のデータに関する権利やデータを処理する者の義務を規定
- ・性的虐待、児童の性的搾取、児童ポルノの撲滅に関する指令⁹¹（the Directive on combating sexual abuse, sexual exploitation of children and child pornography）：オンライン上を含む性的虐待や搾取からの子供の保護を強化する規制
- ・視聴覚メディアサービス指令⁹²（AVMSD）：
テレビ放送やオンデマンドサービスによる視聴覚コンテンツにおける欧州作品の割当てと子供向け番組を含むコンテンツに伴う広告に関する規制

その他関連法

- ・グローバルネットワーク上の違法・有害コンテンツ対策により、インターネットのより安全な利用を促進するための多年性アクションプラン採択に関する「1999年1月25日の欧州連合理事会並びに欧州議会決定 276/1999/CE 号⁹³
- ・e プライバシー法⁹⁴（ePrivacy Directive）：電子通信におけるプライバシー保護を目的とする。2018年5月から適用された GDPR（EU 一般データ保護規則）の特別法であり、別名「Cookie（クッキー）法」とも呼ばれる。

⁸⁹ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/e-commerce-directive>

⁹⁰

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2016.119.01.0001.01.ENG&toc=OJ:L:2016:119:FULL#d1e1384-1-1

⁹¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32011L0093>

⁹² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32010L0013>

⁹³ Decision No 276/1999/EC of the European Parliament and of the Council of 25 January 1999

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:31999D0276&from=IT>

⁹⁴ Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 (Directive on privacy and electronic communications)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32002L0058&from=EN>

- ・ 欧州連合運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union, TFEU）
114 条（域内市場）⁹⁵
- ・ 基本的権利憲章第 8 条および欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第 16 条⁹⁶
欧州連合（TFEU）第 16 条で個人情報保護が保障されている。個人情報の保護に
関する規則 2018/1725 は欧州機関の義務と加盟国に適用される義務を一致させた。
欧州委員会にとって、コンプライアンスは法的義務であるばかりでなく、政治的
な確約でもある。

（3）各課題について、調査時における青少年のインターネット利用環境に 関する法制度や政策等（立法過程や検討過程にあるものも含む）の内容、 その背景や運用状況等の整理

2014 年 11 月、欧州委員会はユンカー委員長率いる新体制となり、EU 域内のデジタル市場のさらなる統一を目指し、デジタル単一市場（Digital Single Market）に着手した。非常に幅広い範囲をカバーする戦略ではあるが、多くのプラットフォーム規制を既に視野に入れたものであった⁹⁷。

<DSA の背景と目的⁹⁸⁹⁹>

情報社会サービス、特に仲介サービスは、EU の経済と EU 市民の日常生活の重要な一部となっているが、そうしたサービスに適用される既存の法的枠組み（電子商取引指令）が採択されてから 20 年が経過した。ソーシャルネットワークやオンライン・マーケットプレイスなどの新しく革新的なビジネスモデルとサービスにより、企業ユーザーと消費者は、情報を伝えたりアクセスしたり、新規かつ革新的な方法で取引したりすることができ、コミュニケーション、消費、ビジネスの習慣が一変した。前述のとおり、EU 市民の大多数が、これらのサービスを日常的に利用している。しかしデジタル化とサービスの利用拡大により、個人ユーザー、企業、社会全体にとって、新たなリスクと課題も生じており、法的枠組みの現代化が必要であると常に議論されてきた。また、電子商取引指令の国内法化が加盟国により異なっている点もあるため、EU 域内市場全体としての規制の不整合も生じており、デジタル単一市場（DSM）を実現する上での課題でもあった。デジタル化とサービスの利用拡大により生じた新たなリスクと課題を解決し、①安全でアクセスしやすく、予測可能で信頼できるオンライン環境と、②欧州連合基本権憲章で保障された基本的権利及び自由の行使を確保するた

⁹⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:12008E114&from=EN>

⁹⁶ <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/data-protection.html>

⁹⁷ 参考： <https://eumag.jp/feature/b0615/>

⁹⁸ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/digital-services-act-package>

⁹⁹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_20_2348

めに、オンラインプラットフォーム等の仲介サービス提供者の義務を規定することを目的として、デジタルサービス法（DSA）が提案された。こうした課題を解決し、EU 全体として、安全でアクセスしやすく、予測可能で信頼できるオンライン環境と、EU 市民及びその他の者が欧州連合基本権憲章で保障された基本的権利及び自由（特に、プライバシー、個人情報の保護、人間の尊厳の尊重、私生活と家族生活、表現と情報の自由、メディアの自由と多元性、ビジネスを行う自由、高いレベルの消費者保護、男女間の平等、無差別の権利など）の行使を確保するためには、仲介サービスのプロバイダーによる責任ある真摯な行動が不可欠である。また、子供や未成年の保護、障害者を含む全てのサービス受領者が仲介サービスへ完全、平等かつ無制限にアクセスできるような規制的枠組みを確保することが不可欠である。「オフラインで違法なものはオンラインでも違法であるべきである」という考えに基づき、オンライン上の違法な商品やサービス・コンテンツから利用者を守るため、オンラインプラットフォーム等の仲介サービス提供者の責任を明確にして対応するため、DSA が提案され採択された。

< DSA の概要¹⁰⁰ >

DSA は、オフラインで違法なことはオンラインでも違法としなければならない（序文第 12 項）、という原則の下、オンライン上の違法コンテンツに対する規制やユーザーの基本的権利の保護を目的としている。DSA の規制対象は、ソーシャルメディアやオンライン・マーケットプレイス、検索エンジンなど、EU 域内でオンライン上の仲介サービスの提供する全事業者である。仲介サービスの透明性や事業者の説明責任を強化し、利用者の基本的権利を保護することが目的である。事業者の規模や社会的影響に応じて規制内容を強める制度設計となっており、透明性に関する報告といった基本的な義務は全ての事業者に適用されるが、規制は事業者の規模とリスクに応じて設定されるべきとして、違法なコンテンツの拡散や基本的権利への悪影響といったリスク評価など、最も厳しいルールは、月間平均 4500 万人以上の事業者が該当する「非常に大規模なオンラインプラットフォーム VLOP）」及び「非常に大規模なオンライン検索エンジン（VLOSE）」事業者のみに適用される¹⁰¹。

¹⁰⁰ 2022 年 11 月に施行。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R2065&qid=1666857835014>

https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment_en

https://www.ecas.europa.eu/delegations/japan/eu%E7%90%86%E4%BA%8B%E4%BC%9A%E3%81%A8%E6%AC%A7%E5%B7%9E%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E3%80%81%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E3%82%92%E5%B8%82%E6%B0%91%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8A%E5%AE%89%E5%85%A8%E3%81%AA%E7%A9%BA%E9%96%93%E3%81%AB%E3%81%99%E3%82%8B%E3%80%8C%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E6%B3%95%E3%80%8D%E3%81%AB%E6%9A%AB%E5%AE%9A%E5%90%88%E6%84%8F_ja?s=169

¹⁰¹

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/10/04/dsa-council-gives-final-approval-to-the-protecti>

前述のとおり、DSA の適用と執行は、主に各加盟国の「デジタルサービス調整官 (Digital Services Coordinator)」が担当する¹⁰²。各加盟国がデジタルサービス法案の要件に応じて違反に対する罰則を定めるが、非常に大規模なプラットフォームに関しては欧州委員会が直接、監督する権限を有し、違反が認められる場合はプラットフォームの全世界売上高の 6% を上限とする制裁金が課される。また、デジタルサービス調整官と欧州委員会は、必要に応じて重大な損害に対処するための早急な行動をプラットフォームに要求する権限が与えられる。さらに、重要な義務を順守せず、人々の生活と安全を危険に晒すプラットフォームに対しては、司法を通じてサービスの一時的な停止を求めることも可能となる。加えて DSA は、違法コンテンツや、子供や未成年など弱い立場にある利用者にとって、有害なコンテンツでの口コミでの拡散による悪影響に対処するため、サービス提供者に行動規範 (Codes of Conduct) の策定と実施を促す枠組みも定めている。

< DSA の内容 >

ここでは「青少年の安全なインターネット利用環境整備」に焦点を当て、注目すべき内容を以下に言及する。

前述のとおり、DSA は消費者を商品、サービス、およびコンテンツと結び付ける役割において仲介者として機能するデジタルサービスの義務を規制するものだが、未成年に対して特別に配慮することを義務付ける規定を設け、消費者やサービスの利用者 (ユーザー) の中でもリスクが高く、弱い立場に置かれる子供 (「未成年者 (minors)」とされている) の保護を特記するものとなっている¹⁰³。

第 14 条第 3 項で、未成年を対象とするまたは未成年が利用するサービスの事業者が、その利用条件や制限事項を未成年者が理解できるような方法で説明することを規定、第 26 条及び第 28 条 (第 1 項から 4 項) では、未成年を対象とするオンラインプラットフォームの広告やプラットフォームにおける未成年の個人情報の取扱いを制限もしくは禁止している。

さらに、第 34 条では、リスクアセスメントにおける未成年の保護や悪影響の審査を行うこと、第 35 条ではリスク軽減のためにペアレンタルコントロール等のツールを用いた支援措置を講じることとし、欧州委員会は、欧州または国際的な標準化機関においてオンライン上の未成年者保護の基準を策定することを支援するとしている。(第 44 条 (j))

DSA は EU 域内に居住する者に適用され、より透明で安全なオンライン環境のた

on-of-users-rights-online/

¹⁰² What will the Commission's role be in the supervision of platforms?

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_20_2348

¹⁰³

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R2065&qid=1666857835014>

めの新しいグローバルスタンダードを設けることが期待されている。GDPR と同様、DSA は EU 域内でサービスを提供する場合、EU 域外の企業にも適用される。

世界経済フォーラムでは、インターネット・ガバナンスに関するオンライン記事において、社会における DSA による子供への影響として、主に以下の5つを挙げている¹⁰⁴。

1) 子供の権利を明確に認識する

国連子どもの権利委員会は、2021年3月、デジタル環境において子どもの権利を保護、推進するための「一般的意見 25: デジタル環境に関する子どもの権利 (General Comment No.25 on children's rights in relation to the digital environment)、以下 GC25」を公表。一般的意見は、特定の課題について委員会が示す見解で、子どもの権利条約のすべての締約国に向けられた文書である。GC25 は、適切なデジタル環境の提供によって子供の権利を推進し、同時に、暴力やプライバシーの侵害を含めた多様なリスクから子供を守るために、各国がとるべき様々な方策を示している。企業の役割を重視し、政府や企業、学校、専門家、子供のため組織などの関係者間の連携が重要であることも指摘している¹⁰⁵。

2) 児童性的虐待、違法なヘイトスピーチ、テロ関連コンテンツ、又は違法な内容を含むオンラインコンテンツを迅速に削除する。

オンライン上のハラスメントの被害者がより保護されることになる。ユニセフが子ども買春・子どもポルノ・性目的の子どもの人身取引を根絶するために行動する組織と個人の世界的なネットワークであるエクパット (ECPAT)¹⁰⁶やインターポール (Interpol) と共に世界 13 カ国で実施した調査によれば、オンラインでの性的搾取は、子供に対する犯罪として蔓延していることが分かっている¹⁰⁷。

3) 子供を含む権利への影響に関するリスクアセスメント

アクティブユーザーが月に 4500 万人を超える超大規模オンラインプラットフォーム (VLOPs) は、規模が大きくなればなるほど責任も大きくなるため、より厳しい規制を受ける。VLOPs は、少なくとも年 1 回リスク評価を実施し、プライバシー、表現と情報の自由、差別禁止、EU 基本憲章にある子供の権利に悪影響がないかを測定しなければならない。ここで言及されていることは、子供が幸せのために必要な保護とケアを受ける権利を有すること、民間企業・機関は、常に子供の最善の利益

¹⁰⁴ How will the Digital Services Act impact children?
<https://www.weforum.org/agenda/2022/06/eu-digital-service-act-how-it-will-safeguard-children-online/>

¹⁰⁵ <https://www.unicef.or.jp/news/2021/0121.html>

¹⁰⁶ <https://ecpat.org/about-us/>

¹⁰⁷ <https://www.end-violence.org/disrupting-harm#country-reports>

のために行動しなければならないことである。監査においては、巨大テック企業のアルゴリズムが未成年の身体的・精神的健康にどのような影響を与えているかにおいても考慮しなければならない。

4) 子供をターゲットにした広告の禁止及びプロファイリングのためのデータの取得の制限

利用者の性的嗜好、健康情報、信仰及び政治信条に基づくオンライン広告を禁止する。

5) より分かりやすい利用規約と説明

未成年を対象とする場合、未成年者が容易に理解できる規約の説明が必要である。

<デジタル・ヨーロッパ¹⁰⁸ (2030年までのターゲット施策) >

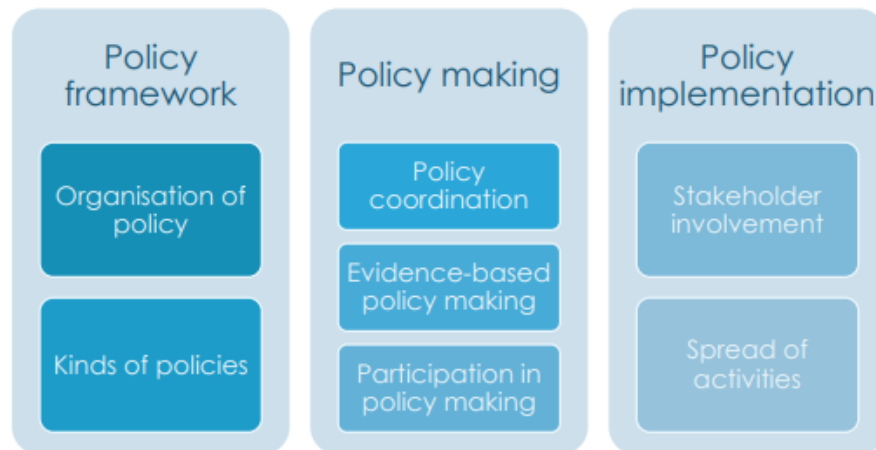
政策プログラムの発効後の最初のステップとして、欧州委員会は加盟国とともに、2030年のデジタル目標に向けた進捗を測定するための重要業績評価指標（KPI）を策定する。この指標は、2023年初頭に採択される予定の実施法に明記される予定である。「デジタル化の10年の状況」に関する最初の年次報告書は、2023年6月に採択される予定である。この報告書には、進捗状況を追跡するための軌跡が含まれる予定である。その後、9カ月以内に加盟国は最初の国家戦略ロードマップを発表することになっている。

<新BIKの具体的な施策（法令、推奨等）や取組の実施主体等>

「子供のためのよりよいインターネット（BIK）政策マップ」は、2012年5月に欧州委員会が初めて打ち出した「子どものためのよりよいインターネットのための欧州戦略」（又はBIK戦略）のテーマと提言について、EU加盟国における政策立案と実施に関する知識の比較と情報交換を目的として作成された。2015年に第1回、そして2018年3月には進捗状況を確認するための第2回目の報告書が発行された。2020年11月に発行された最新版では、EU全加盟国、アイスランド、ノルウェー、イギリスを含む欧州30カ国におけるBIK戦略のさらなる実施状況を検証している。調査結果は、コレクティブ・インパクト（共同の効果を最大化するための枠組み）のアプローチから引き出された3つの主要なトピックに整理されている。

108

https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/europes-digital-decade-digital-targets-2030_en



< 3つの主要トピック >

- 1) 政策の枠組み : BIK 戦略を実践する過程において、国家レベルで行われる政策、指針、決定及びその他の声明に対する組織的原則と長期目標。
- 2) 政策立案 又は各国内で政策が策定される一般的なプロセス。調整と観察がどのように管理されているか、政策課題がどの程度証拠に基づいているか、政策プロセスに若者が参加するための取り決めがあるかどうかなどを含む。
- 3) 政策の実施 : **BIK 戦略の4つの柱 (図表 18 参照)** のそれぞれで想定されているイニシアチブの実施や活動の普及に関係者が関与している。

1) 政策の枠組み (詳細)

調査対象の全 30 カ国が BIK 戦略の要素を公共政策に取り入れている。BIK 戦略の認知度は高く、30 カ国中4分の3以上である 23 カ国が、BIK 戦略がこの分野の政策に影響を与えたと回答している。また、子どものオンライン利用に焦点を当てた特定の政策を通じてこの課題を策定・実施した国と、より広範な政策を通じてこの課題に取り組んだ国に、それぞれ均等にわかれている。この調査の結果、単一の包括的な政策の枠組みが存在すると報告したのは2カ国だけであった。

既存の政策も広がっており、BIK 戦略の4つの柱 (図表 18) をすべてカバーしている。子ども向けの高品質なオンラインコンテンツ (柱 1) は、現在、5カ国を除くすべての国が公共政策で活用している。2018年には、欧州諸国の40%近くがこの分野の政策をカバーできずにいた。

調査対象全 30 カ国が、主に広範な教育政策の一環として、デジタル及びメディアリテラシーと一般的な意識向上 (柱 2) に取り組む政策を実施している。オンラインの安全な環境のためのツールや規制 (柱 3) の分野では政策の実施が大幅に増え、

児童の性的虐待や搾取への対策（柱4）については、すべての国で包括的に取り組まれている。

2) 政策立案（詳細）

子どものネット利用に関する政策立案には、複数の政府省庁、公的機関、NGO（非政府組織）、その他のステークホルダーが複雑に連携しているのが現状である。本調査の対象国の4分の3以上（77%）は、政策の調整が複数の省庁や機関に分散していると述べている。これは、2018年の42パーセントからの増加である。30カ国中19カ国では、4～6つの省庁に分散した形で政策決定が行われていると答えている。

30カ国中27カ国は、省庁間や機関内のコミュニケーションを促すために、何らかの形で構造化された協力メカニズムが存在すると回答している。ほとんどの国で、政府省庁が主にプロセスを担当しており、特にBIK戦略の柱1と4の場合、これらの領域における法律と規制のより正式な役割を担っている。2と3の柱では、他の公的機関が調整過程を主導する場合が多い。

子どものインターネット利用に特化した定期的なデータ収集が可能であると報告する国の数は、大幅に増加している。調査対象30カ国のうち23カ国では、子どものインターネット利用に特化した一定のまとまった調査が存在する。24カ国は、国内調査や他の種類のデータ収集で集められた結果をもとに、公共政策の設計を行ったという。参加国の半数が、政策のモニタリングと評価が実施されていると回答している。ほぼすべての国（97%）が、過去3年間に子どものネット利用に関する新たな政策展開があったと回答している。

政策決定への若者の参加については、30カ国中半数以上の17カ国が、子どものインターネット利用に関する政策について、子どもたちが体系的かつ直接的に協議・情報提供を受けていると回答している。これには、ヒアリング、協議、子どもの意見を引き出すための具体的な調査などの例が含まれる。3分の1の国は、子どもの参加は、既存の調査や証拠の分析などを通じて間接的に行われていると回答している。しかし、この分野で若者と大人が意思決定を共有していると報告している国は、わずか1カ国である。また、3カ国では、若者は政策決定過程に関与していないと報告されている。

3) 政策の実施（詳細）

柱1：高品質なオンラインコンテンツの提供

ほぼ全ての国で、子ども向けの質の高いオンラインコンテンツの制作と公開を促進するための活動が報告されている。また、子どもの創造性を刺激し、インターネットの積極的な利用を促進する取り組みも実施されている。調査結果では、2018年以降、各分野で増加しており、特に、子ども向けの質の高いオン

ラインコンテンツの制作と可視化の促進が増えている。

半数弱の国で、政府省庁やインターネットの安全に携わる機関等が活動の実施において主導的な役割を担っている。また、4分の1は、BIK を担当する公的機関や公共放送局も、子ども向けの良質なオンラインコンテンツの配信において主導的な役割を担っている。

柱2：意識と自信の向上

30カ国中28カ国が、学校での安全なオンライン利用教育を支援する戦略をとっている。また、学校以外の場でもオンラインの安全に関する教育や、デジタルリテラシー、メディアリテラシーの活動もすべての国で実施されている。5カ国は、若者の技術的スキルを向上させるプログラム、メディアリテラシーと批判的思考を促進するプログラム、オンラインでの過激化やヘイトスピーチに対処するプログラムなど、過去12カ月間に新しい取組を導入したと報告している。

国民意識向上キャンペーンへの支援は、全30カ国で行われている。政策プロセスへの子どもの関与については、31%から45%に増加した2018年以降、一定の進展が見られる。子どもにとって有害な可能性のあるコンテンツやコンタクトを報告する仕組みは、30カ国中29カ国で利用可能である。報告メカニズムの効果的な機能を支援する取り組みは、66パーセントの国で利用可能だと言われている一方、17%は利用できないとしており、さらに17%では利用できるデータがないとしている。

政府省庁、特に教育分野のセーフターインターネットセンターは、この柱の活動を実施する上で主導的な役割を担っている。また、NGO、公共放送、産業界、大学・研究機関など、幅広いステークホルダーがこの柱の活動を実施する上で、補完的な役割を担っている。

柱3：子供たちにとって安全なオンライン環境づくり

4分の3の国が、年齢に応じたプライバシー設定に関するEU法の実施を確保するための国レベルの活動を報告しており、これは、2018年の66%から増加した結果となっている。オンライン上の子どものプライバシーに関する啓発活動は、25カ国で存在すると報告されている。1カ国を除くすべての国が、ペアレンタルコントロールの利用を促進するための活動を実施している。

さらに、年齢別レーティングとコンテンツ分類の導入を促進する活動が大幅に増加していることが、本調査の23カ国から報告されている。これは主に、AVMSD (Audiovisual Media Services Directive) の国内法への移行の過程と関

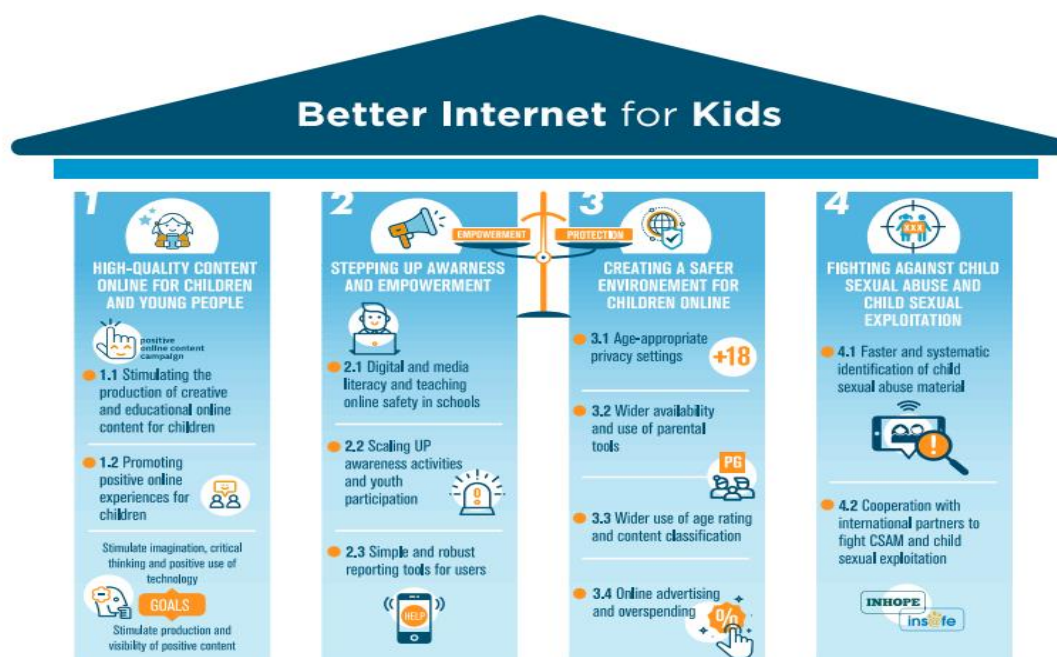
連しているという。オンラインプロファイリングと行動的広告に関する法制化を確保するための活動は、全体の 69%に当たる 21 カ国で実施されていることが確認されている。35 パーセントが支援を実施していることが判明した 2018 年に比べ、大幅な増加となった。

柱 4：児童性犯罪、性的虐待の根絶

30 カ国中 4 分の 3 に当たる 23 カ国が、オンライン児童性的虐待の根絶のため、法執行機関が利用できる参考資料が増加したと報告している。調査対象 30 カ国中 28 カ国と、ほぼすべての国が、国レベルでのホットラインを支援している。同様に、28 カ国が、児童の性的虐待の内容の取り下げに向けたホットラインと産業界の協力関係の改善を支援する活動を行っている。調査結果は、特にホットラインの機能と産業界との協力関係の改善を支援することに関して、2018 年とほぼ一致している。

BIK の責任を負う政府省庁は、1 カ国を除くすべての国で、この柱の実現に主導的な役割を果たすとされている。また、セーフアーインターネットセンターは、20 カ国（67%）において主要なステークホルダーとして記述されている。

この 4 つの施策の柱について、次の図で示されているので参考までに掲載する。



【図表 18】

柱1	柱2	柱3	柱4
高品質なオンラインコンテンツの提供	意識と自信の向上	子供たちにとって安全なオンライン環境づくり	児童性犯罪、性的虐待の根絶
1.1 子供向けの創造的・教育的なオンラインコンテンツの制作を促進する。 1.2 子供にポジティブなオンラインを提供する。	2.1 デジタルとメディアリテラシー、学校でオンラインの安全性の教育。 2.2 意識向上のための活動と青少年の参加の拡大。 2.3 ユーザーにとって簡単かつ強固な通報ツール。	3.1 年齢相応なプライバシー設定。 3.2 保護者のためのツール利用を広める。 3.3 年齢別、コンテンツ別の区分（レーティング）の普及。 3.4 オンライン広告と過剰消費。	4.1 児童性犯罪、性虐待に対する、より迅速な体系的確定。 4.2 児童性犯罪、性虐待撲滅に対する国際パートナーとの協力。

(BIK のレポート内の表を元に日本語訳を作成¹⁰⁹)

BIK は欧州スクールネット (European Schoolnet) でデジタルシティズンシップ戦略責任者を務めるハンス・マルテンス氏がリードし、学校などの教育関係機関を通じて教師、保護者などに幅広く活動を続けている。デジタルスキルからメディアリテラシー、オンラインセーフティに至るまで、様々な公共・民間プロジェクトに携わるチームを統括し、Safer Internet Centres の Insafe ネットワークをコーディネート、オンラインヘイトスピーチに関する SELMA プロジェクトを運営している。主な仕事はガバナンス、マネジメント、アウトリーチで、政府、市民社会、産業界の主要な戦略的パートナーとの接点となっている¹¹⁰。

(4) 法規制に対する世論の動向 (意識調査の結果等)

2021 年に発表されたデジタル・コンパス¹¹¹は、政策に関する最小限の制限と最大限の制限を形成し、貴重な機会、目標、指標を提供している。これは、EU とその加盟国が、デジタル経路をまとまった形で協調しながら制限するのに役立つ。しかし、EU の統治システムは、各国の地理的また政治的展望を強化するものでなくてはならない。このことは、効果的に意思決定プロセスを促し、加盟国や欧州機関の間で起こりうる相違を緩和し、戦略や外交政策としてのデジタル化の実施を遅らせることなく、能力や測定基準、特に信頼性の尺度や共通の脅威マッピングについて、より正確な定義を達成する上で特に重要である。

¹⁰⁹

<https://www.betterinternetforkids.eu/documents/167024/2637346/BIK+Policy+Map+2020+-+FINAL+for+publication+-+November+2020.pdf/2eb2c71f-c6b7-8e16-cbf8-224e52f9008a?t=1606326324655> (11 ページ)

¹¹⁰ <https://yskills.eu/consortium/eun/>

¹¹¹ <https://futurium.ec.europa.eu/en/digital-compass>

マルチレベルの EU 統治システムにおいて、加盟国の国内外交政策の変化は、国内レベルに起因するだけでなく、EU レベルの動きに対応して起こることもある。EU 加盟国は、さまざまな形で EU のガバナンスシステムと関わりながらその影響を受けており、それが EU の外交政策協力をどう行うかにも影響を及ぼす。例えば、2008 年の金融破綻、2015 年の移民危機、COVID-19 の大流行といった主要な政策課題に対処する際に、EU の一部に連帯感が欠けていると感じられたことが、外交政策の領域にも波及したと論じられている。ある領域で「忠誠と相互連携」が目に見えて欠落していると思なされれば、他の領域でそれを要求することは難しい。さらに EU の外交協力は、これまで多様性の論理と闘ってきたとされる。多様性の論理とは、加盟国がそれぞれ異なる地理、歴史、文化、外交政策の伝統を持っているため、外部からの発展や圧力によって各国が異なる反応を示すことが多いというものである。したがって、共通の戦略的文化が存在しないことも重大な問題である。この見解によれば、EU 加盟国が異なる形で経験し、あるいは認識する重要な政治的事象や危機的状況は、時として非常に多様な国家的対応を引き起こす可能性がある。多様性の論理は、ロシアや中国、米国といった大国を含む外圧によってさらに強まる。EU の外交政策に外部から影響を与えようとする傾向が強まり、集団としての EU に対処するよりも二国間の関与を優先することを明らかに望んでいる場合がある。その結果、EU 加盟国は、確立された EU の共通の立場から離れ、積極的に異議を唱える強い動機、あるいは圧力さえ持つことになるかもしれないという¹¹²。

年々規制が強化される中、EU は新たなデジタル規制を過剰に導入していないかという声もある¹¹³。EU はグローバルなデジタル規制当局の役割を求めていたわけではなく、コロンビア大学法学部のアヌ・ブラッドフォードの本のタイトルにちなんで「ブリュッセル効果」と呼ばれる現象に吸い寄せられ、EU が世界の規制当局にならざるを得なかったと言われている。

ただし、EU 自体が真のデジタル超大国にならない限り、デジタル空間で規制超大国として機能することは困難であるため、規制はテクノロジーへの多額の投資と従業員のデジタル教育と密接に関連している必要がある。

各国レベルの法規制については ENISA のレポートの Annex¹¹⁴ (107~147 ページ) を参照されたい。

¹¹² <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/07036337.2021.1927015?cookieSet=1>

¹¹³

https://www.economist.com/europe/2022/09/01/is-the-cu-overreaching-with-new-digital-regulations?utm_medium=cpc.adword.pd&utm_source=google&ppccampaignID=18156330227&ppcadID=&utm_campaign=a.22brand_pmax&utm_content=conversion.direct-response.anonymous&gclid=EAAlaQobChMIYrWRlu6b-wIVkMLtCh289QRwEAMYASAAEgIH_PD_BwE&gclid=aw.ds

¹¹⁴ <https://www.enisa.europa.eu/publications/2021-report-on-csirt-law-enforcement-cooperation> (107~147 ページ)

4. 利用環境整備に関する事業者、民間団体、家庭の取組を整理

(1) 調査時における青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者、関連団体及び保護者等の教育・啓発活動の取組内容並びに教育・啓発の評価指標や啓発事業における効果の測定方法等

ア. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者の取組

<オペレーティングシステム>

自宅の PC (デスクトップ、ノートパソコン) で以下の 2 社のシステムを利用する際、無料でペアレンタルコントロールが利用可能。

○マイクロソフト

Microsoft Family Safety のアプリを無料でダウンロードし、使用時間を制限、年齢相応のコンテンツのみ閲覧可能、位置確認、閲覧履歴レポートなどを利用できる¹¹⁵。

○Mac OS

子供専用アカウントを作成し、ペアレンタルコントロールをオンにする。外部からのコンタクトに制限をかけたり、ウェブカメラをオフにしたりすることが出来る。その他、就寝時間前のインターネット利用制限 (平日、週末) や子供のデータにアクセスしようとするアプリやサービスをブロックすることも可能¹¹⁶。

<家庭でのインターネット利用>

(ア) 携帯電話事業者

*国によりプロバイダーが異なるため、欧州でも利用が多いとされるプロバイダーをいくつか例に挙げた。

○ボーダフォングループ

欧州 10 カ国以上で利用されている。インターネット利用制限のためにタイマーをかけたり、有害コンテンツをブロックしたりできる。

○Movistar (スペイン)

有害コンテンツや有害な内容を含むゲームなどをフィルター、ブロックすることができる。

○Orange/EE (フランス、スペインなど)

¹¹⁵ <https://www.microsoft.com/en-us/microsoft-365/family-safety>

¹¹⁶ <https://support.apple.com/en-us/HT201304>

インターネット利用を安全に、多くの子供たちが使えるように利用を奨励しつつ、リスクに対する措置としてペアレンタルコントロールを推奨。接続機器に応じて使い方、設定方法などを詳しく記載している。

(イ) ゲームコンソール>

全ゲームコンソールにおいて、オンラインでプレイできるユーザーの制限をかけることができる。

○XBOX

利用時間制限のためにタイマーをかけたり、ゲーム対象年齢システム（PEGI）に沿って、年齢相応なゲームをフィルターしたりできる。購入機能の承認や、オンライン上の友人・プレイヤーからの新たなリクエストについて再検討することもできる。

○任天堂 Switch

無料のスマートアプリを提供。ゲームコンソールと連携させて子供たちの利用時間をモニターできる。アプリが利用状況レポートを作成するため、どんなゲームでどのくらい遊んでいるかなどの詳細を知ることが可能。

○PS4、PS5

PlayStation ネットワークに保護者用アカウントと子供用アカウントをそれぞれ作成する。閲覧可能サイトの制限、外部とのコミュニケーション制限、購入金額を月ごとに制限するなど、様々な機能を利用することができる。

○Oculus／Meta Quest VR

13歳以上としてデザインされたヴァーチャルリアリティ（VR）型のゲーム。利用にはアカウント開設が必要となる。ペアレンタルコントロールを設定するにあたり、まずは Meta のアカウントに登録、さらにそこから子供からの招待を経て、ペアレンタル・スーパービジョンの設定となる。不適切なコンテンツのブロック、子供たちがやり取りしている「友人」リストの閲覧、購入履歴の閲覧などができる。

(ウ) ソーシャルメディア（SNS）

Statista の統計によれば、欧州で最も利用されている SNS はフェイスブック（85.73%）、大きく離れてインスタグラム（4.4%）、Twitter（4.28%）、Pinterest（2.87%）、YouTube（1.37%）、Reddit（0.62%）、Tumblr（0.19%）となっている。

る。

その中の SNS 企業による取組事例は下記のとおり。

○Instagram

13 歳以上の利用のみとしている。青少年(特に 10 代)が安全に活用できるよう、保護者向けの Instagram の使い方やヘルプデスクを設けている。

○フェイスブック

13 歳以上の利用のみとしている。保護者用ポータルを設置し、青少年はもちろん、女性、LGBT 専用のページも設けている。

○WhatsApp (Meta)

16 歳以上の利用のみとしている。見知らぬ番号からテキストを受信した場合、その番号を報告及びブロックできる。アプリ内の設定より、いかなる問題でも直接 WhatsApp に連絡をとることができるシステムになっている。

○TikTok

13 歳以上の利用のみとしている。YouTube 同様、共有をパブリックとプライベートから選ぶことができる。不適切なコンテンツ等はレポートすることができる。保護者は利用時間の制限や、子供たちがメッセージを送信できる人たちを制限することが可能。13~15 歳のアカウントへの直接メッセージ送信は自動的にできないようになっている。

○Twitter

13 歳以上のみの利用としている。利用には保護者の同意が必要。ペアレンタルコントロールはないが、ツイートをパブリックか、プライベートにするか選択可能。随時フォロワーをブロックすることや、自分自身がフォローをやめることができる。自分自身の現在地を知られないようにするには、設定・プライバシーから設定を変えることができる。

○Snapchat

13 歳以上の利用を認めている。アカウント開設時にユーザーが選択した「フレンズ (相手)」のみが閲覧や連絡可能となる。さらにこの「フレンズ (相手)」も利用開始後に除去・ブロックすることが可能。ただし、自分を含むグループが作られた場合は、グループ内の誰でもコンタクトすることができるため注意が必要である。利用開始時に保護者が子供たちのユーザー設定をきちんと確認するよう

勧めている。

(エ) テレビ・ストリーミング

○Netflix

保護者によるパスワードの設定、また最大5名までのアカウントを設定することができるため、子供専用のアカウントに様々な制限・フィルターを設定することが可能。子供用アカウントには年齢に応じたコンテンツのみの選択・視聴しかできないようになっている。

○Amazon Prime

アカウントにパスワードをかけることにより、視聴可能なコンテンツの制限ができる。端末によりペアレンタルコントロール設定が異なるが、設定方法についてウェブサイトで説明している。「Amazon ダッシュボード」からビデオ視聴だけでなく、Amazon 利用に関わる全ての子供たちのオンライン行動を把握、制限することが可能。

○YouTube

利用者の制限モードを利用することが可能。アップした動画も公開・非公開（プライベート）と選択することができる。子供専用の YouTube Kids もある。100%完全とは言えないが、数々の層にわたって子供たちを守る手段を提供している。

○Disney+

年齢に応じたプロフィールを作成することにより、視聴できるコンテンツを制限することができる。

○NowTV

パスワード設定により、年齢不相応なコンテンツへのアクセスを制限できる。

(オ) 検索エンジン

子供たちが純粋にネット検索をしていただけで不適切なコンテンツに遭遇しないよう、ペアレンタルコントロールを使うように推奨されている。検索エンジンによってペアレンタルコントロールの設定方法が異なることが多いため、子供たちが普段使う検索エンジンを把握し、家庭のコンピューターだけでなく、子供のスマートフォンやタブレット端末にもペアレンタルコントロールの設定をするよう勧められている。

○Google

「Google セーフサーチ (Google Safe Search)」を使い、ポルノグラフィーなどの不適切なコンテンツをブロックできる。残念ながらフィルタリングシステムは100%の機能は保証できないとしている。

○Yahoo

「セーフサーチ (Safe Search)」にロックをかけることにより、一定のコンテンツから子供たちを守ることができる機能を提供している。

(カ) 携帯端末

○iPhone (iOS)

子供のスマートフォンやタブレット端末利用を制限、アプリの利用をブロックすることができる。アプリ内の購入、アプリのインストールや消去も止めることが可能。

○Android

ペアレンタルコントロールの設定をすることにより、Google Play からダウンロード、購入できるものに制限をかけることができる。「ファミリーリンク」の設定もあり、ネット利用制限や利用端末にロックをかけることも可能。利用端末にファミリーリンクをダウンロードし、子供たちのアカウントに紐づけることで利用が可能になる。

(キ) スマート端末

○Amazon Echo/Dot (Alexa)

初期設定において、購入の際はパスワードを必要とする、などの設定が可能。

○Google Home

管理アカウントを作成すると、子供たちは YouTube の動画を見ること、歌を聴くことができない。また、オンライン上のショッピング、Google 以外のアプリを使うことが出来ない設定となる。

イ. 関連団体

○DOT ヨーロッパ¹¹⁷ (旧名称 : EDiMA)

欧州の主要インターネット企業を代表する団体。欧州市民と企業のために、

¹¹⁷ <https://doteurope.eu/> (DOT は Digital Online Tech を指す。)

革新的かつオープンで安全なインターネット環境を促進するためのアイデアを開発し、政策的イニシアチブを支援することを目指している。

2023年3月現在の参加企業は以下の24社¹¹⁸。

Airbnb、Allegro、Amazon、Apple、Dropbox、Discord、eBay、Etsy、Expedia Group、Google、Indeed、King、Microsoft、Meta、Mozilla、Nextdoor、OLX、Shopify、Snap、Spotify、TikTok、Twitter、Yahoo、Yelp

また、当サイトではEU各国の関連情報が網羅されている¹¹⁹。

○欧州サイバーセキュリティ機関) (European Cyber Security Organization、ECSO)

EUとの契約に基づく官民パートナーシップ (ePPP) により2016年に成立した官民の機関が参加する分野横断的で独立したメンバーシップ組織。ECSOのメンバーには、大企業、中小企業およびスタートアップ企業、研究機関、大学、エンドユーザーならびにEU加盟国の地方、地域、および国の行政機関などが含まれる。

Youth4Cyberと名付けられた取組により、6歳から26歳の青少年を対象にして意識向上と啓発活動を行っている。一例として、6歳から10歳、10歳から14歳、14歳から18歳、18歳から22歳、および22歳から26歳という年齢別・成熟度別単位に分かれた教育プログラムを提供。遭遇する可能性のある状況に臨機応変に対処するための指針を短いコンテンツで示す。こうした取組によりサイバー衛生のレベルとサイバーセキュリティでのキャリアへの意識を高めることを目指すとしている。

○School for Social Networks¹²⁰

ヨーロッパの非営利団体。小学生の子供たちを対象とし、楽しく、安全で教育的なオンライン環境を提供することを目的としている。また、安全で責任のあるソーシャルメディアの使い方を学べるよう、オンライン教材等も提供している。

○Facts4All¹²¹

欧州委員会の「Media Literacy for All Programme」プロジェクトの共同出資による1年間のプロジェクト。若者とその親（祖父母）の世代を超えて、オンラインの偽情報（フェイクニュース）に対する認識と批判的思考を高めることを目的としている。

○eSafety Label¹²²

¹¹⁸ <https://doteurope.eu/members/>

¹¹⁹ <https://doteurope.eu/resources/>

¹²⁰ <https://www.schoolsocialnetworks.org/>

¹²¹ <https://fcl.eun.org/facts4all>

教育や学習の一環としてオンラインを安全に利用できるよう、安全で充実した環境を提供することを目的とした、ヨーロッパ全体の学校向け認定・サポートサービス。eSafety Label コミュニティによって、学校はそれぞれのオンライン安全インフラ、方針、実践を国内及び国際標準に照らして評価することができる。

eSafety Label コミュニティには、38 カ国、約 4,000 人の教員と教育関係者（教育省、大学、Safer Internet Centres など）が参加している。

○eTwinning（イートゥウィニング）¹²³

整備されたプラットフォームの下で登録することで先生や学校スタッフは「ヨーロッパの学校のためのコミュニティ」の一員になり、様々な共同プロジェクト¹²⁴に参加することができる。

コミュニティは、インクルーシブな（多様な個人を包摂する）学校のビジョンを共有し、情報通信技術を有意義な方法で最大限に活用するもので。参加者は、オンライン、学校、eTwinning のイベントや会議などに参加し他の教師と相互に啓発しあうことで生徒の教育を向上させることができる。

○Insafe and Inhope

Insafe と INHOPE は、欧州全域の Safer Internet Centres (SICs) のネットワークを通じて連携している。各国の啓発センターは、より安全なインターネットに関する問題や新たなトレンドに対する認識と理解を高めることに重点を置いている。同時に、子どもたち、若者、保護者、教師が、インターネットを安全に利用し、インターネットやモバイル技術がもたらす機会を活用するためのスキル、知識、戦略を身につけられるキャンペーンを展開している。

啓発に関してはヘルプラインを設置し、有害コンテンツ、有害な接触（グルーミングなど）、有害行為（ネットいじめやセクスティングなど）に対処するための情報、アドバイス、支援を子ども、若者、保護者に提供するものである。ヘルプラインは、電話、電子メール、ウェブフォーム、スカイプ、オンラインチャットなど、様々な手段でアクセスできるようになってきている。ヘルプラインは、一般市民が匿名で違法コンテンツを通報できる。報告された内容は、適切な機関（インターネットサービスプロバイダ、各国の法執行機関、又は対応する INHOPE 協会ホットライン）に送られ、対応される。

一方、ホットラインのユースパネルでは、若者が自分の意見を述べたり、オンライン技術の使用に関する知識や経験、また安全な生活を送るためのヒントなどを交換したりすることができる。また、インターネットの安全性やエンパワーメント戦

¹²² <http://www.eun.org/ja/projects/detail?articleId=674625>

¹²³ <https://school-education.ec.europa.eu/en/etwinning>

¹²⁴ <https://school-education.ec.europa.eu/en>

略について助言を行い、革新的なリソースを作成し、仲間に eSafety メッセージを広める¹²⁵。

・インホープ (Inhope) について

INHOPE は、児童の性的虐待と闘うためのヨーロッパから発展した世界的な組織。児童性虐待のないデジタル世界というビジョンを掲げている。

2022-2025 年の戦略として、人材とテクノロジーの両方を活用し、ネットワークの拡大、有効性の向上、ホットラインの認知度と法的認知度の向上、世界中の業界、規制当局、法執行機関とのパートナーシップの拡大といった主要な成果を挙げていくことを目指す¹²⁶。

INHOPE は、明確な目標と成果を維持しながら、機敏に世の中の変化に対応している。

その戦略の柱は以下のとおりである。

① ネットワークの拡大

INHOPE のネットワークをグローバルに拡大し、世界中のすべての人が児童性虐待を報告するための仕組みを利用できるようにすること。そのためには、より多くの国に INHOPE ホットラインを設置することが不可欠である。

② 戦略的なコミュニケーション

INHOPE、そのメンバーであるホットライン、その役割、オンライン上の児童性虐待と闘うことの重要性を訴える。これは間接的にネットワークの拡大とキャパシティビルディングを支えることになる。キャパシティビルディングでは、プロジェクトを通じて INHOPE ネットワークのスキルや能力を向上させ、有効性と生産性を高めることができるため、デジタル環境から児童性虐待を迅速に排除することができる。

③ 持続可能性

INHOPE とホットラインネットワークの長期的な持続可能性を確保する。
テクノロジーとイノベーション オンラインで児童性虐待と戦う分野の技術的リーダーとして、新たな脅威に対応すること。

④ 組織的な卓越性

INHOPE の定款の更新や、明確に定義された組織の優先事項の策定など、INHOPE のガバナンスモデルを強化・改善すること。

¹²⁵ <https://www.betterinternetforkids.eu/policy/insafe-inhope>

¹²⁶ <https://www.betterinternetforkids.eu/practice/industry/article?id=6939755>

⑤データ収集と分析

グローバルネットワークの最終的な数値の背景には、46カ国、50のホットラインからのデータ収集があり、それぞれ異なるプロセスから送られてくる。そのため、グローバルデータを正確に比較するための統一されたアプローチを構築するには、すべてのホットラインから情報を得る必要がある。この作業は、データ・統計タスクフォースによってまとめて管理されており、その役割は、国ごとのデータ収集方法を見直すことである。これらの理由から、INHOPEの統計データを見る際には、その背景を知ることが必要である。多くの場合、メンバーのホットラインが交換したコンテンツのURLの数が、受け取った報告の数を表していると思われる。ホットラインが一般から報告を受けた場合、違法ではないと評価されるため、ICCAM*に登録されない場合がある。そのため、分類されるコンテンツURLの数は、INHOPE加盟のホットラインが受理した一般からの通報の合計数より常に少なくなる。（*ICCAMとは、児童性虐待の報告を収集、分類するために使用される安全なプラットフォームのこと。インターネットから違法コンテンツを迅速に除去できる。ICCAMという名称は、「I see Child Abuse Material」というフレーズに由来。）

2021年には、928,278件のコンテンツURLが分類された。これらのURLには、1枚の画像、又は長編の動画が含まれる。コンテンツURLは、5日以内にホスティングとURLを見たことがある場合は自動的に閉じられ、すでに分類されている既知のコンテンツとハッシュで一致する場合は自動的に分類される。2021年、分類されたURLのうち、16万8224件が既知、つまりICCAMに入力後にマッチングされたことが判明している。過去に調査されたコンテンツの自動分類は、分析専門家が過去に見た有害コンテンツを再度見るという作業を減らすことができる。

残りの760,054の未知（未分類）のコンテンツURLは、ホスト国内の分析専門家によって処理され、443,705のコンテンツURLが違法と分類された（調査されたURLの48%に値する）。違法と判定されたコンテンツは、分析専門家がホスティングプロバイダーを特定し、「Notice and Takedown」というメッセージを送信してコンテンツを削除させるよう警告する。

Cloudflare CDN¹²⁷との統合により、以前は手作業だったプロセスが自動化された。さらに、INHOPEホットラインがない国のレポートを処理するための手順も開発された。ホットラインがない国では、コンテンツを削除し、説明責任を果たすことが

¹²⁷ コンテンツデリバリーネットワーク（CDN）とは、地理的に分散したサーバー群を指し、それらが連携してインターネットコンテンツの高速な配信を実現するもの。CDNは、HTMLページ、javascriptファイル、スタイルシート、画像、動画などのインターネットコンテンツの読み込みに必要なアセットを迅速に転送することが可能。CDNサービスは好評で、現在ではFacebook、Netflix、Amazonなどの主要サイトからのトラフィックを含め、Webトラフィックの大半がCDNを通じて提供されている。また、CDNを適切に設定することで、分散型サービス拒否（DDOS）攻撃などの一般的な悪意ある攻撃からWebサイトを保護することができる。

困難になるため、これは不可欠な作業といえる。

次に、サイバーセキュリティに関する EU 加盟国の取り組み例を挙げる。

<p>① ノルウェー 128</p>	<p>ノルウェー警察保安局 (Politiets sikkerhetstjeneste - PST) は、ノルウェーの国家保安機関。PST の活動は警察法によって定められており、司法・公安省に直属する。国家犯罪捜査局 (Den nasjonale enhet for bekjempelse av organisert og annen alvorlig kriminalitet - Kripos) の主な目的は、重大な組織犯罪を防止し、撲滅することであり、犯罪捜査、法医学的捜査、犯罪情報の収集、国際的な警察活動を行っている。</p> <p>2019 年 1 月に設立された国立サイバー犯罪センター (NC3) は警察管区にて独自のサイバー犯罪捜査を行うとともに、国家警察のサイバーに関する専門知識を発展させることを目的としている。NC3 は、「サイバー犯罪の専門知識と捜査のナショナルセンター」となることを目指している。</p> <p>2021 年 CSIR-LE 協力に関する報告書 (2022 年 3 月)</p> <p>2022 年末までに「技術関連の取り締まりに関する専門知識と知識の国家センターを設立する。NC3 は、6 つのセクション (着信要求、オンライン警察プレゼンス、児童に対するインターネット犯罪、それ以外のインターネット犯罪、サイバー犯罪、デジタルフォレンジック、捜査支援) の 6 つのセクションと、3 つの基礎的なユニット (インテリジェンス、デジタルフォレンジック、捜査支援) で構成されている。24 時間 365 日体制で窓口となるハイテク犯罪部門もある。</p> <p>国家警察総局はノルウェーの最高警察機関であり、「司法・公安省」の管轄下にある。警察本部は、警察組織や特殊部隊を支援し、専門知識を提供している。</p> <p>サイバー犯罪に関連して、ノルウェーの国家警察、特にノルウェーの国家警察が果たすべき役割は以下のとおりである。</p> <p>ノルウェーの国家警察、特にクリポスの役割は、サイバー犯罪の防止と捜査、情報収集である。ノルウェーの LEA にとって、サイバー犯罪との戦いは他の犯罪との戦いと何ら変わりはない。検察は LEA に統合され、LE の職員と同じ事務所を共有している。</p> <p>そのため、両者の間にはシームレスな情報交換と緊密な協力関係が存在する。法的枠組みとしては、特定の警察法によって、警察が犯罪行為を防止するために国の CERT と情報を共有することが認められている。</p> <p>また、ノルウェーは欧州警察機構のサイバー犯罪対策共同チーム (J-CAT)</p>
------------------------	--

¹²⁸ <https://www.enisa.europa.eu/publications/2021-report-on-csirt-law-enforcement-cooperation> (53-54 ページ)

	のメンバー国である (Europol)。
② ポーランド 129	CERT ポーランドは、CSIRTs ネットワークのメンバーである。 また、「Dyzurnet.pl」というチームも CSIRT NASK 内で活動している。 このチームは、「インターネットユーザーから寄せられた、主に性的虐待 に関連する潜在的な違法コンテンツに関する匿名の通報に対応する」窓口 である。

○European Platform for Investing in Children (EPIC)¹³⁰

現在の欧州の経済情勢の中で、子どもたちとその家族が直面する課題に対応するための政策に関する情報を提供する、エビデンスに基づくオンラインプラットフォーム。

○The European Smart Networks and Services Joint Undertaking (SNS JU)¹³¹

欧州スマートネットワーク&サービス共同事業 (SNS JU) は、5G 及び 6G において欧州の産業界のリーダーシップを確保することを目的としている。2021 年 11 月、理事会規則 2021/2085 により、グリーン及びデジタル移行をステップアップさせるための 10 の欧州パートナーシップの一部として、法的及び資金調達主体としてこの事業が設立された。SNS JU は、スマートネットワークとサービスにおける EU と産業界の資金調達を可能にする。また、6G の研究・革新と先進 5G ネットワークの展開のために、加盟国との連携を促進し、2021 年から 2027 年までの 9 億ユーロの EU 予算を確保している。

別の観点から「子供や青少年を守る」動き¹³²

○Stop 5G – Stay Connected but Protected

子供たちは、ルーターやアンテナ、あらゆる種類の無線機器に囲まれて生活しているため、日常生活でさまざまな非電離放射線にさらされている。携帯電話やインターネット、無線通信に慣れるにつれて、これらのツールの使用は、無論学校にも徐々に入り込んでいる。2019 年末には、Wi-Fi を使っていない学校を探すことは既にほぼ不可能であった。子どもたちは 1 日に数時間、無線に強く触れる教室で過ごすため、学校は特殊な環境という。その上、2019 年から 2021 年には Covid 19 の影響で、多くの EU 諸国が学校を閉鎖したためにオンライン授業を余儀なくされ、多くの子どもたちが自宅でタブレットやノートパソコン、携帯電話を持ち、何時間も

¹²⁹ <https://www.enisa.europa.eu/publications/2021-report-on-csirt-law-enforcement-cooperation> (57 ページ)

¹³⁰ <https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1246&langId=en>

¹³¹ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/smart-networks-and-services-joint-undertaking>

¹³²

https://europa.eu/citizens-initiative-forum/blog/europeans-safe-connections-call-stronger-regulation-wireless-internet-schools_en

過ごすこととなった。そのほとんどすべてが Wi-Fi 接続されていたという。計算上、Wi-Fi 接続されたタブレットから 20cm 離れると 40.0mW/m²、Wi-Fi ルーターから 100cm 離れると 8.0mW/m² の曝露を意味する。

EU 指令 2014/53/EU では、無線機器のテストが義務付けられている。しかし、EN 50566:2017 と EN 50360:2017 の規格は、子供を考慮していないアメリカの規格 IEC/IEEE 62209-1528 を参照しており、あくまで「アメリカ軍が集計した成人男性の頭部」の比率に基づいている。頭蓋骨の厚みは、放射線の吸収を妨げるバリアとして機能し、子供の頭蓋骨は大人のそれよりもずっと薄いため吸収率が高くなる。

Electromagnetic Biology and Medicine 誌に掲載された研究によれば、「子供の頭部の吸収は 2 倍以上、頭蓋骨の骨髄の吸収は大人の 10 倍以上にもなる」ことが明らかになっている¹³³。義務教育のある子供たちにとってオンライン利用のための安全な環境を整えることが重要であるため、以下が提案として挙げられている。

- ・ワイヤレスではなく、常にケーブルを第一選択肢とする。
- ・すべての Wi-Fi 対応機器の無線送信機を無効にし、学校はデスクトップパソコン、ノートパソコン、タブレット端末、ホワイトボード、プリンターなどに有線ネットワーク接続を提供すべきである。携帯電話は、機内モードを使用する。一般に、学校全体のインターネットアクセスには、有線のローカルエリアネットワーク (LAN) を提供する必要がある。
- ・有線利用が不可能な場合、無線は時間制限を設け、電源は使用可能な最低レベルに設定する。作業終了後、すべての無線機能をオフにする。
- ・子どもたちは、デバイスを安全に使う方法を学ぶべきである。大人の模範を示せば間接的に教育されることにもなる。
- ・学校は、教育現場や教室での携帯電話やその他の個人用電子機器の使用を禁止すべきである。

ケーブル接続の利点としては、故障に強くエネルギー消費効率に優れ、長期間の使用でも安全なことである。より安全なデータ通信が可能で、天候 (湿度) や経路上の障害物 (木、壁) に左右されない。学校の中だけでなく、校舎の上や近くにも高周波の発生源があり、学校の屋上や近くの建物、近所のマストには送信機が設置されていて、これらはすべて強力な放射線の発生源であるため。多くの科学者が、学校の管理者に向けて、携帯電話の電波塔を学校の上や近くに設置すべきではない、としている。

¹³³ <https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0013935118302561>

EU 市民は、技術の進歩とデジタル化の名の下に、無線インターネットがもたらす広範な健康への影響を受け入れるかどうかを問われていないため ECI「Stop ((5G)) - Stay Connected but Protected」では、すべての生命を無線周波数とマイクロ波放射から保護するために、特に提案 6 と提案 7 に関しより強い規制を要求している。

「提案 6：無線接続をケーブルに置き換える。病院、幼稚園、学校、老人ホーム、すべての公共施設で直ちに実施すること。

「提案 7：無線接続に関連する危険性と、露出を最小限に抑える方法（ケーブルの使用など）について一般の人々を教育すること。

具体的な例を挙げると、フランスは 2015 年に幼稚園での Wi-Fi を禁止し、2018 年からは学校での Wi-Fi を制限し、初期設定として無線をオフにし、教師はインターネットアクセスにケーブルを使用するようにしている¹³⁴。また、フランスは数年前から公衆衛生に関する取り組みで、被曝を減らすための教育を始めているという。

キプロスは小学校の教室から Wi-Fi を撤去し、親やティーンエイジャー、妊婦を教育する公共啓発キャンペーンを強力に展開している¹³⁵。

欧州議会は 2011 年に決議 1815 号を公表し、公衆への電磁波曝露の低減を推奨しており、8.3.2 項で「子供全般、特に学校や教室では、有線インターネット接続を優先し、学校敷地内での学童による携帯電話の使用を厳しく規制する」ことを勧告している。

8.1.1 では、「頭部腫瘍のリスクが最も高いと思われる子どもや若者の被曝を低減するためのあらゆる合理的な措置」を推奨している。

ウ. 保護者等の教育・啓発活動の取組内容

「Better Internet for Kids」は、この問題に取り組むさまざまな関係者を集め、一般の人々に危険性を知らせ、カウンセリングのヘルプラインを提供し、児童の性的虐待やヘイトスピーチにつながる違法コンテンツを匿名で報告する機会を提供している。この取り組みの中核となるのが、子どもや若者だけでなく、親、教師、専門家を教育し、意識を高めるための Safer Internet Centres（セーフアーインターネットセンター）のネットワークである。リソースギャラリー

(<https://www.betterinternetforkids.eu/resources>) から、これらのリソースに一度にアクセスすることができる。保護者向けはこちらからアクセスする。

(<https://www.betterinternetforkids.eu/discover/parents-and-carers>)。

¹³⁴ <https://ehtrust.org/france-new-national-law-bans-wifi-nursery-school/>

¹³⁵

<https://www.jrseco.com/cyprus-removes-wi-fi-from-kindergartens-and-halts-wireless-deployment-into-public-elementary-schools/>

ネットいじめや有害コンテンツの報告を受けたセーフターインターネットセンターは、EU のホットライン「INHOPE」ネットワークによると、違法と報告されたコンテンツのほとんどは3日以内に削除される。有害なコンテンツが違法ではないものの、害を及ぼすものである場合は、より複雑になるという。

大手インターネットプラットフォームはすべて、独自のコミュニティ・ガイドラインやルールを持っており、それらはしばしば法律が要求するものより厳しいものとなっている。たいていの場合、これらのガイドラインは、ユーザーをハラスメントやいじめから守るために有効な手段となっているが、時にはプラットフォームが全体像を見ていないとの報告を受けることもあるという。表面的には問題がないように見えても、子どもの立場からすると非常に有害である可能性がある。欧州スクールネットは独自のネットワークや関係を通じて、明らかに削除の必要があるコンテンツを削除するよう、プラットフォームに圧力をかけることができる。例を挙げると、マルタのある母親は、娘の卑猥な写真がネット上に投稿されているのを発見し、セーフターインターネットセンターに相談した結果、Facebook に連絡が届き、写真は削除された。

セーフターインターネットセンターでは、EU 全域で毎年約 36,000 件、1カ月に約 3,000 件のヘルプライン（相談窓口）が利用されている。また、欧州内だけでなく、児童の性的虐待を含む資料の報告も、毎年約 15 万件がホットラインでやりとりされている。若い人たちと一緒に活動するときは、子どもたちの視点に立ち、彼らを積極的に活動に参加させ、彼らに本当に伝わる教材を開発することが重要であるとしている。ユースアンバサダー（青少年大使）は、さまざまな場所に出向き、会議を開き、イベントを企画し、学校を訪問し、オンラインキャンペーンを行うなど、非常に積極的に活動しており、毎年 3000 万人の EU 市民を対象に、さまざまな活動を展開している。オンライン上で困っている人たちは、まずその問題について話し合うことが重要である。子どもや若者がネット上で困難な状況にある場合、信頼できる人に相談することが必要である。特に子どもや若者が困難にぶつかったときに、話しても大丈夫だ、この人なら信頼できると思えるような環境を作るのは、教師、親、大人、専門家の責任である。ネット上では、公開したくない内容が誰でも見られるため、問題が増幅されてしまうことが多々ある。問題を解決するために、一人で抱え込まないようにすることが重要である。個人として、Facebook や YouTube、その他のソーシャルメディア企業に連絡して、特定のコンテンツを削除してもらうには、子どもたちや若者たちの周りに信頼できるネットワークを築き、いつでも相談できる人がいて、一緒に解決策を考えることが大切である。

・マルタの事例¹³⁶（2019年）

上記でも言及したが、娘のわいせつな写真がオンラインにあることを発見した母親が通告し、セーフターインターネットセンターを通じて Facebook に写真の削除を求めた。この事例は、EU 加盟国の専門家の努力がどのように EU 市民を守ることにつながっているかを示す、幅広い啓発キャンペーン「EU Protects¹³⁷」の一環として行われたものである。キャンペーンは、安全保障、健康、社会福祉、環境の分野で EU が支援しているプロジェクトやイニシアチブに注意を喚起するものとして活動を行っている。

・英国の事例¹³⁸（2017年）

当時 14 歳だったモリー・ラッセルさんが、2,000 枚以上に及ぶインスタグラムやPinterestの画像を見た後に自殺。ソーシャルメディアが使うアルゴリズムによって、モリーさんが求めていなくても大量の画像や映像などが選択され、提供されたと指摘された。インスタグラムでの自傷行為取り締まりは、モリーさんの父親であるイアン・ラッセル氏が娘の原因はインスタグラムにあると抗議したことを受けて強化されている。ラッセル氏は若者の自傷行為を減らすための基金、「Molly Rose Foundation¹³⁹」を立ち上げ、活動を行っている。家族や友人などで作るこの基金は「効果的な規制がなければ、ソーシャルメディアが非常に危険であるとはっきり示された」とする声明を発表した。

・WhatsApp（チャットアプリ）

日本の LINE に相当する米 Meta 社によるチャットアプリ。日本以外の地域で幅広く使われている。16 歳以上の利用しか認められていないものの、実際には家庭と保護者に任せた形の利用で、16 歳以下で利用している数が多い。以前は SMS（ショートメッセージ）が一般的であったが、文字数と送信テキスト数が多ければ多いほどお金がかかったが、Wi-Fi さえあれば無料で利用できる WhatsApp は非常に便利のため、全世界では 2 億人以上が一日 100 億メッセージを送信していると言われて¹⁴⁰。ある調査によれば、青少年が WhatsApp に費やす一日平均時間は 44 分であり、英国では 31 分、フランスでは 24 分、アメリカは 39 分と報告されている。さらに、スペインでは 21.65%、英国は 17.11%、フランスは 12.69%の保護者が子供たちの携帯の WhatsApp をブロックしている。アメリカではわずか 2%の保護者に

¹³⁶ <https://newsbook.com.mt/en/maltese-cyberbullying-case-illustrates-eu-collaboration/>

¹³⁷ <https://www.euprotect-project.eu/>

¹³⁸ <https://www.bbc.co.uk/news/uk-england-london-62991510>

¹³⁹ <https://mollyrosefoundation.org/>

¹⁴⁰ <https://www.qustodio.com/en/press-releases/kids-whatsapp-usage-statistics/>

よるブロックにとどまっている¹⁴¹。

料金もかからず、気軽さが人気のアプリだが、きちんとした単語を使わないなど（gr8=great、2nite=tonight、TYSM=Thank you so much）単語のスペル力を懸念する声もある¹⁴²。

エ. 教育・啓発の評価指標や啓発事業における効果の測定方法等

ペアレンタルコントロールの効果については、Bieke Zaman と Marije Nouwen が既存の研究結果を精査した結果、「ペアレンタルコントロールが本当に効果があるかどうかは分からない」という結論に達している。ペアレンタルコントロールの使用に関するこれまでの研究では、子どものネット上のリスクを減らす効果について、まだ決定的な答えには至っていないという。効果があるかどうかの問題は、決して白黒の答えを出せるものではなく、例え保護者がペアレンタルコントロールの導入を決めたとしても 100%の効果は期待できず、親子間の信頼関係を損ねるなどの逆説的な性質を持つ傾向があるという¹⁴³。

(2) 保護者や家庭での取組について、既存の意識調査の結果等。特に保護者が青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切管理すること（ペアレンタルコントロール）による対応

ア. 既存の意識調査の結果

パンデミックの影響で学習と娯楽の両方において、子供たちのインターネット利用が着実に増えた。一方でオンライン上のリスクや有害なコンテンツも増えているため、多くの保護者がペアレンタルコントロールを利用している。

LSE の調査結果によれば、平均 22%と少数の保護者がペアレンタルコントロールのような、何かしらのインターネット利用モニター及び制御の手段を使っていると回答している。フランスにおいては、39%の保護者がソフトウェアを使ってネット制御やフィルターを行い、37%の保護者が子供たちがどのサイトを利用したか（閲覧したか）を確認している¹⁴⁴。

子供たちの外出時の位置確認として利用している保護者もいる。

¹⁴¹ <https://www.qustodio.com/en/press-releases/kids-whatsapp-usage-statistics/>

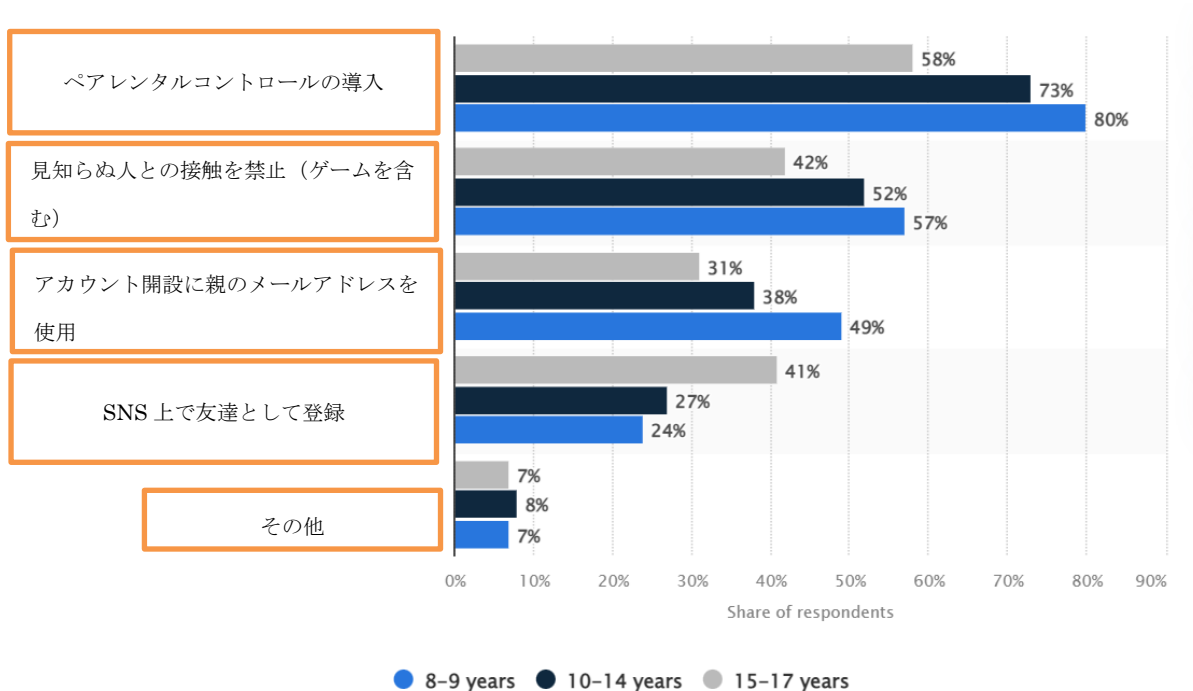
¹⁴²

https://www.researchgate.net/publication/351625181_The_impact_of_WhatsApp_on_Dutch_youths%27_school_writing_and_spelling

¹⁴³ <https://www.webwise.ie/news/parental-controls/>

¹⁴⁴ <https://www.lse.ac.uk/media-and-communications/research/research-projects/eu-kids-online/eu-kids-online-2020>

【図表 19】 子供たちのネット利用状況を把握するために保護者が取った手段（2022 年）



出典：Statista より抜粋¹⁴⁵

イ. 保護者が青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切管理すること
 （ペアレンタルコントロール）による対応

LSE の調査によれば、ペアレンタルコントロールを使い、子供たちがアクセスするコンテンツをブロック又はフィルターすると答えた保護者が多く、次いでペアレンタルコントロールを使って子供たちの利用状況をモニターする保護者となっている。さらに、ペアレンタルコントロールを子供たちの位置確認のために利用するという結果となっている。

【図表 20】 子供たちのインターネット利用に関し保護者が制御又はモニターする際に使う手段

145

<https://www.statista.com/statistics/1198031/parental-control-settings-french-parents-children-online-activity-by-age/>

	Parental controls or means of blocking or filtering some types of content	Parental controls or means of keeping track of content or apps	Technology to track where I am (such as GPS)
CH	30	20	12
CZ	14	17	9
DE	20	12	12
EE	12	13	16
ES	16	13	15
*FI	-	-	-
FR	39	37	17
HR	22	24	5
IT	26	22	9
LT	12	11	8
MT	33	33	26
NO	19	20	19
PL	19	14	19
PT	24	23	16
RO	20	24	21
RS	23	26	24
*RU	-	-	-
SK	20	21	10
*VL	-	-	-
Ave	22	21	15

コンテンツをブロック、フィルタリングツールとしてのペアレンタルコントロール

コンテンツやアプリを追跡するためのペアレンタルコントロール

位置確認のテクノロジー（GPS等）

【出典】EU Kids Online 2020 より抜粋

以下、保護者が子供のインターネット利用に関して適切に対処するための支援となる動きについて言及する。

○ゲーム業界

欧州ビデオゲーム業界では、安全なインターネットの日（Safer Internet Day）がある月に合わせ、未成年者の保護と効果的で適応性のある自主規制ツールの使用と管理に関するイベントを実行している。このイベントで、参加者は、Xbox、欧州任天堂、ソニー・インタラクティブ・エンタテインメントなどのビデオゲーム企業が安全なオンライン環境を確保するという確約をどのように実行し、EU 機関がオンラインでの子供の安全に関する政策目標を達成するのを支援しているかなどを聞くことができる。このようにしてゲーム業界は、子供のゲームへの楽しみを上げることなしに、安全な利用を管理できるように、保護者が使いやすいツールを提供できるように努めている。自主規制システムである PEGI は 2003 年に業界によって設立され、現在ヨーロッパの 38 カ国で使用されている。保護者や実際のプレイヤーにツールについてのヒントやアドバイスを提供し、人気のあるビデオゲームに関する情報を提示するために、欧州全域で現地の言語による現地の情報発信が可能なキャンペーンと教育イニシアチブが進められている。情報も定期的に更新される。ゲームの陰には責任が伴うため、ビデオゲーム業界は、未成年者の保護に対する責任を真剣に受け止め、ビデオゲームがすべての人にとって楽しく安全な環境であることを保証するために努力を続けている¹⁴⁶。Seize the Control というサイトから、欧州各国の参加企業、団体を見ることができる¹⁴⁷。

○フランスの新規制について¹⁴⁸

2022 年 3 月 2 日、フランスのマクロン大統領は、フランス国民議会及び上院での迅速な立法手続きを経て、未成年者のインターネットへのアクセスに関する保護者管理を強化するための新しい法律に署名した。同法は、主に未成年者が「身体的、精神的又は道徳的な発達を害するおそれのある」オンラインサービスやコンテンツにアクセスできる機器（パソコン、スマートフォン、タブレットなど）の製造業者に適用される予定。この法律は、オペレーティングシステムを搭載して販売される機器（PC、携帯電話、タブレット、スマートテレビなど）に適用され、これらの機器のメーカーに対し、初回使用時に保護者が起動できるペアレンタルコントロールシステムをプリインストールするよう求めている。このシステムのインストール、使用、及びアンインストールは、エンドユーザーに追加費用なしで提供するものと決めている。

多大に心理的影響を及ぼすとされるポルノグラフィ関連全般、女性のイメージを歪曲するポルノグラフィ、子供たちの知能を下げるポルノグラフィ、非現実

¹⁴⁶ <https://www.isfe.eu/event/how-can-we-empower-parents-to-enable-a-safer-video-game-experience-for-kids/>

¹⁴⁷ <https://www.seizethecontrols.eu/local/#footer>

¹⁴⁸ <https://www.insideprivacy.com/data-privacy/kristof-van-quathem-nicholas-shepherd-alix-bertrand/>

的なセックスへの期待を創り上げるポルノグラフィーなどは全て規制の対象となる。

幽霊、事故、殺人などの恐ろしいコンテンツ、ドラッグや凶器などの刺激的なコンテンツ、ヘイトスピーチなど人を傷つける言葉やコメントなどをブロックし、子供たちが誤ってこれらの内容が記されたサイトやページを閲覧しないように、子供たちと保護者双方が安心してインターネット利用を出来る環境を整えている。一方で、ペアレンタルコントロールにも弱点がある。家庭用のPCや子供たちの携帯電話、タブレットなどにペアレンタルコントロールを設定することにより、子供たちを縛りすぎているのではないかという議論もある。小さい子供たちは気づきにくいかもしれないが、青少年になれば、親に信用されていない、裏切り行為などと感じることもあるという。こうしたことが親子関係をぎくしゃくさせて逆に悪化させてしまうこともあるかもしれないという¹⁴⁹。

○被害に遭った際の子供から保護者や教師への報告、保護者から機関への通報について

有害コンテンツだけでなく、**Sexting**（性的な画像の送信やメッセージのやり取り）の場合は特に、恥ずかしい、叱られるなどといった理由から、なかなか相談できずにいる子供もいるが、報告を受けた保護者や教師も、警察に通報すべきか、被害の拡大を防ぐためにどうしたらよいか、など100%把握していないケースも多いようである。**Insafe** のヘルプラインに通報すれば、的確なアドバイスとともに、実際にしなければならぬステップを教えてもらうことができるため、**European Schoolnet** や **Better Internet for Kids (BIK)** の活動がPRされている¹⁵⁰。

¹⁴⁹ <https://cyberpurify.com/knowledge/pros-and-cons-of-parental-controls/>

150

[https://www.betterinternetforkids.eu/en-GB/practice/articles/article?id=6706504#:~:text=This%20is%20a%20form%20of,in%20such%20images\)%20among%20peers.](https://www.betterinternetforkids.eu/en-GB/practice/articles/article?id=6706504#:~:text=This%20is%20a%20form%20of,in%20such%20images)%20among%20peers.)

5. その他

(1) 青少年のインターネット環境整備に係る最新の動向

- ・ 欧州における年齢適正デザインコードについて

Better Internet for Kids+ (以下 BIK+) 戦略の主要な行動として、欧州委員会は、特別なグループを設け、年齢に応じたデザインに関する包括的な EU 行動規範の策定を推進する。

この規範は、デジタルサービス法 (DSA) に規定された規制の枠組みを基に、その実施を支援し、EU の視聴覚メディアサービス指令 (AVMSD) 及び一般データ保護規則 (GDPR) に沿うものとなる。特に、DG Connect を以下のように支援する。

- ・ 年齢相応のデザインに関する既存のコード、ガイドライン、勧告、政策に関する関連リソース (レポート、意見、分析、その他の文書及び資料) の収集。
- ・ コードの起草
- ・ 基準値を含む規範のモニタリングシステムの確立。

本コードは、デジタル製品を使用する際の子どものプライバシー、安全、セキュリティを確保することを究極の目的として、子どもの保護に対する産業界の関与を強化することを目的としている。産業界、市民社会、学界へは、関係者を通じて、このプロセスに参加するよう促されている。グループは、関連する署名機関が規範を採択するまで活動することが期待されており、最大 30 名のメンバーで構成される。

(メンバーの資格、使命、任務の詳細については、「Terms of Reference (PDF)」(脚注 145 のリンクのページ右側四角内) を参照。) 国際機関及び加盟国の団体は、招待によりオブザーバー資格を付与されることがある。さらに、若者の参加を奨励する BIK+ の目的に沿って、子どもや若者は招待されることにより、グループ会議に参加することができる。第 1 回目の会議は 2023 年の第 1 四半期に開催される予定で、2024 年半ばまでにコードを公開することを目標としている。

- ・ 学校関係者等への情報提供

欧州委員会 (EC)、セーフターインターネットセンター (SICs)、その他の関係者は、Better Internet for Kids (BIK) アジェンダを通じて、欧州各地の教師、教育者、その他の専門家と協力し、子どもたちと若者がデジタル環境尊重し責任を持って、批判的かつ創造的に利用するために必要なデジタル及びメディアリテラシーのスキルを身につけられるようにすることを目指している。そのためにさまざまな教育リソースやビデオを開発してきた。Better Internet for Kids (BIK) リソースギャラリー (<https://www.betterinternetforkids.eu/resources>) から、これらのリソースに一

度にアクセスすることができ学校関係者等に役立ててもらおうように努めている¹⁵¹。

(2) 取組事例等

教育機関の取り組みとして、学校を通じてペアレンタルコントロールの活用を奨励し、保護者に向けて事業者のサービスなど、関連情報を共有している。(コロナ以前は多くの学校で保護者を招いたミーティングを開催。学校によっては出席を義務付けたところもある。コロナ以降はメール等で情報が送付されている。) 上述のゲーム業界のほか、事業者ごとの詳細は、5 (1) に記載した。

(3) その他

インターネットは、いまや青少年だけでなく、現代人の生活の一部になっている。青少年や子供たちが与えられる機会としては、オンラインを活用したトレーニングやコースの学習が盛んとなっており、幅広く受け入れられており、今後もそうした傾向が続くと考えられている。現在オンライン世界は飽和状態ではあるものの、今後もオンライン利用は増え続けるとされる。パンデミックでロックダウンを経験した欧州では、ポストコロナでも、例えば遠方からでも学習やトレーニングが可能なオンライン型は好意的な反応を得ている¹⁵²。

¹⁵¹ <https://www.betterinternetforkids.eu/discover/teachers-and-educators>

¹⁵² Being Young in Europe Today,

https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Being_young_in_Europe_today_-_digital_world#Conclusions:_what_future_for_young_people_in_the_digital_world.3F

第2章 CoE（欧州評議会）

1. CoEにおける青少年のインターネット利用環境に関する実態

（1）青少年が利用するインターネット接続機器、利用率、利用内容、利用時間等の基礎データ

欧州評議会（Council of Europe, 以下 CoE）¹は、人権、民主主義、法の支配の面から国際社会の基準を作成し、加盟各国政府に対して政策のガイドラインを提供する国際機関である。ガイドラインの策定にあたり、加盟国の代表（外相）からなる閣僚委員会が最高意思決定機関となる。閣僚委員会やその所轄委員会では、EU や欧州各国政府の調査機関のデータに基づいて各国代表が協議を行って勧告及び決議を採択し、多国間条約の作成を主導する。よってインターネット利用環境に関する実態について CoE が参照した調査研究については EU 及び英国の項を参照されたい。

（2）青少年インターネット利用に関する調査研究の収集。調査対象範囲、調査方法、分析方法の整理

上記同様、CoE が参照した調査研究については EU 及び英国の項を参照されたい。

2. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題

1. と同様、（1）～（7）の課題については、EU 及び英国の報告を参照していただくこととしたい。

- （1）ネットいじめ
- （2）SNS に起因する事犯
- （3）違法有害情報の閲覧・拡散
- （4）ネット依存、オンラインゲーム依存
- （5）個人情報やデータの流出・拡散
- （6）性的搾取
- （7）Web サイトに起因する事件

CoE では、各国における施策のための基本となる指針を策定している。全般的な方針及び戦略について、「3.（3）青少年のインターネット利用環境に関する法制度や政策等の内容、その背景や運用状況等」において、ア～エで述べるとともに、オとして課題事項に

¹ CoE ポータルサイト：<https://www.coe.int/en/web/portal>
<https://www.coe.int/en/web/about-us/who-we-are>

関する CoE の対応・取組を報告する。

各国の施策の事例については「5.イ.取組事例等」に記載する。

3. 青少年のインターネット利用環境整備に関する CoE が定める法制度・政策

(1) 青少年育成施策、情報通信施策及び通信産業施策を所管する委員会、会議、機関、省庁等

ア. 委員会

CoE 閣僚委員会 (Committee of Ministers) は、CoE の最高意思決定機関であり、CoE 加盟国外相からなる。その役割と機能は CoE 規程 (Status)² の第 4 章に記載されている。閣僚委員会は、閣僚レベルと代議員レベルで会合が行われる。

分野ごとに委員会が設置され、閣僚委員会による決定のための準備を行う。青少年のためのインターネット利用環境に関連しては以下の委員会が設置されている。

- ・メディア・情報社会運営委員会 (CDMSI; Comité directeur sur les médias et la société de l'information、英語名称 Steering Committee on Media and Information Society)³ : 表現の自由、メディア、インターネットガバナンス、その他情報社会関連分野における CoE の取組、及び個人データ保護に関する業務を監督する。
- ・教育運営委員会 (CDEDU; Comité directeur de l'éducation、英語名称 Steering Committee of Education)⁴ : CoE の教育関連プログラムを監督し、教育問題について閣僚委員会に勧告を行う。
- ・欧州青少年運営委員会 (CDEJ; Comité directeur européenne pour la jeunesse、英語名称 European Steering Committee for Youth)⁵ : 欧州文化条約締約国 50 ヶ国の青少年問題担当省庁及び団体の代表者からなり、青少年部門の問題について各国政府が協力して青少年政策に関するグッドプラクティスについて意見交換を行い、政策基準策定のための準備作業を行う。

イ. 会議

- ・CoE 議員会議 (Parliamentary Assembly)

加盟国議会の議員で構成され、CoE 閣僚委員会の諮問機関として機能する。その役割と機能は 2011 年 10 月 7 日付け決議第 1842 (2011)号で規定される⁶。

² 1949 年 5 月 5 日付 CoE 規程 : <https://rm.coe.int/1680935bd1>

³ メディア・情報社会運営委員会 (CDMSI) HP : <https://www.coe.int/en/web/freedom-expression/cdmsi>

⁴ 教育運営委員会 (CDEDU) HP : <https://www.coe.int/fr/web/education/cdedu>

⁵ 欧州青少年運営委員会 (CDEJ) HP : <https://www.coe.int/fr/web/youth/cdej>

⁶ 2011 年 10 月 7 日付け決議第 1842 (2011)号 : <https://assembly.coe.int/nw/xml/RoP/RoP-XML2HTML->

分野ごとに委員会が設置されており、青少年のためのインターネット利用環境に関しては、文化、科学、教育、メディアに関する委員会（Committee on Culture, Science, Education and Media）⁷が担当する。

・ CoE 地方自治体会議（Congress of Local Authorities）

地方自治体会議は、CoE の機関として加盟国の地方及び地域の民主主義を強化支援する任務を負う。都市や地域の代表として、政府と地方自治体の間の協議と政治的対話を促進する役割を担い、CoE 閣僚委員会と協力する。その役割と機能は CoE の地方及び地域当局会議に関する 2020 年 1 月 15 日付け決議第 CM/Res(2020)1 号⁸で規定される。

会議は、地方自治体会議と地域会議の 2 つのレベルで構成される。CoE 加盟国から 13 万超の地方及び地域当局の代表が集結する。この会議は、監視委員会、ガバナンス委員会、時事問題委員会の 3 つを中心に組織される。

青少年のインターネット利用環境の整備に関しては、上記 CoE 閣僚委員会及びその専門委員会、CoE 議員会議及びその専門委員会が中心となって取り組む。

（2）青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を推進する実施部門の役割、権限及びその根拠等

施策を実施するのは加盟各国の政府である。ここでは、各国の政策立案の指針となるガイドラインを作成する部門について記載する。

ア. 施策を推進する実施部門

「3.（1）ア. 委員会」の項目に記された以下の委員会がガイドライン作成の準備を行い、CoE 閣僚委員会が決定し、加盟国がそれに準拠した政策を策定する。

- ・メディア・情報社会運営委員会（CDMSI）
- ・教育運営委員会（CDEDU）
- ・欧州青少年運営委員会（CDEJ）

EN.asp?id=EN_CEGCGEFI#Format-It

⁷ CoE 議員委員会／文化、科学、教育、メディアに関する委員会 HP：
<https://pace.coe.int/en/pages/committee-28/AS-CULT>

⁸ 地方および地域当局会議に関する 2020 年 1 月 15 日付け決議第 CM/Res(2020)号：
<https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=090000168099817e>

イ. 権限

- ・ メディア・情報社会運営委員会 (CDMSI) : CDMSI は CoE 閣僚委員会の監督の下、表現の自由、メディア、インターネットガバナンス、情報社会、個人データの保護に関連するその他の問題を取り扱う。加盟国の政策の基準となる指針を策定するために閣僚委員会に勧告を行う。また、CoE 加盟各国の施策を見直し、協力関係を促進する⁹。
- ・ 教育運営委員会 (CDEDU) : 閣僚委員会が採択したプログラムに基づき、CoE 加盟国の教育政策立案を支援するために閣僚委員会に勧告を行う。教育及び青少年政策とその実践に関する CoE プログラムを通じて、次世代の法律を構築し、子供及び青少年による人権の尊重、民主主義への参加、責任ある欧州市民の育成を目指す¹⁰。
- ・ 欧州青少年運営委員会 (CDEJ) : 欧州文化条約締約国の政府代表からなる。CoE が掲げる民主主義のための青少年向けプログラムを監督し、関連するテーマについて閣僚委員会に助言して青少年政策の基準を策定する¹¹。

ウ. 根拠法

メディア・情報社会運営委員会 (CDMSI)、教育運営委員会 (CDEDU)、欧州青少年運営委員会 (CDEJ) のいずれも、CoE 規程第 17 条¹²、及び政府間委員会及び下位機関に関する閣僚委員会の決議第 CM/Res(2021)3 号¹³に準拠する。

(3) 青少年のインターネット利用環境に関する法制度や政策等の内容、その背景や運用状況等

CoE では、加盟国政府に対して青少年のインターネット利用環境に関する法制度や政策のガイドラインを策定する。

子供がインターネットを利用する際には、そこで遭遇する可能性のあるリスクを回避する必要があり、特別な注意を要する。例えばハラスメント、個人情報保護、グルーミング、児童ポルノ、ネット犯罪などは、子供の人権を侵害するリスクと捉えて対策の必要性を唱える。

また、CoE は子供の権利を保護することを目的として、国際的な基準を設定するための基本文書を策定する。中でも条約 (Convention) は法的拘束力を有し、CoE 加盟各国

⁹ CoE メディア・情報社会運営委員会 (CDMSI) HP より : <https://www.coe.int/en/web/freedom-expression/cdmsi>

¹⁰ CoE 教育運営委員会 (CDEDU) HP より : <https://www.coe.int/fr/web/education/mission>

¹¹ CoE 欧州青少年運営委員会 (CDEJ) HP より : <https://www.coe.int/en/web/youth/cdej>

¹² 1949 年 5 月 5 日付 CoE 規程 : <https://rm.coe.int/1680935bd1> 「第 17 条 閣僚委員会は、望ましいとみなす目的のために、諮問的または技術的な性質の評議会または委員会を設置することができる。」

¹³ <https://rm.coe.int/mandat-cdmsi-2022-2025/1680a5f546>

において法的基準として国内法に適用される。

また、子供の人権と保護のための啓発活動の指針は、条約をはじめとするこれらの基本文書に基づいて策定され、勧告が作成される。

また、CoE は子供を含むすべての人の人権を保護し擁護する目的で、児童の権利に関する条約（国連子どもの権利条約）、欧州人権条約、その他の国際的な法的文書に準拠して活動を行う。

ア. 連携する国際的基準

○国連子どもの権利条約¹⁴

1989年に採択された国連子どもの権利条約は、現在196の国と地域が締結している。原則として「生命・生存・発達の権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4点が掲げられている¹⁵。CoEの策定する文書はこれらの原則に準拠した内容となっている。

○欧州における人権及び基本的自由の保護のための条約（欧州人権条約；European Convention on Human Rights）¹⁶

1948年の国連総会により採択された「世界人権宣言」に基づき、CoEの主導で1950年に採択された。人権保護の分野におけるCoE加盟国の協力を目的として締結され、CoEの欧州人権裁判所が設立された。加盟47カ国¹⁷における人権侵害の被害者による申し立てを認める。本条約は子供を含むすべての個人に平等に適用される。プライバシーと家族生活の権利を保障する第8条は、子供の権利を保護する上で特に重要な条項とされる。

イ. CoEの基本的方針

（ア）CoE 閣僚委員会による勧告

1998年の「家庭生活及び社会生活における子供の参加に関する加盟国への閣僚委員会勧告第R（98）8号」¹⁸では、加盟国政府に対し子供の権利の保護を勧告している。そのうち、インターネットに関連する内容として、子供による情報へのアクセスを保障すること（第1～7条）、子供を対象としたメディアを確保すること

¹⁴ 国連 HP より：（本文）<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-rights-child>
UNICEF HP より：<https://www.unicef.org/child-rights-convention>

¹⁵ 日本ユニセフ HP より：https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

¹⁶ 欧州人権裁判所 HP より：（日本語版）https://www.echr.coe.int/Documents/Convention_JPN.pdf、（英語版）https://www.echr.coe.int/Documents/Convention_ENG.pdf

¹⁷ 2022年3月にロシアが除名され現時点では46カ国

¹⁸ 家庭生活および社会生活における子どもの参加に関する加盟国への閣僚委員会勧告第R（98）8号
<https://rm.coe.int/09000016804e7768>

(第16～18条)、などの点が盛り込まれている。

子供による情報へのアクセス

- ・ 参加に関する情報、とくにさまざまな参加形態及び関連の法律文書に関する情報を入手及びアクセスできるようにすること（第1条）
- ・ 子供参加に関するそのような情報を、さまざまなタイプの参加の可能性と関連づけて提供すること（第2条）
- ・ 情報を子供の能力及び理解力に適した形式で入手できるようにすること（第3条）
- ・ さまざまな参加形態の実施に関する情報を、親及び子供とともに活動するあらゆる機関及び施設が入手できるようにすること（第4条）
- ・ 参加を実践するにあたって子供及び家庭がどのような経験をしているかに関する情報を普及すること（第5条）
- ・ 学校、居住型ケアセンター及び保育センター、青少年団体、家庭団体ならびにメディアが、考え方を発展させ、かつ子供が情報にアクセスする援助をするうえで役割を果たせるようにすること（第6条）
- ・ 公的機関、自治体、教育機関、子供団体、及び居住型ケアのもとで生活する子供のための施設が、伝統的手段及び新たな情報技術の双方を用いて参加に関する情報を提供することを確保すること。そのような情報は、実践的な参加の方法を例示するべきであり、かつ関係する子供が定期的に入手できるようにされるべきである（第7条）。

子供向けメディアの確保、子供による参加を勧告

- ・ メディアに対して情報及び教育番組の制作を重視するよう奨励して、子供の家庭生活及び社会生活への参加を促進させること（第16条）
- ・ 子供向けメディアや、子供に関するメディアについて、企画に参加すること、及び自分たち自身でメディアを制作することに関して、子供がいっそう活発な役割を果たせるよう奨励すること（第17条）
- ・ 新技術及び新しい通信サービスに子供が差別なくアクセスしかつ親しむことを促進し、かつ、子供参加の分野における望ましい実践についての情報交換で双方向的手段を活用することを奨励すること（第18条）¹⁹

¹⁹ 以上、日本語訳は平野裕二／子どもの権利・国際情報サイトより：
http://childrights.world.coocan.jp/international/participation/ce_rec98_8.htm

(イ) 欧州社会憲章 (The European Social Charter) ²⁰

社会的及び経済的人権を保障し、憲章違反の場合、欧州社会人権委員会に特定の組織が集団的苦情を申し立てることを認める。憲章はまた、子供の権利を多様な状況下で保障する。子供の権利は特に第7条（子供と若年層の保護に関する権利）と第17条（社会的、法的、経済的保護に関する子供と若年層の権利）で取り上げられている。

以上の基本的文書を踏まえて、子供の権利に関する戦略文書が作成されている。

ウ. CoE 戦略文書

(ア) デジタル環境における子供の権利の尊重、保護、実現に関するガイドラインに関する勧告第 CM/Rec(2018)7 号²¹

この勧告は、CoE の CAHENF (子供の権利特別委員会)の主導により 2018 年に策定された。策定にあたっては、CoE の主要な関係者、加盟国及びオブザーバー国の専門家、議員、国際機関、国際的 NPO、研究者、民間事業者、子供が参加した。

以下の原則及び権利を中心に据えている。

- 子供の最善の利益
- 子供の能力の発達
- 差別の禁止
- 意見を聞き入れられる権利
- その他の関係者の関与を求める義務

これらを柱とした政策の運用にあたり、ポイントがいくつか挙げられている。

- 子供のデジタル環境へのアクセスを確保すること
- 表現の自由及び情報の権利を確保すること
- 参加する権利、遊びの権利、集会・結社の権利を確保すること
- プライバシーと個人情報保護を確保すること
- 教育の権利を確保すること
- 保護と安全の権利を確保すること
- 人権が侵害された場合に備えて救済の権利を確保すること

この勧告を基に、「政策立案者向けハンドブック」（後述）が作成されている。

²⁰ 欧州社会憲章 : <https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treatynum=163>

²¹ <https://rm.coe.int/lignes-directrices-relatives-au-respect-a-la-protection-et-a-la-realisation/16808d881b>

(イ) CoE の子供の権利戦略 (2022-2027) ²²

「子供の権利戦略 (2022-2027) ～子供の権利の実践：継続的实施から集团的革新へ (Children's Rights in Action: from continuous implementation to joint innovation)」は、戦略的目標として以下の6点を掲げている。

- ・ 暴力のない暮らし
- ・ 機会均等とインクルーシブな社会
- ・ テクノロジーへのアクセスとその安全な利用
- ・ 子供に適合した司法
- ・ 意見表明の自由
- ・ 危機・緊急事態における子供の権利 (現在の社会状況に鑑み従来の目標に追加)

2018年に加盟国閣僚委員会により作成された、上記「デジタル環境における子供の権利の尊重、保護、実現に関するガイドラインに関する勧告第 CM/Rec(2018)7号」の内容が盛り込まれている。

この中で、デジタル環境において子供の権利を保護するための対策は、「テクノロジーへのアクセスとその安全な利用」項目²³内で取り上げられている。

子供の安全なテクノロジー利用を実現するために、ここでは以下の提言がなされている。

- ・ オンラインでの危険から子供を保護する。具体的には、性的な目的での接触、性暴力や仲間内の暴力、ポルノコンテンツ、差別、ネットいじめ、ヘイトスピーチ、有害なコンテンツなどから子供を保護し、権利の侵害を阻止し、子供のプライバシー及び個人情報保護を図る。
- ・ 性差別的な目的で SNS を使用することや、オンラインの危険性 (性的搾取及び虐待を含む) に対する意識を高める。
- ・ オンラインでの性的搾取・虐待の事例について、迅速に報告と調査を行い、実質的かつ適切に訴追されるようにする。
- ・ ネットいじめやオンラインでのヘイトスピーチを防止するために、子供とその家族、教師、専門家、ボランティアを支援する。
- ・ 子供の保護のために企業が負うべき責任を啓発する。オンラインでの製品やサービスについて、その企画や評価に子供への影響を調査するよう促す。調査には子供が参加できるようにする。
- ・ インターネットや SNS を介して虚偽の情報が広まることを阻止する。ヘイトスピーチや、テロ目的を含めた暴力的・過激な考えに対処する。
- ・ テクノロジー分野における子供の権利に関して、専門家の能力開発のためのガイド

²² 「CoE 子どもの権利戦略 (2022-2027)」:

<https://rm.coe.int/strategie-du-conseil-de-l-europe-pour-les-droits-de-l-enfant-2022-2027/1680a60572>

²³ 「CoE 子どもの権利戦略 (2022-2027)」フランス語版 p.29-

ンスや研修を行う。教師や専門家、ボランティア向けの能力開発サービスとデジタル教育を開発して提供する。開発には子供自身も関与する。

- デジタル環境とテクノロジーに関連する決定に子供がより広く参加するよう図る。地方、地域、国、欧州レベルで交流を図り、効果的な慣行や制度を活用する。
- 子供と、教育機関、専門家、ボランティアにデジタル市民の権利に関する教育を行う。
- 家庭での積極的なデジタル教育を支援する。
- 障害のある子供、移民の子供、ロマ族などのマイノリティに属する子供も含め、デジタル環境への平等なアクセス（オンライン学習を含む）を保障する。
- 人工知能（AI）技術の使用がもたらすリスクとメリットを分析する。
- 子供が自由に情報を検索し、意見を表明できる安全で有益なオンラインスペースを促進する。
- 子供たちのオンライン経験に影響を与えうる新しい問題点（オンラインゲーム、マーケティング、インフルエンサーなど）を調査する。
- オンラインでの遊び、余暇、交流に関する子供の権利を確保する。

緊急課題として、すべての子供がインターネット環境にアクセスできるよう促進することと、インターネット特有のリスクを予防するための支援策の必要性が挙げられている。

- デジタル格差：社会的・経済的状況に関係なくすべての子供がデジタル環境にアクセスできるよう促進
- ネット依存：インターネットやデジタルテクノロジー中毒の防止と支援
- 悪意あるネットユーザーからの保護：主に SNS 上の偽プロフィールを特定して閉鎖し、デジタル環境で厳格に子供を保護するための対策を策定

その他、以下のアクションが提案されている。

- 子供のプライバシーの権利を保護し、デジタル環境におけるあらゆる形態の暴力や搾取から子供を守るよう国内法で規制するよう国の機関に働きかける。「国際的な民間事業者」（注：Meta、Googleなどを想定していると思われる）の責任を確立する。
- 子供と、親やその他の大人に対して、新しいテクノロジーの可能性と、ウェブ上で遭遇するリスク（いじめ、ストーカー行為、セクシャルハラスメント、性的搾取、個人情報詐取やなりすまし、依存症）について学校やその他のプログラムで啓発する。支援サービスへのアクセスを促進する。
- テクノロジーとデジタル環境全般に関する学校の授業やプログラムの構想や見直しについて、子供の意見を反映させる。
- パンデミック（新型コロナウイルス感染拡大）時の子供、教師、学校、保護者の経験に基づいて実践的な遠隔学習を工夫する。

- 優先事項を特定し、新たなニーズを把握する。対策の方針と規制を定義する。子供も交えて関係者間の交流と協議を行う場を設定する。
- CoE、政府、国の機関が積極的な取組を行い、デジタル技術の安定的なアクセスを確保する。不平等を解消し、パンデミック期間に顕在化したデジタル格差の解消に努める。
- 13 歳未満の子供を包括的に保護する（オンラインで 13 歳未満の子供のプロフィールを非公開にする、監視下にない SNS へのアクセスを拒否するなど）。

また、子供のデジタル技術使用に関する法律の策定など、特定のテーマに関する公開協議に子供が直接参加できるようなウェブプラットフォームを開設するなどして子供の参画を図るようにすることも重要課題として据えられている。

エ. 方策

(ア) これらの戦略の実施にあたり、CoE では子供のデジタル技術使用の分野で以下のアプローチを採用している。

• ジェンダーへの配慮

技術の使用を促進して女生徒を支援し、教育や STEM (Science 科学、Technology 技術、Engineering 工学、Mathematics 数学) 分野へのアクセスを促進する。オンラインでの性差別的なヘイトスピーチやその他の形態の暴力に取り組む。

• 差別の禁止

- 障害のある子供、居住地が一定しない子供、貧困家庭の子供、マイノリティに属する子供など、弱者が技術にアクセスできるようにする。
- 人工知能 (AI) 分野における差別への対処。
- 障害のある子供、少数民族に属する子供、移民の子供、恵まれない背景を持つ子供を含め、危機的状況に包括的な遠隔教育を保障する。

• 子供の参画

デジタル技術に関連する意思決定に子供が参加できるようにする。

CoE の子供の権利戦略 (2022-2027) に関わる主要関連組織・部署として、以下が挙げられている。

- CoE 議会 (PACE)²⁴
- 人工知能に関する運営委員会 (CAI; Committee on Artificial Intelligence)²⁵
- データ保護条約諮問委員会 (T-PD; Consultative Committee on Data

²⁴ <https://pace.coe.int/fr/>

²⁵ <https://www.coe.int/fr/web/artificial-intelligence/cai>

Protection)²⁶

- サイバー犯罪防止委員会 (T-CY; Cybercrime Convention Committee)²⁷
- テロ対策委員会 (CDCT; Committee on Counter-Terrorism)²⁸
- 性的搾取及び性的虐待に対する児童の保護に関する CoE 条約締約国委員会 (T-ES ; ランサローテ委員会)²⁹
- 反差別、多様性、インクルージョンのための運営委員会 (CDADI; Steering Committee on Anti-Discrimination, Diversity and Inclusion)³⁰
- 子供の権利運営委員会 (CDENF; Steering Committee for the Rights of the Child)³¹
- 教育運営委員会 (前述 CDEDU; Steering Committee of Education) ³²
- メディア・情報社会運営委員会 (前述 CDMSI; Steering Committee on Media and Information Society) ³³
- 人権委員 (Commissioner for Human Rights) ³⁴
- ジェンダー平等委員会 (GEC; Gender Equality Commission)³⁵

これらの組織、委員会のうち、特に青少年のインターネット環境整備のための施策に直接的に携わるものとして「3.(2)ア. 施策を推進する実施部門」としてメディア・情報社会運営委員会 (CDMSI)、教育運営委員会 (CDEDU)、欧州青少年運営委員会 (CDEJ) の3つの委員会を挙げた。これらの3組織が中心となって、課題とされる分野ごとにその他の委員会と協力を行いながら CoE 加盟国における政策立案の指針が策定される。

(イ) デジタル環境における子供の権利に関する政策立案者向けのマニュアル

これらの戦略を加盟国政府が政策に盛り込んでいくにあたり、CoE では政策立案者向けのハンドブック「デジタル環境における子供の権利に関する政策立案者向けのマニュアル (Manuel pour les décideurs politiques sur les droits de l'enfant dans l'environnement numérique)」³⁶を作成している。

新しいハンドブックは、政策立案者がデジタル環境で子供の権利を保護するた

²⁶ <https://www.coe.int/en/web/data-protection/consultative-committee-tpd>

²⁷ <https://www.coe.int/en/web/cybercrime/tey>

²⁸ <https://www.coe.int/en/web/counter-terrorism/cdct>

²⁹ <https://www.coe.int/en/web/children/lanzarote-committee>

³⁰ <https://www.coe.int/en/web/committee-antidiscrimination-diversity-inclusion>

³¹ <https://www.coe.int/en/web/children/cdenf-gt-vae>

³² <https://www.coe.int/fr/web/education/cdedu>

³³ <https://www.coe.int/en/web/freedom-expression/cdmsi>

³⁴ <https://www.coe.int/en/web/commissioner>

³⁵ <https://www.coe.int/en/web/genderequality/gender-equality-commission>

³⁶ <https://rm.coe.int/publication-it-handbook-for-policy-makers-on-the-rights-of-the-child-f/1680a0ae2c>

めの具体的なアクション策定に役立つようにすることを目的として作成されており、国による対策実施を支援する。

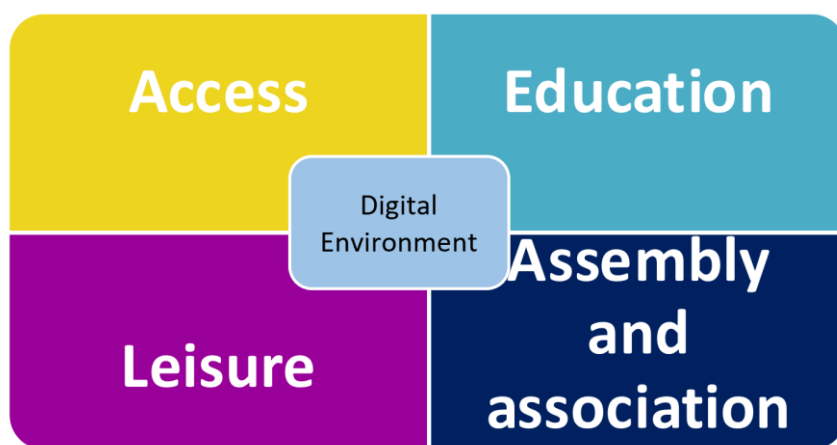
主な特徴：インターネットの利用によるメリットを積極的に活用することを目指す。インターネットに付随するリスクについては、教育を通じて子供を保護する。

- デジタル環境により子供の生活が変化していることを踏まえ、子供の人権と基本的な自由をオンラインで促進する
- 従来 of 法律や政策との乖離を指摘

- 情報にアクセスする権利や表現の自由などの権利を規定
- 子供のプライバシーとデータ保護
- 子供の参画
- 長期的な展望
- 国内における関係者間の協力

- デジタル技術が子供にもたらすメリットとリスクの両方を考慮して、バランスのとれた方法で対処する

CoE によるデジタル環境における子供の権利



(政策立案者向けのハンドブック「デジタル環境における子供の権利に関する政策立案者向けのマニュアル」プレゼンテーション³⁷より)

オ. 課題ごとの施策の基盤となる文書

CoE の多くの文書で、ハラスメント/SNS/ヘイト/差別は切り離すことができず、同じ項目で取扱っているようである。「デジタル環境での子供の権利」というウェブページ³⁸では、項目立てが V.教材、VI.慣行、VII.サイバー犯罪と児童ポルノ、VIII.オン

³⁷ <https://rm.coe.int/presentation-r-jensdottir-it-handbook-launch-101220/1680a0af3d>

³⁸ [https://www.coe.int/fr/web/children/the-digital-environment#{%2212440617%22:\[0\]}](https://www.coe.int/fr/web/children/the-digital-environment#{%2212440617%22:[0]})

ラインでのグルーミング、IX.サイバーハラスメント、X.子供と個人情報保護とされている。これらについて、本報告書で「課題」とされている事項を考慮し、以下のよ
うにまとめた。

(ア) ネットいじめ、SNS 上のヘイトスピーチ

①勸告

・CoE 閣僚委員会による勸告第 CM/Rec(2010)7 号³⁹ (2010 年)

CoE 加盟全 47 ヶ国⁴⁰により民主的市民権と人権教育に関して採択された。各加盟国に「あらゆる形態の差別と暴力、特にいじめと嫌がらせと闘う」ことを求めている。CoE 議員会議では、学校での暴力に反対する教育に関する決議の中で、加盟国の議会に対し、いじめ撲滅のための取組を国レベルで支援するよう指導原則を採択しており、CoE が子供に対する暴力の問題を継続的に優先事項とすることが示されている。

・学校での暴力防止のための地域パートナーシップに関する勸告第 135 号(2003 年)⁴¹

この勸告はインターネット上のいじめに特化したものではないが、欧州全体での暴力の増加と、学校での暴力の増加傾向に対処することを目的としたものである。この勸告は、暴力防止のための政策の基本原則を策定している。

・学校での暴力防止のための地域パートナーシップに関する決議第 160 号 (2003 年)⁴²

上記「学校での暴力防止のための地域パートナーシップに関する勸告」の基本原則と問題に関する決議で、特に欧州の地方自治体に対して、学校での暴力の防止と削減、学校での暴力への対処を含む学際的なアクションを支援するための包括的政策に盛り込むよう要請している。

・ヘイトスピーチとの闘いに関する一般政策勸告第 15 号⁴³ (ECRI ; European Commission against Racism and Intolerance⁴⁴ ; 人種主義と不寛容に反対する欧州委員会、2015 年)

CoE の閣僚委員会が所轄する ECRI は、加盟国における人種主義、外国人排斥、反ユダヤ主義、不寛容、差別の問題の監視を行う。2015 年にヘイトスピーチとの闘いに関する一般政策勸告を策定し、加盟国に提供している。

³⁹ CoE 閣僚委員会による勸告第 CM/Rec(2010)7 号

https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectID=09000016805cf01f

⁴⁰ 2022 年 9 月にロシアが除名され現時点では 46 ヶ国

⁴¹ <https://rm.coe.int/168071a261>

⁴² <https://rm.coe.int/168071a8a5>

⁴³ <https://rm.coe.int/recommandation-de-politique-generale-n-15-de-l-ecri-sur-la-lutte-contr/16808b5b03>

⁴⁴ CoE HP より : <https://www.coe.int/en/web/european-commission-against-racism-and-intolerance>

② ツール

- ビデオ「**Beat Bullying**」⁴⁵

いじめによる弊害を伝えることを目的として CoE により制作された。

- いじめ（ネットいじめを含む）撲滅のための子供向け啓発プログラム⁴⁶
- ヘイトスピーチ撲滅キャンペーン（2013～2017年）⁴⁷
- 「サイバー暴力に関するマッピング研究（Mapping study on cyberviolence）」（2018年）、CoE⁴⁸

加盟国におけるサイバー暴力に関する調査で、子供に限定せず、ネットいじめ、ハラスメント、差別、性的搾取、プライバシーの侵害などを含む。

- 「CONNEXIONS/ 教育によるオンラインヘイトスピーチとの戦いのための人権マニュアル（CONNEXIONS/ Manuel pour la lutte contre le discours de haine en ligne par l'éducation aux droits de l'homme）」（2016年）、CoE⁴⁹

(イ) インターネット情報リテラシー

- 「デジタル環境における子供の権利の尊重、保護、実現のためのガイドライン（Guidelines to respect, protect and fulfil the rights of the child in the digital environment）」（CoE、2018年）⁵⁰

子供向けにまとめられたバージョン「デジタル環境での権利を学ぼう（Learn about your rights in the digital environment）」⁵¹も作成されている。

- 「インターネットリテラシーハンドブック（Internet literacy handbook）」（CoE、2003～、最新版2017年）⁵²

子供、保護者、教師、政策立案者を対象にしたもの。インターネットを最大限に活用し、将来の世代がインターネットを安全かつ確実に使用できるようにするためのツールとして提供される。インターネットの世界での多くの変化（ユーザー数の増加、低年齢化、新たなリスクの出現など）を考慮して2017年にアップデートされている。ユーザーにとって使いやすく実用的なものを志向して、6つのテーマに大別され、26の情報シートを含む。全体またはシートごとにダウンロードできる。26の情報シートの内容は以下のとおりである。

⁴⁵ <https://www.youtube.com/watch?v=e5sB7mndfrQ>

⁴⁶ <https://www.coe.int/en/web/edc>

⁴⁷ <https://www.coe.int/fr/web/no-hate-campaign>

⁴⁸ <https://rm.coe.int/t-cy-2017-10-cbg-study-provisional/16808c4914>

⁴⁹ <https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=09000016806bdafc>

⁵⁰ <https://rm.coe.int/guidelines-to-respect-protect-and-fulfil-the-rights-of-the-child-in-th/16808d881a>

⁵¹ <https://rm.coe.int/coe-child-friendly-in-digital-environment-en-leaflet/16809e8041>

⁵² <https://edoc.coe.int/en/internet/7515-internet-literacy-handbook.html>

1. インターネットをいつでも、どこでも
 - シート 1 接続
 - シート 2 オンラインとクラウド
 - シート 3 web 2.0、web 3.0～
 - シート 4 ブログと動画
 - シート 5 モバイル
2. 人とアイデアをつなぐインターネット
 - シート 6 電子メールと通信
 - シート 7 掲示板とインスタントメッセージ
 - シート 8 SNS
 - シート 9 プライバシーと個人情報の保護
3. 情報社会への参加
 - シート 10 情報の検索
 - シート 11 ウェブ上で正しい情報を見つける
 - シート 12 MOOC
 - シート 13 オンラインショッピング
4. 万人のためのインターネット
 - シート 14 インターネット上の音楽、動画、画像
 - シート 15 創造性
 - シート 16 ゲーム
 - シート 17 デジタル市民
 - シート 18 デジタル時代の親の役割
5. 現在の課題に備えて
 - シート 19 サイバー犯罪、スパム、マルウェア、詐欺、セキュリティ
 - シート 20 分類、リスティング、フィルタリング
 - シート 21 ハラスメント、脅迫、ストーカー行為、迷惑行為
 - シート 22 対処・助けを求めるには
6. 未来のインターネット
 - シート 23 モノのインターネット
 - シート 24 人工知能、自動化、テクノロジーによる変革
 - シート 25 仮想現実と拡張現実
 - シート 26 あなたは「製品」？ ビッグデータ、データマイニング、プライバシー保護

・オンライン教育ゲーム「Through the Wild Web Woods」⁵³

子供がインターネットを理解し、デジタルシチズンシップを身につけるために
CoE が開発したオンライン教育ゲーム。

⁵³ CoE HP「子どもの権利」より「Through the Wild Web Woods」教師向けマニュアル：
<https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=0900001680471bc9>

(ウ) 違法有害情報、Web サイト

サイバー犯罪は、コンピュータシステムに対して、またはコンピュータシステムを介して行われる犯罪である。人権、民主主義、法の支配、平和と国際的安定に対する重大な脅威となり、社会的・経済的に大きな影響を与える。これらの犯罪がコンピュータシステム上の証拠に基づいて犯罪捜査や訴訟へと発展する場合は、加盟国に対して多方面からの支援を行う。

① 基本文書

- ・サイバー犯罪条約 (Convention on Cybercrime) (ブダペスト条約、2001年11月より)⁵⁴

サイバー犯罪防止条約 (ブダペスト条約) は、コンピュータシステムに関連する悪意ある行為を犯罪として取り扱うために、国際的に共通するアプローチを確立し、こうした犯罪に関する捜査を効果的に行うことを目的として、国際刑事司法条約として機能する。この条約では、児童ポルノに関連するあらゆる行為も、締約国において犯罪として扱われるものとする。

CoE にはサイバー犯罪防止委員会 (T-CY)⁵⁵が設置され、条約締約国の代表が条約の適切な適用を評価し、追加の指針と法的文書を作成し、締約国間の協力を促進する任務を負う。

CoE のサイバー犯罪プログラム事務局(C-PROC)⁵⁶ では、犯罪に対処するための能力構築プロジェクトを開発している。ブダペスト条約と T-CY の推奨事項に基づき、世界中の国でサイバー犯罪や電子証拠を含む事件に関する捜査、訴訟、判決を行うための刑事司法能力を構築している。

C-PROC は、ブダペスト条約締結国に対して以下の業務を支援する。

- ・法の支配と人権保護 (データ保護を含む) の原則に基づき、サイバー犯罪と電子証拠に関する法律を強化する
- ・裁判官、検察官、法執行官を対象とした研修
- ・専門のサイバー犯罪及び法医学ユニットを設立し、組織間の協力を促す
- ・官民連携の推進
- ・オンラインでの性的暴力から子供を保護する
- ・国際協力の実効性を高める

⁵⁴ サイバー犯罪に関するブダペスト条約 (ETS No. 185) とその議定書
<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treaty-num=185>

⁵⁵ <https://www.coe.int/fr/web/cybercrime/tcy>

⁵⁶ ルーマニアのブカレストに設置されている。 <https://www.coe.int/fr/web/cybercrime/cybercrime-office-c-proc->

- ・ 情報提供データベース「Octopus」⁵⁷の運営

(エ) 個人情報保護

①基本文書

- ・ **個人データの自動処理に関する個人保護条約（Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data）**⁵⁸

「第 108 号条約」と呼ばれる基本条約。子供に限らず、個人データの処理に関する基本的人権の尊重を保障する。子供はこの条約に基づくデータ保護権の保有者であり、子供はこの権利を行使できるよう配慮される。

この条約は法的拘束力があり、公共部門と民間部門に適用される普遍的な基本原則として加盟国に適用を求め、各国の個人情報保護法の整合化を目指すものである。

2021 年には、プロファイリング技術の変化を考慮して、個人情報の保護をさらに強化するべく、保護措置をさらに追加した「第 108+号条約」へとアップデートされている⁵⁹。

- ・ **デジタル環境における子供のプライバシー権の保護に関する閣僚委員会による 2021 年 4 月 28 日付宣言**⁶⁰

閣僚委員会によるこの宣言は、加盟国に対してデジタル環境における子供のプライバシーを保護するための取組を強化し、各国の所轄当局が子供のデータ保護の権利に特に注意を払うことを求めている。データの保護にあたっては特に教育を重視する指針を推奨している。この指針は上記第 108 号条約の諮問委員会により策定された。

- ・ **「教育における子供の個人データの保護指針」（個人データの自動処理に関する個人保護条約の諮問委員会、2020 年）**⁶¹

子供の最善の利益、子供の能力の発達、意見を聞き入れられる権利、差別の禁止を原則として、加盟国に対して以下を推奨している。

- ・ 法、政策、慣行を見直す
- ・ 子供の意見を効果的に反映させるよう支援する
- ・ 子供の権利を認知して情報処理に盛り込む

⁵⁷ CoE HP サイバー犯罪データベース「Octopus」の説明：

[https://www.coe.int/fr/web/octopus/home#%2264860390%22:\[0\]](https://www.coe.int/fr/web/octopus/home#%2264860390%22:[0])

⁵⁸ 個人データの自動処理に関する個人保護条約（第 108 号条約）

<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treaty-num=108>

⁵⁹ CoE HP 「108+条約」より：<https://rm.coe.int/convention-108-convention-pour-la-protection-des-personnes-a-l-egard-d/16808b3726>

⁶⁰ デジタル環境における子どものプライバシー権の保護に関する閣僚委員会の宣言

https://search.coe.int/cm/pages/result_details.aspx?ObjectId=0900001680a24392

⁶¹ <https://rm.coe.int/t-pd-2019-06bisrev5-fr-education-18-nov-pleniere-v3-clean-2777-6585-83/1680a07f2a>

② 啓発ツール

・ 欧州データ保護法に関するハンドブック (2018 年版) ⁶²

個人情報保護の権利は欧州連合 (EU) 及び欧州評議会 (CoE) の双方に保障される権利であるが、情報技術の急速な発展により、さらに強力な保護の必要性が求められている。データ保護の権利は、監視、通信の傍受、データ保持の点で大きな課題がある。このハンドブックは、法律関係者のうちデータ保護を専門としない人が新しい法規に適合できるようにすることを目的として作成され、現在適用される EU 及び CoE の法的枠組みを概説している。

(オ) 性的搾取及び性的虐待

① 基本文書

・ 性的搾取及び性的虐待に対する子供の保護に関する CoE 条約 (The Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse) ⁶³ (ランサローテ条約)

子供に対するあらゆる種類の悪意ある性的行為を犯罪として取り扱うことを求めている。欧州及びその他の国が特定の法律を採択し、性的暴力を防止し、被害者である子供を保護し、加害者を起訴するための措置を講じるよう定める。

この条約は、情報通信技術を介して性的な目的で子供を勧誘することを犯罪として定義する初の条約である。特に第 23 条では、性行為や児童ポルノ作成の目的で、大人が故意に子供に面会を提案することを犯罪と定義している。

CoE では「性的搾取及び性的虐待に対する子供の保護に関する条約締約国委員会 (T-ES)」(通称ランサローテ委員会)を設置して監視を行ない、ランサローテ条約の効果的な適用を促進する。委員会は、条約締約国と潜在的締約国の代表者で構成される。

委員会ではまた、児童の性的搾取及び性的虐待を防止して闘う能力を促進するために、国家間で情報交換を行い、事例、グッドプラクティスを収集して分析や意見交換を促進する。

グルーミングなどの問題には、上述のサイバー犯罪防止委員会 (T-CY)やサイバー犯罪プログラム事務局(C-PROC)と連携する。

・ 女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止と闘いに関する CoE 条約 (Council of Europe Convention on Preventing and Combating Violence against Women and Domestic Violence) ⁶⁴ (イスタンブール条約)

締約国に対し、女性と子供に対する暴力を防止し、被害者を保護し、加害者を起

⁶² https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/fra-coe-edps-2018-handbook-data-protection_en.pdf

⁶³ <https://www.coe.int/en/web/children/lanzarote-convention>

⁶⁴ <https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treatynum=210>

訴することを義務付ける。この条約は身体的、性的、心理的暴力に対する多くの犯罪を対象とする。

・人身取引に対する行動に関する CoE 条約（Council of Europe Convention on Action against Trafficking in Human Beings）⁶⁵

人身取引に対する行動に関する CoE 条約は、人身取引を防止し、人身取引の被害者を保護し、人身取引業者を起訴し、国内機関の政策及び活動を調整し国際協力を促進することを目的とする。この条約は、被害者の身元確認に関連して子供のための特別措置と手順を規定し、子供の犠牲者に、状況に適合した支援が提供されるよう求めている。

（カ） ネット依存、オンラインゲーム依存

パンデミックの期間を通じて、青少年によるインターネット利用が増加した。インターネットの過度の利用により、孤立や心身への影響が懸念されるとの報告が見られる。今後、新しいテクノロジーの急速な発展や、人工知能（AI）を活用したスマート機器の普及にともない、デジタルの世界における子供の権利をどのように保護するか、法的整備を行うとともに、デジタル技術の潜在的な影響についての信頼できる科学的研究が待たれている⁶⁶。

（4） 法規制に対する世論の動向（意識調査の結果等）

CoE が参照した調査研究については EU 及び英国の項を参照されたい。

⁶⁵ <https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treaty-num=197>

⁶⁶ 子どもの権利のための欧州評議会戦略（2016-2021）の実施に関する最終報告（2022）第 171 項
<https://edoc.coe.int/fr/droits-des-enfants/11390-rapport-final-sur-la-mise-en-oeuvre-de-la-strategie-du-conseil-de-leurope-pour-les-droits-de-lenfant-2016-2021.html>

4. 利用環境整備に関する事業者、民間団体、家庭の取組を整理

(1) 調査時における青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者、関連団体及び保護者等の教育・啓発活動の取組内容及び教育・啓発の評価指標や啓発事業における効果の測定方法等

関係団体の具体的な指標について CoE としてのガイドラインは確認できず、具体的には加盟国ごとの取組になると思われる。CoE がこれらの団体と連携して行っているのは、次のような取組である。

ア. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者

・インターネットサービス事業者向けのガイドライン⁶⁷

CoE では、インターネットサービスプロバイダー (ISP) を対象に、子供へのリスクを考慮して違法なコンテンツや有害なコンテンツを制限する方法について提言を行なっている。

また、オンラインゲームサービス開発者との協力により、子供向けのコンテンツのガイドラインを策定する。表現及びコミュニケーションのツールであるゲームの役割を認めつつも、プレイヤーの保護や、特にプライバシーと表現の自由に対する権利に注意を促している。このガイドラインは、オンラインゲームのプロバイダーが、ゲームが子供の人権に与える影響を認識する重要性についても指摘している。

イ. 関連団体

事業者、教育関係者、及び NPO による協力が求められている。

上述の「デジタル環境における子供の権利の尊重、保護、実現に関するガイドラインに関する勧告第 CM/Rec(2018)7 号」⁶⁸では、官民の関係者に対して国際基準・指針及び欧州の基準・指針を考慮に入れながら、デジタル環境における子供の権利を尊重する責任を履行して実施措置をとるよう求めている。さらに、国の関係機関、市民社会組織、子供たちとの協力が奨励されている。

・教育関係者向けの施策

- ・ペスタロッチ・プログラム (Pestalozzi Program、2017～2018 年)⁶⁹
オンラインスペースでのふるまいと責任ある行動をテーマにしたメディア教育プログラムで、教師を対象とした研修モジュールとして作成された。
- ・CoE が作成した子供のネット環境に関する啓発活動「Through the Wild Web

⁶⁷ 「ISP 支援のためのガイドライン (Lignes directrices visant à aider les fournisseurs de services Internet)」(CoE、2008 年) より : <https://rm.coe.int/16805a39d6>

⁶⁸ <https://rm.coe.int/lignes-directrices-relatives-au-respect-a-la-protection-et-a-la-realisation/16808d881b>

⁶⁹ <https://www.coe.int/fr/web/pestalozzi/modresp>

Woods」

ネットリテラシー啓発目的で作成されたゲーム形式のアクティビティで、学校で導入することを想定して教師向けのマニュアルが作成された⁷⁰。

ウ. 保護者等の教育・啓発活動の取組内容

CoE では親を対象として、ハンドブックを作成している。

- ・「デジタル時代の子育て (La parentalité à l'ère du numérique)」⁷¹ (CoE、2017 年)
主要なテーマとして、オンラインでの性的搾取、子供自身が作成する性的画像、チャット、リベンジポルノなどを取り上げている。

エ. 教育・啓発の評価指標や啓発事業における効果の測定方法等

CoE では、子供の権利に関する中期的戦略を策定し、各国の政策や施策を5年ごとに評価している。現在の戦略は2022～2027を対象に策定されている。期間が終了すると、テーマごとに各国における施策の進捗について確認を行い、閣僚委員会が報告書を作成する。

(2) 保護者や家庭での取組についての既存の意識調査の結果等。特に保護者が青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切管理すること(ペアレンタルコントロール)による対応

保護者や家庭での取組に関する意識調査はCoE加盟各国により実施されている。CoEが参照した調査研究についてはEU及び英国の項を参照されたい。

5. その他

(1) 青少年のインターネット環境整備に係る最新の動向

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックにより、世界的にデジタルテクノロジーの使用が増加した。子供にとってもこの期間に、学校教育及び交友の面でインターネットの使用が著しく増加した。

学校が閉鎖された国ではオンラインでの授業が教育の基盤となったが、インターネットにアクセスすることが容易でない障害のある子供や、居住地が一定でない子供、貧困家庭の子供にとって、教育が受けられない状況を生み出した。こうした危機的状況において、すべての子供を対象にインターネットへのアクセスを確保し、インクルーシブ

⁷⁰ <https://www.coe.int/fr/web/children/through-the-wild-web-woods>

⁷¹ <https://rm.coe.int/la-parentalite-a-l-ere-du-numerique-final/16809f8033>

な教育を提供することは、いくつかの国にとっては新たな課題となっている。

また、パンデミックによる外出規制や隔離の状況において、オンライン環境における性的搾取や虐待のリスクが高まったことが指摘されている。これを受けて、ランサローテ委員会では、性的搾取及び性的虐待のリスクから子供を保護するための戦略として、監視作業を強化する意向を示している。2020年11月、ランサローテ委員会は、オンラインでの児童の性的搾取及び虐待画像を自動的に検出するためのツールの使用に関して情報交換を行なっている。検出機能に歯止めがかからないよう、2020年12月21日付欧州電子通信規約との関連を踏まえた検討が必要とされている⁷²。

(2) 取組事例等

インターネット環境における子供の権利の保護について、CoE加盟国によるグッドプラクティスが国別に取り上げられている。以下にいくつかの事例を挙げる⁷³。NPOや専門家との連携により開発されたウェブサイトが多く取り上げられている。

- **アルバニア：**
電子通信の安全で責任ある使用に関して「親子のための行動規範」を作成。
- **アンドラ：**
教育省及びデータ保護庁が2007年にポータルサイト⁷⁴を開設し、子供や保護者への情報提供を行う。このサイトは中学校で使用される。
- **オーストリア：**
児童・青少年保護協会は、連邦家族・青少年問題省及びオーストリア放送局 (ORF) と協力して子供の権利をテーマに動画作成コンクールを開催。参加者は10～25歳で、作成された動画は他の加盟国でも自由に使用できる。
- **ベルギー：**
子供の意見を参考にしたウェブサイトの作成を推進。
- **ブルガリア：**
児童保護局とNPOの連携により作成されたウェブサイト「afenet」でインターネット

⁷² CoE「子どもの権利のための戦略（2016-2022）実施に関する報告書」（2022年）：
<https://edoc.coe.int/fr/droits-des-enfants/11390-rapport-final-sur-la-mise-en-oeuvre-de-la-strategie-du-conseil-de-leurope-pour-les-droits-de-lenfant-2016-2021.html#>
CoE HP「オンラインでの児童の性的搾取・虐待検出のための自動化技術の使用」：
<https://www.coe.int/fr/web/children/-/public-launch-of-the-report-on-the-use-of-automated-technology-%20to-detect-online-child-sexual-exploitation-and-abuse>
CoE 報告書「自動化技術使用によりオンラインでの児童の性的搾取・虐待を検出する際の人権と法の支配の尊重」（2021年）：<https://rm.coe.int/respecter-les-droits-de-l-homme-et-l-etat-de-droit-lors-de-l-utilisati/1680a6cd2b>

⁷³ CoE HP「デジタル環境／加盟国のベストプラクティス」より：[https://www.coe.int/fr/web/children/the-digital-environment#{%2212440617%22:\[5\]}](https://www.coe.int/fr/web/children/the-digital-environment#{%2212440617%22:[5]})

⁷⁴ <https://formulari.apda.ad>

の利用方法を啓発。オンラインでの権利を概説する憲章を作成。

- **クロアチア：**
教師と保護者を対象としたウェブサイト「Petzanet」を NPO と研究者との連携により開発。このサイトは学校のカリキュラムの一部として使用できる。また、メディアリテラシーに関する討論会を開催して子供に参加を呼びかけた。
- **チェコ：**
NPO が親、教師、子供を対象に、Microsoft 及び Google チェコとの連携によりウェブサイト⁷⁵を作成し、インターネットのリスクを啓発するパンフレットを開発。
- **デンマーク：**
子供の権利について啓発するウェブサイトを作成。いじめ、差別、病気、悩み、ネット利用など、子供が直面する問題を取り扱う。
- **フランス：**
「Pedagojeux」は NPO と政府が専門家向けに作成したウェブサイトで、ゲームを含む。オンラインゲームに関するリスクについての認識を高め、保護者、教師、教育機関にゲームの使用に関して教育的アプローチを示唆する。動画と保護者からの証言が含まれる。
- **イタリア：**
危険な状況にある子供、18 歳未満の青少年、支援を必要とする親を対象とした電話ホットライン 1.96.96 及びリアルタイム メッセージングサービスの開設⁷⁶。
- **リトアニア：**
いじめやインターネットの安全性などをテーマに NPO がウェブサイトを開発⁷⁷。SNS の使用に関する倫理規定が作成された。特にコメントの投稿や、他人のコメントの尊重、個人情報保護、写真の投稿などのテーマについて子供に啓発する。
- **モナコ：**
NPO 「action innocence」は児童虐待画像を検出するためのソフトウェアを開発。また子供にオンラインの危険性を認識させ、ネット上でのマナーに関して啓発するプログラムを学校で実施している。
- **モルドバ：**
モルドバ共和国におけるオンライン環境での子供の安全性に関する調査研究⁷⁸を実施。
- **ノルウェー：**

⁷⁵ <https://www.boerneportalen.dk/forside/>

⁷⁶ <https://www.generazioniconnesse.it/site/it/home-page/>

⁷⁷ <https://www.draugiskasinternetas.lt>

⁷⁸ 「モルドバ共和国における子どもの安全性に関する研究 (A Study on Children's Safety Online in the Republic of Moldova)」 https://lastrada.md/publicatii/ebook/Studiu_siguranta_online_en.pdf

13～20 歳を対象とした公共の情報提供サイト⁷⁹。管轄当局が迅速に対応する質疑応答サービスなど青少年向けの質の高い情報提供を行うインタラクティブなプラットフォームで、毎月約 85 万回のアクセスを数える。

- **スロベニア：**
インターネットのセキュリティに関するウェブサイト⁸⁰。子供向けのホットラインが 2012 年に開設され、虐待や違法なコンテンツについて通報できる。
- **スウェーデン：**
子供の権利に関するウェブサイト。市民と施政者が子供の権利に関する現状を近隣国と比較することができる。
- **スイス：**
ウェブサイト「若者とメディア」では、親子や関係者を対象に、メディアが提供する可能性とリスクについて啓発する。保護者や教師に対してはメディアを利用した子供の支援方法についてアドバイスを行う。
- **トルコ：**
心理学者や専門家により設計されたアクセス制御ソフトウェアを無料でダウンロードできるウェブサイト。子供や家族向けにフィルタリングシステムを提供する。

⁷⁹ <https://www.ung.no>

⁸⁰ <https://safe.si>

第3章 イギリス

1. イギリスにおける青少年のインターネット利用環境に関する実態

(1) 青少年が利用するインターネット接続機器、利用率、利用内容、利用時間等の基礎データ

ア. 出典となる基礎データ資料

本項では以下の資料を参考にした。

- Ofcom (英国放送通信庁)「オンライン国家 (Online Nation)」(2022) ¹
- Ofcom「子供と親：メディアの使用と態度のレポート」(2022) ²
- CHILDWISE モニターレポート (2022) ³
- 統計局「イングランド及びウェールズにおける子供のオンライン行動」(2019) ⁴

イ. インターネット接続機器

(ア) スマートフォン・タブレット

3歳から17歳の青少年のうち約70%がスマートフォンやタブレットなどのモバイルデバイスを使ってインターネットに接続していることが、2022年に発表されたOfcomの調査によって明らかとなった。しかしながら年齢によって使用する接続機器が異なり、幼年期(3歳から4歳)では78%がタブレット、39%がスマートフォンを使うと回答した反面、青年期(16歳から17歳)では98%がスマートフォンを利用しており、タブレットの使用は50%まで下がっている⁵。

個人におけるスマートフォンを含む携帯電話の年齢別保有率は、以下のとおりである⁶。

¹ Ofcom, Online Nation, 1 June 2022, <https://www.ofcom.org.uk/research-and-data/online-research/online-nation>

² Ofcom, Children and parents: media use and attitudes 2022, published on 30 March 2022, <https://www.ofcom.org.uk/research-and-data/media-literacy-research/childrens>

³ Childwise, Monitor Report 2022, <https://www.childwise.co.uk/reports.html#monitorreport>

⁴ Office for National Statistics, Children's online behaviour in England and Wales: year ending March 2020, published on 9 February 2021, <https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/bulletins/childrensonlinebehaviourinenglandandwales/yearendingmarch2020>

⁵ Ofcom, Online access and devices, 「子供と親」(前掲)、P. 11

⁶ Ofcom, Media use by age: a snapshot, 「子供と親」(前掲)、P. 6

3歳から4歳	17%
5歳から7歳	28%
8歳から11歳	60%
12歳から15歳	97%
16歳から17歳	100%

3歳から17歳の青少年のうち63%が携帯電話を保有していることになるが、このうち61%がスマートフォンであり、そうでないものは2%に留まる⁷。

(イ) パソコン

Ofcom の調査によると、3歳から17歳の青少年のうち47%がノートパソコン、17%がデスクトップパソコンを利用してインターネットに接続している。ただし、スマートフォンやタブレットなどパーソナルで携帯性のあるデバイスを使うことがより一般的であり、43%がインターネットの利用にパソコンは使わないと回答している⁸。

(ウ) 無線 LAN (Wi-Fi)・移動体用の無線システム (3G、4G、5G)

Ofcom による親に対する調査によると、家庭では無線 LAN (Wi-Fi) を利用することが通常で、インターネットのアクセスに移動体用の無線システムのみを利用している青少年は1%に留まる。無線システムを利用する場合、時間やデータサイズが制限されることが多い⁹。

ウ. 利用率

Ofcom の調査によると、0歳から17歳の青少年の99%が家庭においてインターネットを利用していることが明らかとなった。年代毎デバイス別のインターネット利用率は以下のとおりである¹⁰。

年代	携帯電話	タブレット	パソコン
3歳から4歳	39%	78%	10%
5歳から7歳	50%	83%	27%
8歳から11歳	71%	79%	55%
12歳から15歳	94%	54%	63%
16歳から17歳	98%	50%	63%

⁷ Ofcom、Online access and devices、「子供と親」(前掲)、P. 11

⁸ Ofcom、Online access and devices、「子供と親」(前掲)、P. 11

⁹ Ofcom、Online access and devices、「子供と親」(前掲)、P. 13

¹⁰ Ofcom、Media use by age: a snapshot、「子供と親」(前掲)、P. 6

エ. 利用内容

Ofcom の調査に基づいた年代別の利用内容は以下のとおりである¹¹。

年代	動画アプリ・サイト	ライブストリーミングアプリ・サイト	メッセージアプリ・サイト	ソーシャルメディア	オンラインゲーム	テレビ放送・映画
3歳から4歳	89%	32%	50%	21%	18%	81%
5歳から7歳	93%	39%	59%	33%	38%	74%
8歳から11歳	95%	54%	84%	64%	69%	79%
12歳から15歳	98%	73%	97%	91%	76%	87%
16歳から17歳	98%	79%	99%	97%	73%	85%

・青少年の利用が多いオンラインコンテンツ

Ofcom はコンテンツを文字・オーディオ・ビジュアルを含み、青少年がオンラインでアクセス・閲覧・場合によってはシェア可能なものと定義している。

テレビはいまだに番組や映画を観るのに人気が高いデバイスであり、Ofcom によると3歳から17歳の86%がテレビセットを使ってテレビ番組や映画を見ると回答している。しかし調査からは、以前であればテレビセットで視聴されていた番組や映画の視聴に、下記のように様々なデバイスが利用されていることが明らかとなった。これは、テレビを見るという行為が、以前のような家庭における共有体験ではなく個別体験となっているといえる。

テレビセット	86%
タブレット	55%
スマートフォン	47%
ゲームコンソール	27%
パソコン	24%

番組や映画は放送局によるライブ放送よりも有料オンデマンドサービスが多く利用されており、テレビ局による放送を同時視聴すると答えたのが47%に留まっているのに対し、3歳から17歳の青少年の78%がNetflix、アマゾンプライムビデオ、ディズニー+などを利用して視聴しているとOfcomに回答している。しかし同時視聴しない場合でもテレビ番組を全く視聴していないわけではなく、48%がテレビ局によるオンデマンドサービス（PSB catch-up service、BBC iPlayer など）を利用すると回

¹¹ Ofcom、Media use by age: a snapshot、「子供と親」（前掲）、P.6

答している¹²。

7歳から15歳の青少年を対象とした調査では、オーディオコンテンツにおいてもCDなどの物理的な音楽媒体ではなく、YouTubeに投稿されているミュージックビデオ（7歳から15歳の78%）やオンラインの音楽ストリーミングサービス（同76%）が多く利用されている。

オーディオコンテンツ	利用したことがある	日常的に利用
YouTube ミュージックビデオ	93%	51%
音楽ストリーミングサービス	90%	51%
ラジオ	81%	30%
音楽ダウンロードサービス	73%	28%
テレビの音楽チャンネル	73%	17%
CDなど物理的な音楽媒体	53%	7%
オーディオブック	50%	7%
ポッドキャスト	43%	6%

78%の青少年は音楽を聴くのにスマートスピーカーを利用している。また53%がスマートフォンを利用している。

・利用率の高いオンラインコンテンツプラットフォーム

2021年のOfcomの調査では、オンラインコンテンツプラットフォームのうちYouTubeとTikTokが青少年のインターネット使用において、特に重要な位置を占めていることが明らかとなった。これらのプラットフォームが多く利用されているだけでなく、彼らが内容を楽しんでいると報告されている。中でもYouTubeのアプリ及びサイトの利用率が高く、3歳から17歳の青少年のうち89%が利用している。多くは動画鑑賞に利用しているが、13%が動画を投稿していると回答した¹³。

TikTokはYouTubeとWhatsApp（イギリスにおける主流のメッセージアプリ）に次いで、3番目に多く青少年に利用されている。3歳から4歳では16%の利用に過ぎないが、8歳から11歳では過半数（51%）となり、16歳から17歳の4分の3（74%）が日常的に利用している。Ofcomの調査では、その他Snapchat（42%）、Instagram（41%）、Messengerを含むFacebook（40%）の利用が多かったが、青少年のすべての世代で利

¹² Ofcom、How children are consuming content、「子供と親」（前掲）、P.23

¹³ Ofcom、How children are consuming content、「子供と親」（前掲）、P.23

用されている YouTube と比較すると、これらのプラットフォームは年齢が上がるにつれて利用率が増加していることが分かった¹⁴。

なお同調査において、多くの青少年が「マルチスクリーン」（複数のデバイスを同時に使用）していることが明らかとなった。Ofcom は多くのコンテンツやデバイスが利用可能である中、青少年は、長時間のコンテンツ（映画など）を見ているときに別のデバイスでほかのことを「しなければならない」と感じているものもいると分析している¹⁵。

オ. 利用時間等

CHILDWISE の調査によると、7歳から16歳の青少年は2020年に平均4時間、2021年に平均3時間半インターネットを利用している。利用時間減少の理由としては、パンデミック（新型コロナウイルス感染拡大）によるロックダウンが解除されたことが挙げられている¹⁶。

2019年に発表された統計局の調査では、10歳から15歳の青少年のうち89%が毎日インターネットに接続していると回答した。平日のインターネット利用時間を聞かれると、50%以上が3時間以上と回答した。週末は75%以上が3時間以上、22%が7時間以上インターネットを利用していると回答した¹⁷。

(2) 青少年インターネット利用に関する調査研究の収集。調査対象範囲、調査方法、分析方法の整理

・ Ofcom 「オンライン国家 (OnlineNation)」 (2022) ¹⁸

ア. 先行調査研究・調査研究の概要

Ofcom によって作成された人々のオンライン行動、オンラインコンテンツプロバイダー及びプラットフォームによるサービス提供状況及びインターネット使用に関する態度と経験に関する年次レポート。2022年8月24日発行。

イ. 調査対象範囲 / ウ. 調査方法 / エ. 分析方法

本レポートは以下の Ofcom 及び第三者による調査を元に作成されている。

¹⁴ Ofcom, How children are consuming content, 「子供と親」(前掲)、P. 25

¹⁵ Ofcom, How children are consuming content, 「子供と親」(前掲)、P. 22

¹⁶ Ofcom, How children are consuming content, 「子供と親」(前掲)、P. 64

¹⁷ 統計局, 「イングランド及びウェールズにおける子供のオンライン行動」(2019)、前掲。

¹⁸ Ofcom, 「オンライン国家」(前掲)、附録1分析方法 P. 120

調査名	調査主体	調査対象範囲	調査方法	分析方法
成人のメディアリテラシー追跡調査 (2021)	Ofcom	右調査のうち①から③は16歳以上、④は18歳以上の成人	以下4つの調査を実施 ①オンライン行動と態度 (年2回、それぞれ3,552人と3,014人、オンラインパネル) ②オンライン知識及び理解(年1回実施、3,095人、オンラインパネル) ③中核調査(年1回、3,660人、Post to Web 調査 ¹⁹) ④メディアリテラシー CATI オムニバス調査 (2021年11月から12月、3,143人、CATI (電話) 調査、2021年2月から3月に実施されたテクノロジー追跡調査を模して実施)	記述なし
子供と親のメディアリテラシー追跡調査 (2021)	Ofcom	詳細は下記本文を参照	同左	同左
子供のメディア生活 (2022) - Wave 8	Ofcom	可能な限り8歳から18歳の同じグループの子供を追跡調査。2021年は18歳から21歳の成人も追加対象とした	インタビューを撮影記録	記述なし
オンライン経験追跡調査 (2021)	Ofcom	13歳以上のイギリスにおけるインターネットユーザ6,000人。連合王国イギリス内のネイション(イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド)、人種、宗教別に一定数となるようサンプリング。	オンラインパネルによる調査(2021年10月から11月)及び産業からのデータ、Passive monitoring 調査 ²⁰ 、定性調査。	昨年までの調査結果に2022年の調査を加えて分析。
テクノロジー追跡調査 CATI オムニバス (2021)	Ofcom	年齢、性別、就業状況及び地理に応じた割当に基づき、18歳以上の成人3,126人を対象に実施。	パンデミックの影響で2021年は1月14日から3月31日の期間で、オンライン調査、郵送調査及び電話調査を混合実施。	記述なし

¹⁹ Post to Web 調査とは郵送で URL とパスワードを送付し、調査対象者がオンラインで質問に回答する調査形式

²⁰ ソフトウェアを使い、調査対象がスマートフォン、タブレット及びPCでアクセスしたアプリやウェブサイトの情報を匿名で安全に収集する調査方法のこと

調査名	調査主体	調査対象範囲	調査方法	分析方法
デジタル排他追跡調査	Ofcom	パンデミックにおけるロックダウン下においてインターネットを利用していない人を対象に実施。	ランダム電話調査。	記載なし
VoD 調査 2022 年 2 月 実施	Ofcom	13 歳以上を対象とし、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドそれぞれ 150 人以上合計 2,000 人に実施。	オンラインサンプルによる定量調査。	記載なし
Ipsos iris	Ipsos	インターネットを少なくとも月に一回以上使用する 15 歳以上を対象とし 1 万人以上に実施。	ソフトウェアを使ったトラッキング調査、滞在時間及びページビューに関するウェブサイトデータ、調査対象集団作成調査等のデータを利用したハイブリッド手法。	日次及び月次データを利用し、100 万以上の記録を元に実際のウェブサイトやアプリのオンラインインフラを代表するような合成データセットを作成、デモグラフィックや地理的レベルで分析する。
Ampere Games – 消費者調査	Ampere Analysis	① イギリス国内の人口比を代表するよう調整された 16 歳から 64 歳の青少年及び成人 2,000 人 ②人口比調整なしの 13 歳から 15 歳の青少年 120 人	記載なし	記載なし
プラットフォームにおける透明性調査	Ofcom	オンラインプラットフォームにおけるガイドラインや規約違反に関する情報	ウェブサイト等における公開情報の分析。例として、 -コンテンツ削除回数 -自動探知・削除ツール使用状況 -違反コンテンツの視聴頻度 -コンテンツに対するユーザや政府その他からの通報回数 -ユーザからの不服申立数 -ユーザデータの公開請求数	記載なし

調査名	調査主体	調査対象範囲	調査方法	分析方法
			-データ動向及び指針変更に関するコメントなど	
UK Safer Internet Centre レポート (2022年2月) ²¹	UK Safer Internet Centre	定量調査: 8歳から17歳の青少年 2,013人とその親を対象に実施。 定性調査: 8歳から18歳の青少年 50人を対象に実施。	Censuswide社によるオンライン調査。	記載なし
CHILDWISE モニターレポート	CHILDWISE	詳細は下記本文を参照	同左	同左

上記のほか、Ofcom は 2015 年から 2021 年にかけて様々な産業セクターからデータを収集し、調査に利用した²²。

・ Ofcom 「子供と親：メディアの使用と態度のレポート」 (2022)²³

ア. 先行調査研究・調査研究の概要

3歳から17歳までの青少年のメディアの使用及び態度に関する Ofcom (根拠法等の詳細は後述) による年次レポート。2021年における青少年のメディア体験について以下を目的として実施された。

- ・ インターネット、テレビ、オンデマンド、ゲーム及び携帯電話という主なプラットフォームにおけるメディアリテラシーの異なった要素を豊富に描写すること
- ・ 子供のインターネット使用における傾向・意見と、親による子供をオンラインの悪影響から保護するための戦略に焦点を当てること
- ・ メディアリテラシーの促進とより広い政策開発のため、特定の関係者の援助となるような直近で発生している問題とスキルギャップに焦点をあてること

本研究は 2003 年通信法 Section 11 及び Section 14(6a)によって定められた Ofcom の法的義務に基づいており、同様の研究レポートは 2006 年、2008 年及び 2010 年から毎年発表されている。

イ. 調査対象範囲

8歳から17歳の青少年と3歳から17歳の青少年の親 6,622人に対する調査 (「子

²¹ <https://d1xsi6mgo67kia.cloudfront.net/uploads/2022/02/All-Fun-and-Games-Safer-Internet-Day-2022-report.pdf>

²² <https://iris.ipsos.com/updated-ipsos-iris-universe-estimates-for-january-2022-monthly-release/>

²³ Parents: media use and attitudes report 22 Annex 1: Sources and methodologies 「子供と親 - 附録 1 出典と方法」, <https://www.ofcom.org.uk/research-and-data/media-literacy-research/childrens>, https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0025/234529/annex-1-childrens-media-use-and-attitudes-report-2022.pdf

供と親のメディアリテラシー追跡調査]) を 2021 年 7 月から 10 月にかけて実施。

ウ. 調査方法

「子供と親のメディアリテラシー追跡研究」は、Ofcom によって 2005 年から毎年実施されている量的追跡調査である。2019 年まではコンピュータ支援調査 (CAPI : Computer Assisted Personal Interviewing) によって家庭訪問によって対面で実施されていたが、2020 年からは Covid-19 のパンデミックの影響によって非対面調査に切り替えられている。2021 年の調査では、以下 3 つの調査方法が実施された。

① 子供のオンライン行動及び理解 (COBA : Children's online behaviours and understanding)

オンラインパネルによって、8 歳から 17 歳の青少年と 8 歳から 17 歳の青少年の親合計約 3,300 人のサンプル調査を年 2 回実施することで、子供のメディア特にソーシャルメディア利用における急速な変化を捕捉することができる。1 回目の調査は 2021 年 7 月から 8 月、2 回目の調査は 2021 年 9 月から 10 月にかけて実施された。

② 子供のオンライン知識及び理解 (COKU : Children's online knowledge and understanding)

オンラインパネルによって 8 歳から 17 歳の青少年約 2,100 人を対象に 2021 年 11 月から 12 月にかけて実施

③ 親単独調査

オンラインパネルと Post to Web 調査によって約 2,400 人の 3 歳から 17 歳の子供の親を対象に 2021 年 10 月から 12 月にかけて実施。

エ. 分析方法

上記 COBA 及び COKU 調査では、有意水準は 95% である。親単独調査では複数の調査方法を使用しているため、有意水準は 99% である。2022 年レポートにおいて、2021 年レポートと比較して統計的に有意な差異は見られなかった。これは 2021 年から調査方法を変更したことにより、直接的な比較ができないことが理由である。

すべての調査において、連合王国であるイギリスにおけるそれぞれのネイション (イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド) による回答が最低数含まれるよう割当が設定され、人口に比較して正しい数値となるよう加重調整が加えられた。以下がサンプルの内訳と加重調整後の数値 (カッコ内) である。

	イングランド	スコットランド	ウェールズ	北アイルランド
親単独調査	47% (82%)	18% (9%)	17% (5%)	18% (4%)

COKU	65% (82%)	13% (9%)	12% (5%)	10% (4%)
COBA	62% (82%)	14% (9%)	13% (5%)	11% (4%)

・CHIDWISE モニターレポート²⁴

ア. 先行調査研究・調査研究の概要

CHIDWISE モニターレポート (2022) は青少年のメディア消費、購入傾向、態度及び行動に関する総合的な調査レポートである²⁵。

イ. 調査対象範囲

イギリス国内の 55 校に通う 5 歳から 16 歳の青少年 2,727 人を対象に 2021 年の 9 月から 11 月にかけて実施。

ウ. 調査方法

調査対象校は CHILDSWISE スクールパネルからデモグラフィック（都市・郊外・農村部、貧困程度、Ofsted 評価結果²⁶）を代表するよう選択。生徒は学校において、子供とメディア、消費者としての子供、子供の態度と行動に関する 20 分間から 25 分間のオンライン調査票に記入した。

エ. 分析方法

データはイギリスにおける 5 歳から 16 歳の青少年の年齢、性別を代表するよう加重調整されている。

・統計局「イングランド及びウェールズにおける子供のオンライン行動」(2019)

ア. 先行調査研究・調査研究の概要

統計局が実施する犯罪調査を元に作成されたレポート。2021 年 2 月 9 日発行。

イ. 調査対象範囲

過去 12 カ月に犯罪行為の対象となった経験を尋ねる犯罪調査の実施対象のうち、10 歳から 15 歳の青少年がいる家庭において、ランダムに選出された 2,398 人を対象に実施。

ウ. 調査方法

対面調査による。

²⁴ Ofcom, 「子供と親 - 附録 1 出典と方法」(前掲)、P. 6

²⁵ CHILDSWISE, (前掲)

²⁶ Ofsted (教育水準監査局、Office for Standards in Education) とはイギリスにおいて学校監査を行う公的機関。監査結果は評価レポートとして公表される。

エ. 分析方法

データは特に記載のない限り統計的に有意な差は5%レベルとなっている。

2. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題

(1) ネットいじめ

ア. 調査研究や事例

(ア) 統計局「イングランドとウェールズにおけるネットいじめ：2019年度」²⁷

統計局の調査によると、イングランドとウェールズの10歳から15歳の青少年のうち72%がこれまでにネットいじめに近い行為（名前を出す、罵りや屈辱的な言葉を言われるなど）を経験し、また19%が過去1年間で少なくとも1回はそのような行為を経験していることが明らかとなった。過去1年間でそのような経験をした青少年のうちの52%がそれをいじめではないとし、26%が誰にもその体験を報告しなかった。

(イ) Internet Matters, 拒絶とリスク：脆弱な青少年のオンライン生活²⁸

調査の結果、3つ以上の脆弱性を持った子供や青少年²⁹のうち40%がネットいじめを経験している反面、そうでない場合はネットいじめの経験者が11%に留まることを明らかにした。

(ウ) Ofcom、「子供と親」（前掲）³⁰

Ofcomの調査によると、これまで何らかのいじめを経験したことがある39%の8歳から17歳の青少年のうち、84%が技術（スマートフォンのメッセージ、SNSやオンラインゲームのメッセージ機能、電話やビデオ電話、アプリやウェブサイト経由）を使ったいじめを経験したことがあると回答したのに対し、対面でのいじめの経験者は61%であった。

(エ) Felix Alexander 事例

ネットいじめの被害にあった経験がある当時17歳のFelix Alexanderが、2016年4月に通学途中で線路に飛び込み自殺した事例³¹。もともとは10歳当時に流行のオンラインゲームで遊ぶことができなかったFelixが仲間外れになったことがきっかけであったが、Felixが13歳になった頃からいじめがオンラインに発展。SNS上で、匿名コメントの悪口を書かれるなどの被害にあっていた。

この事例を知ったケンブリッジ公（当時）が2017年11月に‘Stop, Speak, Support’

²⁷ Office for National Statistics, Online bullying in England and Wales: year ending March 2020 – Estimates of the prevalence and nature of online bullying among children using data from the 10- to 15-year-olds’ crime Survey for England and Wales, November 2020, <https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/bulletins/onlinebullyinginenglandandwales/yearendingmarch2020>

²⁸ Adrienne Katz and Dr Aiman El Asam in partnership with Internet Matters, Refuge and Risk: Life Online for Vulnerable Young People, 2021, <https://www.internetmatters.org/about-us/refuge-and-risk-report/>

²⁹ 児童福祉の対象、自閉症、摂食障害などの状況を自己申告した子供や青少年をこのレポートでは「脆弱」と定義している。(P.7)

³⁰ Ofcom, Harmful or risky experiences, 「子供と親」（前掲）、P.52

³¹ The Guardian, Mother of teenager who killed himself appeals for kindness online, 5 October 2016, <https://www.theguardian.com/society/2016/oct/05/felix-alexander-mother-lucy-open-letter-worcester>

という行動規範を設置³²、ネットいじめに対する啓蒙を呼び掛けた。

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

(ア) 統計局「イングランドとウェールズにおけるネットいじめ：2019年度」

過去12カ月に犯罪行為の対象となった経験を尋ねる犯罪調査の実施対象のうち、10歳から15歳の青少年がいる家庭において、ランダムに選出された2,398人を対象に対面調査を実施。

(イ) Ofcom、「子供と親」(前掲)

調査方法に関し前項を参照。

(ウ) Internet Matters, 拒絶とリスク：脆弱な青少年のオンライン生活

学校の協力の下で2008年から毎年実施。本レポートは2019年における11歳から17歳の青少年14,994人のデータを元に作成。

(2) SNSに起因する事犯

ア. 調査研究や事例

(ア) 統計局, More children using social media report mental ill-health symptoms, 2015.³³

統計局が2011年から2012年にかけて実施した調査によると、平日に3時間以上SNSを利用している10歳から15歳の青少年は、そうでない子よりも精神障害を示すスコアが2倍以上高くなっていることが明らかとなった。

(イ) Stem4 調査

Stem4 (ティーンエイジャーのメンタルヘルスのための慈善団体) が実施した調査によると、69%の青少年が、SNSが感情に悪影響を与えており、ストレスや不安感を感じたり、鬱になったりすると回答した。また62%がSNSのアルゴリズムによって表示されたオンラインコンテンツとSNSの利用時間が精神の健康を阻害していると回答した。また77%の青少年が外見に不満を持ち、45%が外見について知り合いやオンラインのコメントでからかわれていると回答している。

(ウ) Molly Russell 事例³⁴

当時14歳だったMolly Russellが2017年に自殺したケース。定期的にSNS上で自傷や自殺に関する写真・動画・文章などを閲覧していた。本事例の検視報告書とその影響については5(1)参照。

³²BBC, Cyberbullying: Mum's story of loss inspires prince to act, 16 November 2017, <https://www.bbc.co.uk/news/uk-42002981>

³³ Office for National Statistics, More children using social media report mental ill-health symptoms, Oct 2015, <https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/wellbeing/articles/morechildrenusingsocialmediareportmentallillhealthsymptoms/2015-10-20>.

³⁴ BBC, Molly Russell inquest: Father makes social media plea, <https://www.bbc.co.uk/news/uk-england-london-63073489>

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

(ア) 統計局, More children using social media report mental ill-health symptoms

エセックス大学の社会経済リサーチセンターにおける英国世帯長期研究 (UK Household Longitudinal Study) が作成した自身の強みと問題点に関する質問票に回答する形で実施。

(イ) Stem4 調査

12 歳から 21 歳の青少年 1,024 人を対象に 2022 年 11 月に実施。地理的要因が考慮されている。

(3) 違法有害情報の閲覧・拡散

ア. 調査研究や事例

- The Industry Trust による調査³⁵

The Industry Trust の 2013 年の調査によると、11 歳から 12 歳の子供のうち 37% が違法サイトで映画をダウンロードもしくはストリーミング視聴したと回答。また 11 歳から 15 歳の 21% が友人や兄姉と話が合うように違法サイトを利用すると回答した。

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

- The Industry Trust による調査

2013 年 7 月に 11 歳から 15 歳の子供に対しオンラインにて実施した。

(4) ネット依存、オンラインゲーム依存

ア. 調査研究や事例

(ア) Industrial Psychiatry Journal, Study of Internet addiction in children with attention-deficit hyperactivity disorder and normal control, 2018³⁶.

ADHD の子供とネット依存の関係に関する研究。ADHD でない子供のうち 12% がネット依存の可能性があるのに対し、ADHD の子供は 54% がネット依存の可能性、2% がネット依存であるという結果となった。

(イ) NHS, Children treated for computer gaming addiction under NHS Long Term Plan, 2019³⁷.

コンピュータゲーム依存の青少年に対するクリニックが発足したというニュース。行動嗜癖のためのナショナルセンターはコンピュータゲーム依存のほか、ネッ

³⁵ The Industry Trust, New research reveals kids' summer of illegal downloads, <https://www.industrytrust.co.uk/press-releases/summer-of-illegal-downloads/>

³⁶ Rupesh Enagandula, Shipra Singh, Gaurav W. Adgaonkar, Alka A. Subramanyam, and Ravindra M. Kamath, Study of Internet addiction in children with attention-deficit hyperactivity disorder and normal control, *Industrial Psychiatry Journal*, 2018, 27 (1), P110-114, <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6198603/>

³⁷ NHS News, 8 October 2019, <https://www.england.nhs.uk/2019/10/children-treated-for-computer-gaming-addiction-under-nhs-long-term-plan/>

ト依存のためのサポートも提供する。ゲーム、ギャンブル及び SNS に関連する重
度もしくは複雑な行動嗜癖によって生活が破綻している 13 歳から 25 歳の青少年
及び若者を対象とし、精神科医と臨床心理士が治療にあたる。

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

- Industrial Psychiatry Journal, Study of Internet addiction in children with attention-deficit hyperactivity disorder and normal control

8 歳から 16 歳の 50 人の ADHD の子供とそうでない子供の比較研究。地理的要因
を考慮し、インターネットの利用には YIAT (Young's Internet Addiction Test) を利用
した。統計分析には SPSS 20 を使用している。

(5) 個人情報やデータの流出・拡散

ア. 調査研究や事例

(ア) Ofcom, Communication Market Report 2017³⁸

Ofcom の 2016 年の調査によると、56%の親が SNS に子供の写真やビデオをシェ
アしないと回答した。そのうち 87%が子供の人生はプライベートであるからとし、
また 67%が子供の写真や動画をシェアすることは正しくないと答えている。

(イ) ニューキャッソル市議会による養子縁組された子供の情報流出事例³⁹

2017 年 5 月にニューキャッソル市役所職員が誤って E メールに養子縁組された
子供 2,743 人の氏名、住所、生年月日を含むスプレッドシートを添付した事例。E
メールを受け取った 77 人には、消去を依頼するメールを送付し、情報流出の被害
者には電話と手紙で連絡した。

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

- Ofcom, Communication Market Report 2017
本項目について特定の調査方法の記載なし。

³⁸ Ofcom, Communication Market 2017, 3, August 2017, <https://www.ofcom.org.uk/research-and-data/multi-sector-research/cmr>

³⁹ <https://www.infosecurity-magazine.com/news/newcastle-council-leaks-data/>

(6) 性的搾取

ア. 調査研究や事例

(ア) Internet Watch Foundation による報告⁴⁰

Internet Watch Foundation（子供のオンライン上の性的被害防止を目的とした慈善団体）は、2022年6月16日から22日にかけて実施した5日間の調査で最も深刻な子供の性的搾取のケースを900件以上特定したと発表した。子供が自主的にオンラインに投稿しているものであり、そのうち75%が11歳から13歳の青少年、20%が7歳から10歳の子供、5%が14歳から15歳の青少年の写真や動画であった。

(イ) Jordan Croft 事例⁴¹

26歳のJordan Croftが12歳から22歳の女性に対する性的犯罪65件で有罪となった事例。オンライン上でティーンエイジャーを装い女性の写真を入手した後に、家族やSNS上で暴露すると脅し、性的な写真や動画を送付させていた。

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

- Internet Watch Foundation による報告

2022年6月16日から22日にかけて実施。自主的に投稿された子供の性的な写真や動画のうち最も深刻なものを収集した。

(7) Web サイトに起因する事件

ア. 調査研究や事例

- Ofcom、「子供と親」（前掲）⁴²

Ofcomによると、8歳から17歳の青少年の36%が過去1年間に「不安になるようなよくないもの」をオンラインで目にしている。また、News Consumption Surveyによると、12歳から15歳の15%が正しくない情報を目にしたときにフェイクニュースであるとコメントし、14%が真実でないとシェアすると回答した。しかしながら、このような行動によって、子供たちは自覚なしに有害なコンテンツを拡散している可能性がある。

イ. 調査結果の対象範囲、調査方法及び分析方法

- Ofcom、「子供と親」（前掲）

本資料の調査方法に関しては前項を参照。

⁴⁰ <https://www.iwf.org.uk/about-us/why-we-exist/our-research/category-a-child-sexual-abuse-material-of-a-self-generated-nature-an-iwf-snapshot-study/>

⁴¹ BBC, Worthing paedophile Jordan Croft jailed after blackmailing teenagers, <https://www.bbc.co.uk/news/uk-england-sussex-63589178>

⁴² Ofcom, Harmful or risky experiences、「子供と親」（前掲）、P.51

3. 青少年のインターネット利用環境整備に関するイギリス政府が定める法制度・政策

(1) 青少年育成施策、情報通信施策及び通信産業施策を所管する委員会、会議、機関、省庁等

ア. 省庁

- デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (Department for Digital Culture, Media and Sport, DCMS)
- 国家犯罪対策庁 (National Crime Agency)

イ. 機関

- 英国個人情報保護監督機関 (ICO: Information Commissioner's Office)
- 英国放送通信庁 (Ofcom: Office of Communications)
- 全英児童搾取対策オンライン保護センター (The Child Exploitation and Online Protection Centre, CEOP)

ウ. 会議

- 英国児童インターネット安全評議会 (UK Council for Child Internet Safety, UKCCIS)

(2) 青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を推進する実施部門の役割、権限及びその根拠等

施策の実施機関として、英国個人情報保護監督機関 (ICO: Information Commissioner's Office) および英国放送通信庁 (Ofcom) について、以下に述べる。

・英国個人情報保護監督機関 (ICO: Information Commissioner's Office)

ア. 概要

ICO はイギリスにおける独立した第三者機関であり、データ保護制度を監督する規制機関として公的機関の情報公開や個人のデータプライバシーの促進に努めている。また、寄せられた苦情を調査し、規制違反に対し制裁措置を取ることができる。また組織の情報担当者及び大衆に対する教育や水準の向上にも努めている⁴³。

⁴³ Gov.UK, Data Protection Act 2018 Factsheet – the Information Commissioner and Enforcement, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/711238/2018-05-23_Factsheet_5_-_Information_Commissioner.pdf

イ. 権限

ICO はデータ保護に関する広範な権限を持つが、ここでは特に Children's Code（次項参照）に関する権限について記載する。

2018 年データ保護法において、オンライン上の子供のセーフガードとなる指針の策定が示された。その一環で、ICO が年齢に応じたデザインのための実務指針（Children's Code）を策定した。Children's Code は既存のデータ保護関連法に基づいているため、ICO が規制当局となり、違反した機関に対して情報処理の停止と、1700 万ポンドもしくはグローバル売上高の 7% の制裁金を命じることができる⁴⁴。

ウ. 根拠法⁴⁵

- 2018 年データ保護法
- 英国データ保護に関する規制（UK GDPR）
- 2003 年プライバシー及び電子コミュニケーションに関する規制（EC 指令）
- 2000 年情報自由法
- 2004 年環境情報規制（EIR）
- 2009 年環境保護に関する公的機関情報規制
- 2016 年調査権限法
- 2015 年公的機関情報の再利用に関する規制
- 2002 年企業法
- 2018 年ネットワーク及び情報システム規制（NIS）
- eIDAS 規則

• Ofcom（英国放送通信庁）

ア. 概要

Ofcom はコミュニケーションサービスに関する独立した規制当局及び競争当局であり、テレビ及びラジオ放送、固定電話、携帯電話、郵政サービス、ブロードバンドの周波数及び VSPs（Video-Sharing Platform）について監督する。また、2003 年通信法によって、メディアリテラシーについて研究・促進する責任がある⁴⁶。

⁴⁴ ICO, Background to the Children's Code, <https://ico.org.uk/about-the-ico/what-we-do/background-to-the-childrens-code/>

⁴⁵ ICO, Regulatory Action Policy, p. 7

<https://ico.org.uk/media/about-the-ico/documents/2259467/regulatory-action-policy.pdf>

⁴⁶ Section 11 of the Communication Act 2003. Under Section 14 (6a) Ofcom has a duty to make arrangement for the carrying out of research into the matters mentioned in Section 11 (1)

イ. 権限⁴⁷

ここでは特にインターネット環境の安全に関する Ofcom の権限について記載する。

2020年11月に2003年通信法が改正され、VSPs（Video Sharing Platforms、ビデオ共有プラットフォーム）が Ofcom の規制対象となった。VSPs の規制フレームワークには、有害なコンテンツからの18歳未満の青少年の保護及び、憎悪や暴力の扇動及び違法なコンテンツからの大衆の保護が含まれる。Ofcom は VSP プロバイダーが有害な情報からユーザを保護するためのガイダンスを発行し、必要な手続きを定める。また、Ofcom は VSP プロバイダーに対する情報提供の指示、評価及び監視することができる。規制違反に対しては、改善策を含む通知の発行、サービス停止・制限命令及び、25万ポンドもしくは対象となる売上の5%のどちらか大きい方を制裁金として課すことができる。

オンライン安全法案（Online Safety Bill、次項参照）では Ofcom の権限を拡大し、有害なコンテンツからのユーザ保護を主な役割と規定している。

ウ. 根拠法⁴⁸

- 2003年通信法
- 2011年郵政サービス法
- 2003年電子通信標準規制
- 2007年携帯ローミング規制（EC）法
- 2016年オープンインターネットアクセス（EU）規制
- 2006年無線電信法
- 2002年企業法
- 2015年消費者権利法
- 1998年競争法

⁴⁷ Ofcom, Video-sharing platform guidance – Guidance for providers on measures to protect users from harmful material, 2021, <https://www.ofcom.org.uk/online-safety/information-for-industry/vsp-regulation/guidance-protecting-users-from-harmful-material>

⁴⁸ Ofcom, Enforcement guidelines for regulatory investigations, 2017, p. 1
<https://www.ofcom.org.uk/about-ofcom/latest/bulletins/competition-bulletins>

(3) 各課題について、調査時における青少年のインターネット利用環境に関する法制度や政策等（立法過程や検討過程にあるものも含む）の内容、その背景や運用状況等の整理

ア. Age Appropriate Design Code、通称 Children's Code ⁴⁹

国連子どもの権利条約、UK GDPR、データ保護法に基づいて、ICOによりインターネット上の子供のデータ保護のために制定された15の行動規範。2021年9月2日から施行し、対象者はこれを遵守する法定義務を持つ。Children's Codeはデジタル世界の中の子供の保護を目的とし、デジタル世界から子供を疎外するものではない。

3(2)にて前述したように、ICOはChildren's Codeの規制機関として、これに違反した機関に対して情報処理の停止および制裁金賦課の措置をとることができる。

「イギリスにおいて子供がアクセスする可能性がある情報社会サービス」（アプリ、サーチエンジン、オンラインゲーム、SNS、インターネットに接続されるおもちゃやデバイス、ニュースなど）について子供の利用に適したプライバシープラクティスを求めるもの。子供がアクセスする可能性がないことを示さない限り情報社会サービスのすべてが対象となり、必ずChildren's Codeを遵守しなければならない。イギリスにおいて子供が利用する可能性がある場合、そのものやサービスを提供する企業がイギリスに拠点を置いている必要はない。

・ Children's Code の15の行動規範

1. 子供が利用する可能性があるオンラインサービスを企画・開発する際には、子供にとって最善であるかどうかを第一に考慮すること。
2. データ保護影響評価（Data protection impact assessment、DPIA）を実施し、データ処理に際し子供の自由が損なわれるリスクがある場合はそれを軽減するための対策を取ること。
3. Children's Code の適用に際し個別ユーザの年齢に見合ったリスクを考慮すること。それができない場合は、すべてのユーザにこのCodeを適用すること。
4. プライバシー情報やその他の規約、規定、社会規範は、簡潔で明確で、子供の年齢に見合った言葉で書かれなければならない。さらに利用を開始する際には、個人情報がかどのように利用されるのかを簡単に説明しなければならない。
5. 子供の個人情報が子供の心の健康、業界の行動規範、規制当局による規定及び政府の助言に反する形で利用されてはならない。

⁴⁹ <https://ico.org.uk/for-organisations/childrens-code-hub/>

6. 社内規定、方針及び社会規範を維持すること（プライバシー関連方針、年齢規制、行動規則、コンテンツ方針を含む）。
7. 高いプライバシー設定がデフォルトでなければならない（もしくは、子供の利益を考慮した上で異なったデフォルト設定とする必要不可欠な理由があることを証明しなければならない）。
8. 個人情報を取得し維持する場合、子供が能動的に理解したうえで利用するサービスの提供に必要な最小限のものでなければならない。どのようなサービスを利用するのか子供に複数の選択肢を与えること。
9. 子供の利益を考慮したうえで必要不可欠であると証明できる場合を除き、子供のデータを公表してはならない
10. 位置情報オプションをデフォルト設定でオフにし、位置情報トラッキングがオンになっている場合はそれが子供にわかりやすい形で表示されていること。他者に対して位置情報が開示されている場合は、各セッションの最後にデフォルト設定がオフになること。
11. ペアレンタルコントロールを提供する場合、年齢に応じた情報を子供に提供すること。オンラインサービスに親や保護者が子供のオンライン活動や位置情報を監視できる機能がある場合、監視されていることを子供が明らかにわかるようにすること。
12. ユーザプロファイリング機能はデフォルトでオフにすること（デフォルトでオンにする場合、子供の利益を考慮したうえでそうしなければならない必要不可欠な理由があることを証明すること）。子供を悪影響から保護するための適切な手段が取られたプロファイリングのみ許可される（特に体や心の健康に悪影響があるコンテンツを含む場合）。
13. 子供が不必要に個人情報を提供したりプライバシー設定をオフにしたりするように誘導するようなナッジ技術（誘導技術）を使ってはならない。
14. オンラインに接続したおもちゃやデバイスを提供する場合、本 Code に準拠できる効果的なツールを含めなければならない。
15. 子供がデータ保護の権利を行使し、懸案事項がある場合はそれを報告できるような分かりやすく利用しやすいツールを提供しなければならない。

イ. オンライン安全法案 (Online Safety Bill⁵⁰)⁵¹

(ア) 概要

適法であるが有害なコンテンツを匿名のユーザが拡散することを防止するため、ソーシャルメディア及びサーチエンジンプラットフォームを提供している企業に対し、一定の規則を設けることを目的とした法案。

特に子供の保護のため、本法案ではすべての対象企業がリスクアセスメントを実施し、子供の安全を脅かす違法行為に対処する義務を課している。さらに、子供が利用する可能性のあるオンラインコンテンツプラットフォームは、以下に対応する必要がある。

- ポルノなど子供にとって有害なコンテンツへのアクセス防止
- いじめなど子供にとって有害な行為からの保護

さらに、子供が有害なコンテンツや行為に遭遇した場合に、親や子供が容易にそれを報告できる仕組みが導入され、プラットフォームは適切な措置を取ることが求められる。また、プラットフォームが子供の性的搾取や虐待のコンテンツを見つけた際には、国家犯罪対策庁に報告する義務を負う。

2021年5月に草案が発表され審議を経て2023年1月に下院（庶民院）を通過、2023年2月現在上院（貴族院）で審議中。

(イ) 背景

2017年10月、イギリス政府はインターネット安全戦略に関するグリーンペーパー（政策提案書）⁵²を公開し、その中で利用者の安全とオンラインの悪影響を防止する技術的解決方策の導入を企業の責任とすることを検討した。その後2019年4月に公開したオンラインの悪影響に関するホワイトペーパー⁵³では、オンラインの悪影響を防止するための新たな規制枠組を提案した。本提案に対するパブリックコメントは2019年7月に締め切られ、2020年12月の回答においてイギリス政府はオンライン安全法案を導入すると発表した。

⁵⁰ 正式名称: A Bill to make provision for and in connection with the regulation by OFCOM of certain internet services; for and in connection with communications offences; and for connected purposes.

⁵¹ Department for Digital, Culture, Media & Sport, Policy Paper, Online Safety Bill: Factsheet, Updated on 18 January 2023

<https://www.gov.uk/government/publications/online-safety-bill-supporting-documents/online-safety-bill-factsheet>

⁵² HM Government, Internet Safety Strategy – Green Paper, October 2017

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/650949/Internet_Safety_Strategy_green_paper.pdf

⁵³ HM Government, Online Harms – White Paper, April 2019

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/973939/Online_Harms_White_Paper_V2.pdf

(ウ) 目的

オンライン安全法案の政策目的は以下のとおり⁵⁴。

- 利用者のオンライン安全性の拡大
- オンラインでの言論の自由の保全と強化
- 違法なオンラインコンテンツに対する法的執行能力の向上
- オンラインにおける利用者の安全確保能力の向上
- 有害な状況に対する社会的理解の向上

(4) 法規制に対する世論の動向（意識調査の結果等）

デジタル・文化・メディア・スポーツ省の依頼に基づき Ipsos 社が 2022 年 11 月に 16 歳から 75 歳の青少年及び成人 1,032 人を対象として実施したオンライン調査⁵⁵において、70%以上がオンライン上の子供を保護するためにソーシャルメディアプラットフォームがもっと対策すべきであると考えており、81%がそのために政府が対策すべきであると回答した。また 77%が子供を保護できなかった場合には、ソーシャルメディア企業は罰を受けるべきであると回答している。

⁵⁴ House of Common Library, Research Briefing, Analysis of the Online Safety Bill, 8 April 2022
<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9506/>

⁵⁵ Ipsos, Over 70% of UK adults think social media platforms should do more to protect children online, 15 December 2022, <https://www.ipsos.com/en-uk/over-70-uk-adults-think-social-media-platforms-should-do-more-protect-children-online>

4. 利用環境整備に関する事業者、民間団体、家庭の取組を整理

(1) 調査時における青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者、関連団体及び保護者等の教育・啓発活動の取組内容並びに教育・啓発の評価指標や啓発事業における効果の測定方法等

ア. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者

- Internet Matters⁵⁶ : BT 社、Sky 社、TalkTalk 社、Virgin Media 社（イギリスにおける代表的なインターネットプロバイダー）の提携によって 2014 年 5 月に発足。子供のデジタル使用による幸福のための保護者援助、脆弱な青少年の求めに応じたガイダンスと広範なサポートネットワークの提供、オンライン安全の向上のため産業のリーダーとエキスパートが協働する場を提供することを目的とする。

イ. 関連団体

- (ア) UKSIC (UK Safer Internet Centre)⁵⁷ : 子供と青少年にとってインターネットを安全でよりよい場所にすることを目的として 2011 年に設立。Childnet International、Internet Watch Foundation 及び SWGfL (South West Grid for Learning) の 3 つの NPO によるパートナーシップ。子供及び青少年のオンラインにおける安全のため、保護者や関係者に対するガイダンスや資料、トレーニング、ヘルプラインなどを提供している。また、The UKSIC Evidence Group (UKSIC 内におけるリサーチグループ) は学術、政府、NGO、産業界からの代表者で構成され、子どものインターネットの安全に関する新たな研究を評価し、委託するため定期的に会合している⁵⁸。

- (イ) 英国児童愛護会 (NSPCC、National Society for the Prevention of Cruelty to Children) : 英国児童愛護会は 130 年以上の歴史を持つ慈善団体で、イギリスにおける児童虐待の終結を目的として設立された。

ウ. 保護者等の教育・啓発活動の取組内容

(ア) UKSIC

子供及び青少年のオンラインにおける安全のため、UKSIC は以下のような取組を実施している⁵⁹。

- オンライン上のテクノロジーに関する保護者向けガイドの提供
- 子供に関係する仕事を持つ者を対象としたオンラインの安全に関するへ

⁵⁶ <https://www.internetmatters.org/about-us/>

⁵⁷ <https://saferinternet.org.uk/about>

⁵⁸ 本報告において聴取調査を実施したソニア・リビングストン The London School of Economics and Political Science 教授も本グループの一員として、UKSIC に参画している。

⁵⁹ <https://saferinternet.org.uk/guide-and-resource/parents-and-carers>

ルプラインの設置

- 違法なコンテンツを通報するためのホットラインの設置
- 有害なコンテンツを通報するための援助
- リベンジポルノの被害者へのサポート

(イ) 英国児童愛護会

英国児童愛護会はオンラインにおける子供の安全確保について、以下のような取組を学校や地域コミュニティと協働で実施している。

- オンラインポルノ、オンラインゲーム、ペアレンタルコントロールなどに関する保護者への啓蒙活動
- ネットいじめ、ソーシャルメディアにおける安全、適法であるが有害なオンラインコンテンツ、学校におけるインターネット環境の安全性確保、安全なリモート授業の実施、インターネット環境の安全方針の雛形の提供、インターネットを安全に利用するためのトレーニングなどを含む学校や組織へのインターネット環境の安全に関するリソースの提供
- 子供及び青少年のインターネット環境の安全確保のための法規制キャンペーンの実施

エ. 教育・啓発の評価指標や啓発事業における効果の測定方法等

(ア) 英国インターネット安全評議会 (UK Council for Internet Safety) は学校向けのオンライン安全に関するガイダンスを質問集の形で公開しており、その中で学校が以下5点について自己評価及びグッドプラクティスを確認し、記録することを推奨している⁶⁰。

- ① 指針
- ② 支援と報告のメカニズム
- ③ スタッフトレーニング
- ④ 教えと学び
- ⑤ 学校全体の取組と教育

(イ) また、SWGfL (South West Grid for Learning)⁶¹は学校に対し、方針や実態を測定するためのツールである 360 degree safe ⁶²を提供している。SWGfL によると、この

⁶⁰ UK Council for Internet Safety, Online safety in school and colleges: questions from the governing board, Last updated on 6 October 2022, <https://www.gov.uk/government/publications/online-safety-in-schools-and-colleges-questions-from-the-governing-board>

⁶¹ UKSIC (前述) の一部であり、学校、公的機関、産業に対してオンラインの安全のためのアドバイスを提供している。

⁶² SWGfL, 360 degree safe free online safety self-review tool for school, <https://swgfl.org.uk/services/360-degree-safe/>

オンラインツールを使うことの効果は以下のとおりである。

- オンライン安全方針の作成及びレビューと実績の向上
- 強みと弱みの特定
- 学校全体の遂行と関与
- オンラインの安全についてレベルの底上げに関する議論の形成

(2) 保護者や家庭での取組について、既存の意識調査の結果等。特に保護者が青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）による対応

ア. 既存の意識調査の結果

以下イにてペアレンタルコントロールの対応状況と合わせて記載する。

イ. 保護者が青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）による対応

Ofcom の調査によると、青少年の親の9割がペアレンタルコントロールの存在を認識しているものの、実際に使っているのは7割である。その中で最も利用頻度が高いのはデバイスに標準搭載されているペアレンタルコントロール機能（Windows、Apple、PlayStation など）である（31%）。61%の親が Wi-Fi プロバイダーによるフィルタリング機能⁶³を知っていると回答したが、実際に利用しているのは27%に留まる。

ペアレンタルコントロールをデバイスレベルで管理するのではなく、アプリのダウンロードやアプリ内課金の制限（26%）や、アプリ内のセーフモード（Google SafeSearch や TikTok Family Safety Mode）で不適切なコンテンツのアクセスを制限するなど、一部の機能を制限することを選ぶ親も多い。

ペアレンタルコントロールを利用しているのは年齢が低い子供の親が多く、16歳から17歳の親の48%は技術的なコントロールを利用していないと回答している⁶⁴。

⁶³ 全てのデバイスにペアレンタルコントロールのフィルターをかけることができる機能（ISP Content filters）。

⁶⁴ Ofcom、How children are consuming content、「子供と親」（前掲）、P. 62-63

5. その他

(1) 青少年のインターネット環境整備に係る最新の動向

・Molly Russell 事件

2022年10月13日、Waker 検死官は2017年に当時14歳だったMolly Russellが自殺したケースについて、その死因が「オンラインのコンテンツによる悪影響と鬱病による自殺」であると結論付けた⁶⁵。報告書は、Mollyが定期的に関連していたウェブサイトには自傷や自殺に関する写真・動画・文章など、14歳の青少年が観るべきでない成人向けコンテンツが含まれており安全ではなく、さらにプラットフォームのアルゴリズムによってそのようなコンテンツが自動的に選択せずともMollyの目に多く触れることとなったと指摘している。そして、Mollyの若さに伴う脆弱性や既に患っていた鬱症状はこのようなコンテンツに晒されることで悪化し、それが自殺に寄与したとしている。

報告書は政府に対し、特に以下の点について子供のインターネットプラットフォームの見直しを求めた。

- 有害なオンラインコンテンツの存在
- 成人と子供のプラットフォームの分離
- プラットフォーム利用前の年齢確認
- 年齢区分別コンテンツの提供
- コンテンツ提供に利用されるアルゴリズム
- 広告の使用
- 子供が閲覧した内容へのアクセスを含む親及び保護者のコントロール
- 子供が閲覧した内容の保存

また、オンラインプラットフォームを監視する独立した規制機関の設置と、子供を有害なオンラインコンテンツから保護し有害なオンラインコンテンツを規制する法律の制定についても考慮することを求めている。

報告書はデジタル・文化・メディア・スポーツ省大臣のほか、Pinterest、Twitter、Snapchat等のSNS各社にも送付され、青少年保護のために必要な自主規制措置を取るよう求めた。本事件及び報告書は世論のほか、2023年1月現在、議会で議論が続いているオンライン安全法案（Online Safety Bill、前述）に大きな影響を与えているとされている⁶⁶。

⁶⁵ The Coroner's Service, Regulation 28 report to prevent future death, https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2022/10/Molly-Russell-Prevention-of-future-deaths-report-2022-0315_Published.pdf

⁶⁶ The Guardian, Molly Russell: how family are helping shift narrative on online safety, 30 September 2022, <https://www.theguardian.com/technology/2022/sep/30/molly-russell-family-helping-shift-online-safety-regulation>

第3部 資料（現地有識者への聞き取り調査）

第6回の有識者会議は現地有識者から本件に関連する事項に対する意見の聞き取り調査である。本件の有識者である東京国際工科専門職大学工科学部の齋藤長行教授の助言のもと、ロンドン大学スクールオブエコノミクスのソニア・リビングストーン教授¹にお話を伺うこととなった。

意見聴取に際して上述の齋藤教授及び内閣府と協議を行い、主に以下の2点についてメールヒアリングを行った。

1. EU Kids Online に関することについて
2. ペアレンタルコントロールについて

EU Kids Online（以下、EKO）はリビングストーン教授が設立に尽力された国際的な研究者のネットワークであり、欧州の関係者（特にユニセフ、ITU、OECD）等に助言を行っている。本稿のEU編でもEKOのデータを幾つか引用している。

今回の質問に関する回答として、リビングストーン教授が関わった研究が貢献した事例の情報をいただいた。研究の成果は「子供達のインターネットリテラシーと安全向上」に係る保護者や教師の意識を高め、また英国をはじめとする政府機関の政策立案に資することとなった。事例についての資料を以下に掲載したので参照されたい。

また、子供達のインターネットコンテンツ閲覧に対するペアレンタルコントロールについては、その効果はそれほど高くなさそうだとの仮説を持たれているようであるが²、現在この件に係る分析を行っている最中であり、はっきりとした結論については時期尚早とのことであった。

¹ ソニア・リビングストーン (Sonia Livingstone) : ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス&ポリティカル・サイエンス メディア・コミュニケーション学科 社会心理学教授

² “I am in the middle of writing a review of parental controls and the evidence is not strong that they are effective”. (Sonia Livingstone)

所属機関：ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンス
評価単位：36：メディアとコミュニケーション
事例研究のタイトル：リテラシーと安全への取り組みを通じて、子供たちにオンライン力を与える
<p>1. 影響の概要 (目安最大100字)</p> <p>LSEの研究は、子供のインターネット・リテラシーと安全政策の形成に寄与している。英国では、この研究が、英国児童インターネット安全協議会 (The UK Council for Child Internet Safety : 以下「UKCCIS」) の設立と、同評議会による英国初の子供インターネット安全戦略 (Child Internet Safety Strategy) の策定につながった。この調査に基づき、同協議会は産業界に安全ツールの改善を要請し、保護者や教師の意識を高めた。これにより、子供たちがネットから得られる恩恵、デジタルリテラシー、ネット上のリスクに対処する能力が向上し、被害が発生する可能性が低くなった。欧州では、欧州委員会のセーフターインターネットプログラム (European Commission's Safer Internet Programme) の業界ガイダンス、安全ツール、啓発キャンペーンにこの研究が反映され、子供を守ることから、子供が安心して安全にインターネットを利用できるようにすることに重点が移された。世界各地の政策や実践的な取り組みは、この研究の方法論や知見を活用している。</p>
<p>2. 基礎的な研究 (目安500字以内)</p> <p>研究プログラムと主要な調査結果：</p> <p>子供たちは、インターネットの黎明期からネットを利用している。この15年間は、オンラインにおける子供たちのエンパワーメントと保護のための政策的枠組みを確立する上で決定的であった。リビングストンは研究代表者として、1995年から2014年にかけてLSEで行われた持続的な研究プログラムを主導し、約400万ポンドの外部助成金を得て、その政策的枠組みの構築に大きな影響を与えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> • BBC、Leverhulme、BT、ECなどの助成を受け、12カ国における子供のニューメディア利用に関する多方式研究であるChildren and their changing media environment (1995-99) (1、2)。 • ESRCが資金提供したUK Children Go Online (UKCGO, 2003-5)は、若いインターネット利用者、非利用者、保護者を対象とした多方面からの研究である。これはESRCから「Outstanding (卓越した)」と評価され、インパクトのあるモデルとして評価された(3)。www.esrc.ac.uk/impacts-and-findings/features-casestudies/case-studies/2784/safe-web-space-for-children.aspx • EU Kids Online (2006-14) は、3つのフェーズで実施され、2010年には9歳から16歳の25,142人を対象にした調査も行われた。ECのSafer Internet Programmeから資金援助を受けており、同プログラムは「Excellent (優良)」と評価された(5、6)。www.eukidsonline.net <p>テクノ・オプティミズム (技術楽観主義) とメディア・パニックという初期の風潮の中で、政策立案者は、機会を最大化しようとする者 (教育者、市民団体) とリスクを最小化しようとする者 (福祉、警察、臨床医) に分かれていた。この研究では、子供のインターネット利用の状況を見ることで、これらのアプローチを統合する必要性を示した (3、6) 。また、子供の主体性とスキルを考慮したオンラインリスクの分類を構築し、現在英国政府とECが使用しているリスク普及に関する指標となる知見を得た (5) 。これは、子供が大量生産されたコンテンツを受け取ることから始まり、その後、より熟練した、参加型の、創造的な方法でネットを利用するようになる理想的な経路を概説する「オンラインオポチュニティーのはしご」を実証したものである。</p> <p>保護者やその他の安全管理へのアプローチを過度に制限することを避けるため、研究では、リスク (例えば、オンライン上の性的コンテンツへの接触) と害 (例えば、その接触によって子供が悪影響を受けること) を区別し、すべての接触が害をもたらすわけではないことを示した。そして、子供のネットにおける脆弱性に寄与している社会経済的、人口統計的、心理的、その他の要因と、デジタルスキル、親の仲介、技術的ツールの使用、リスクテイク (レジリエンスを構築する限りにおいて) など、子供を守るのに役立つ要因を特定した (6) 。その結果、子供のデジタルスキルはリスクと同時に様々な機会をもたらすこと、そして、子供がリスクにさらされることを減らすための親の行動が、子供のオンライン上のポジティブな機会を減らすことがわかった (6) 。リスクの中でも不明瞭な行動、例えば個人情報漏洩のリスクのある機会やオンライン上で新しい人間関係を作るようなものについては、特に注意が必要である (4、6) 。</p> <p>この研究により、強固な説明の枠組みと、国をまたいだ調査 (1、2、5) のための実用的な測定方法が確立され、また、英国、欧州、国際的に子供のオンライン上の機会とリスクを評価するベンチマークとなる知見が得られた (1、3、5) 。これにより、政策の対象を脆弱性と保護要因に絞り、危険回避と関連するモラル・パニックからの転換を図り、被害の軽減に重点を置くことを正当化した。</p>

主要な研究者：リビングストーン教授は1990年以来LSEに所属している。彼女の研究プロジェクトには、博士課程修了後の研究者（Bovill 1995-2001、Bober 2003-5、Haddon 2006-14、Görzig 2009-11）および博士前期課程の研究者（Helsper、Ólafsson）が参加した。リビングストーン教授は、150人の研究者から成る33カ国のネットワークを調整した。この研究により、リビングストーン教授は2008年にエラスムス大学ロッテルダムから名誉博士号を授与された。

3. 研究内容および品質指標に関する参考文献（最大6件を目安とする）

1. Livingstone, S. and Bovill, M. (Eds.) (2001) Children and their Changing Media Environment : ヨーロッパ比較研究 .Hillsdale, N.J.: Erlbaum.[390件の引用] <http://eprints.lse.ac.uk/11222/>
2. Livingstone, S. (2002) Young People and New Media : 子供時代とメディア環境の変化 .London: Sage.[査読あり; 761件の引用] <http://eprints.lse.ac.uk/3422>
3. Livingstone, S. and Bober, M. (2005) UK Children Go Online : プロジェクトの主要な調査結果の最終報告書.LSE Report. <http://eprints.lse.ac.uk/399/> [346 citations].
4. Livingstone, S. (2008) Taking risky opportunities in youthful content creation: teenagers' use of social networking sites for intimacy, privacy and self expression.New Media & Society, 10(3) : 393-411. <http://eprints.lse.ac.uk/27072/> [査読あり; 635 件].
5. Livingstone, S., Haddon, L., Görzig, A., and Ólafsson, K. (2011). インターネット上のリスクと安全性 : The perspective of European children.<http://eprints.lse.ac.uk/33731/> [262 citations].
6. Livingstone, S., Haddon, L., & Görzig, A. (Eds.) (2012) Children, Risk and Safety on the Internet : 比較の視点からの研究・政策課題 .ブリストル : Policy Press.<http://eprints.lse.ac.uk/44761/>

4. 影響の詳細（目安：最大750字）

この分野では、英国の政策がEUのイニシアティブの基礎を築くことが多い。UKCGOとEUキッズオンラインは、子供のリテラシーとオンライン上の安全性の向上に取り組む複数の関係者にとって、主要な証拠資料として広く認知されています。

英国の政策への影響

UKCGOの調査結果を受け、教育省の「ホームアクセスプログラム」では、英国の最貧困層の子供たちに、低料金で安全にコンピュータやインターネットを利用できる環境を提供した（2007-11年）。UKCGOの調査では、恵まれない家庭でオンラインアクセスを提供することで教育的効果が得られるが、子供の安全にも配慮する必要があることが示唆された。

この調査は、ブラウン首相から依頼された「パイロンレビュー（A）」に影響を与えた。パイロンは、「私は、EUのキッズ・オンライン・プロジェクトが開発したモデルに沿って子供たちのオンラインリスクの分類に取り組んだ」と述べている。この調査のベンチマークとなる調査結果は、歴代の啓発キャンペーンで上げられたリスク（ネットいじめ、「セクスティング」とプライバシーリスク、さらに小児性愛者によるグルーミング）の幅を広げた。パイロンレビューは、英国児童インターネット安全評議会（UKCCIS）につながり、2011年に英国初の「児童オンライン安全戦略」が策定された。この戦略には、機会とリスクのバランスを取り、デジタルリテラシーを向上させるという研究の成果が反映されている。これにより、学校のコンピューターカリキュラムや「Ofsted」の検査体制に「e-safety」が盛り込まれることになった。

英国では、「インターネットにおける子供の保護に関する内務大臣タスクフォース」（2008年）の成功を受けて、オンラインで子供の能力を高める取り組みが活発化した。同タスクフォースは、セーフサーチ、チャット、モデレーション、ソーシャルネットワーキング、モバイルに関する自主規制のガイダンス規範を制定した。2010年にUKCCISによって更新されたこの規範は、業界の規定と実践における安全性の向上につながり、英国の子供のインターネット利用者とその家族に恩恵をもたらした。規約（B）は、子供たちのソーシャル・ネットワーキング・サイトの利用、フィルタリングや報告ツール、「友達申請（Friending）」、プライバシー、リスクテイク、危害に対する脆弱性についての研究結果をもとに作成されている。

戦略を実行に移すため、UKCCIS（イギリスの子供のインターネット安全に関する協議会）は、プロバイダー向けの普遍的なガイドライン（C）である「Advice on child internet safety 1.0」を作成した。このガイドラインは、リスクと被害に関する定義や証拠に関する研究に依存している。UKCCISのメンバー（商用の固定回線、ハンドセット、ソフトウェア、コンテンツプロバイダー、警察、学校、NGO）は、この使いやすい安全ガイドラインを英国の子供たちとその保護者に提供し、それと並行してカスタマーサービス、報告ツール、プライバシー設定、ヘルプラインなどの技術的・人的サポートを提供している。また、リビングストンの研究は、リスクの発生率や親が子供を保護するために行う取り組みの不足、フィルターの設置に苦勞する親などを調査したものであり、それはイギリスの固定回線インターネットサービスプロバイダーの最初のペアレンタルコントロール規範の策定（D）に影響を与えた。この行動規範はBT、Talk Talk、Virgin Media、Skyによって署名され、キャメロン首相によって承認された。この規範により、家庭用フィルターがオンになっているため、所有者がオフにしない限り、自動的に保護が行われるようになった。

インパクト事例 (REF3b)

インプリメンテーション

研究の政策的・公共的利益を確保するため、リビングストーンは多くの関係者と緊密に連携し、全党議員自殺防止グループ、英国商工会議所、児童委員事務所、NSPCC、BECTA、BBC、Ofcom、女性や少女に対する暴力に関する省庁間グループ、多様な企業（Google、YouTube、BT、Vodafone、Facebook、GSMAなど）に研究成果を提示した。

英国：2009年から10年にかけて、内務大臣による「インターネットにおける子供の保護に関するタスクフォース」、教育省による「ホームアクセスプログラム」、およびそのパネル「商業世界が子供のウェルビーイングに与える影響の評価」（2009年）の委員を務めている。Ofcomの依頼により、バイロンレビューのための証拠を作成。文化・メディア・スポーツ委員会（2008年）では、UKCCIS（H）につながる報告書を証拠として提出した。UKCCISのEvidence Champion、Executive Board Member (2009-)、Evidence Group 創設時の首席を務める。UK's Safer Internet Centre、CEOP Command Strategic Group (National Crime Agency)の諮問委員会メンバーでもある。

EC/国際：リビングストーンは、EUキッズ・オンライン・ネットワークを率いて、国内および欧州の関係者（特にユニセフ、ITU、OECD）に助言を行い、ECのSafer Internet Forum、欧州委員会、欧州議会、スウェーデンEU議長国、Insafe、インターネットガバナンスフォーラム、ファミリーオンライン安全研究所、子供と若者のメディアに関する世界サミットなどにおいて、調査を複数回発表した。

5. 影響を裏付ける情報源（参考文献は最大10件まで）

以下のソースはすべて、https://apps.lse.ac.uk/impact/case_study/view/82にも記載されている。

(A) バイロン、T. (2008年) . Safer Children in a Digital World : The Report of the Byron Review. DCSF/DCMS.[研究に関する39の参考文献を含む]

<https://www.education.gov.uk/publications/eOrderingDownload/DCSF-00334-2008.pdf>

(B) UKCIS（英国子供インターネット安全委員会）産業コード、ソーシャルネットワーキング、モデレーション、検索、チャット、および親のコントロールに関するもの.[6つの参考文献]

<http://www.education.gov.uk/ukccis/groups/a0075834/self-regulation-of-industry>

(C) UKCCIS（英国子供インターネット安全委員会）（2011年）. プロバイダーのためのユニバーサルガイドライン：子供のインターネット安全に関するアドバイス1.0。

<http://media.education.gov.uk/assets/files/ukccis%20advice%20on%20child%20internet%20safety.pdf>

[9つの参考文献]

(D) EC（欧州委員会）（2012年）. 欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地方自治体委員会への委員会からの通知書：子供たちにとってより良いインターネットのための欧州戦略、COM（2012）196最終.[7つの参考文献]

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2012:0196:FIN:EN:PDF>

(E) OECD（経済協力開発機構）（2011年）. オンラインでの子供の保護：子供たちがオンラインで直面するリスクとそれらを保護するための政策、OECDデジタル経済論文、No 179.[20の参考文献]

http://www.oecd-ilibrary.org/science-and-technology/the-protection-of-children-online_5kgcjf71pl28-en

(F) UNICEF（国際連合児童基金）（2012年）. Child Safety Online : Global challenges and strategies. Florence.[34の参考文献]

<http://www.unicef-irc.org/publications/650>

(G) Protecting Children in the Digital World COM (2011) 556 final,

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0556:FIN:EN:PDF>

(H) Millwood Hargrave, A., and Livingstone, S. (2008). 文化・メディア・スポーツ委員会に対する証拠：インターネットやビデオゲームにおける有害なコンテンツ」。

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200708/cmselect/cmcomeds/353/353iii.pdf>

個人

- DCMS メディア政策・戦略・変革担当ディレクター（UKCCIS担当）ソースファイル：

- <https://apps.lse.ac.uk/impact/download/file/923>

- 欧州委員会副委員長ネリー・クルース内閣委員、インターネット安全に関する児童慈善団体連合事務局長、オンラインにおける子供の安全のためのEU連合事務局長

- フェイスブック 欧州公共政策責任者

- ブラウン首相顧問、「Safer Children in a Digital World」著者